

日本地主制史研究序説

——戦前日本資本主義と寄生地主制との関連をめぐって——

中村政則

序章 研究史の批判的反省と課題の設定

一般に、後進資本主義の構造的特質は、「土地所有」と「資本」との相互規定関係、とくに歴史的発展過程における両者の内面的な関連の仕方によって強く規定される。⁽¹⁾換言すれば、「土地問題」の解決の仕方・処理の仕方こそが、後進資本主義国の型を決定するのみならず、それが資本主義国として自立しうるか否かをも決定するといつてよい。

一九世紀後半、世界史的には帝国主義段階に到達しつつあった、まさにその時点において世界市場への強制的編入を余儀なくされた日本が、資本主義国として自立しうるか否かもいつに、この「土地問題」の解決の仕方如何にかかっていた。それ故に、幕藩体制的 \parallel 封建的土地所有をいかに解体し、かつ、それを日本資本主義の不可欠の構造的一環にいかに関わり込むかは、まさに日本資本主義の存立にかかわるもっとも根源的な課題であったといふことができる。それならば、戦前日本資本主義は、明治維新 \parallel 地租改正を歴史的画期として体制的確認をうけ、戦後農地改革によって体制的に廃絶された寄生地主的土地所有を、いかに組み込みつつ自己の構造的な一環たらしめていったのだろうか、

そしてこの地主的土地所有を不可欠の構造的一環に組み込んでいったことによって、逆に日本資本主義はいかなる構造的特質を打刻され、さらにはいかなる階級矛盾をかかえこまざるをえなかったのか。

本稿の目的は、この問題を、従来、筆者が取組んできた地主制史研究の立場から追究していくことにある。とりわけ、日本資本主義と地主制との関連を、「地租および地代の資本への転化論」を方法的軸とする地主制史研究の視点から究明していくことに最大の力点がおかれている。⁽²⁾ いいかえれば、農村部面に蓄積された資金が、就中、地主層の蓄積貨幣が、いかなる契機によって、いかなるプロセスを経て資本へ転化していったのか、この点を全機構的観点から解明することに本稿の中心的課題が据えられるのである。

考察の時期は、主として産業資本の確立期、日本資本主義の帝国主義転化の時代（明治三・四〇年代）に限定される。というのは、この時期こそは、後述のごとく、寄生地主的土地所有が、日本資本主義の不可欠の一環として構造的に定置される時期にほかならず、かつまた寄生地主制が体制的に確立する時期にあっていると考えるからにほかならない。

そこでまずはじめに、日本資本主義と地主制との関連を論ずるにあたって、われわれがなぜ地主層の蓄積貨幣の運動形態の究明に焦点をしばったのかについて、簡単な説明を加えておくことにしよう。その理由は主としてつぎの三点に求められる。

その一は、国内的な資本蓄積の低位性にもかかわらず、わが国が強行的かつ急速に資本主義的發展をとげねばならなかったとするなら、いきおい資金源、労働力供給源としての農村への一方的依存は強められざるをえず、事実、

かくすることによってのみ戦前資本主義の確立は可能とせられたからである。とりわけ地主資金のもつ意義は決定的であった。

この点は、日本資本主義興隆過程における主要な資本源泉がどこにあったかを検討することによってただちに理解できる。以下、その点を説明すれば、

日本資本主義成立過程での資本源泉は、主としてつぎの四源泉にあった。⁽³⁾

(1) 国家資金、(2) 華土族層の所有金禄公債、(3) 政商の蓄積貨幣、(4) 商人・地主層の蓄積貨幣、以上の四源泉である。

いうまでもなく、(1)の国家資金は、官営企業ならびにその一部は殖産興業政策の影響をうけて設立された紡績・製糸業等の諸部門に資本として投下された。(2)の旧領主層の金禄公債も、第十五銀行をはじめとする国立銀行の銀行資本に転化されただけでなく、さらにその一部が東京海上保険会社、日本鉄道会社、大阪紡績会社等の資本金となったことはつとに指摘されておりである。つぎの(3)政商資本にしても、鉱山・造船・運輸・金融業等に投下され、それが後の財閥形成の基礎となったことはもはや周知の事に属する。最後に、(4)の商人・地主層の蓄積資金(その支配的形態は「地代」)についても、一部は地租として国家財政にくみこまれたし、他の部分についても、直接、紡績資本を形成するか、国立・私立両銀行さらには銀行類似会社等に投下されて銀行資本を形成し、それがかかる信用機関を媒介にして製糸・織物・紡績資本に転化していったことは、近年の諸業績が明らかにしているとおりである。

このように、日本資本主義の興隆を資金面で支えた条件が以上の四つの資本源泉にあったことはまず疑いないところと思われる。ところで、右の四つの資本源泉のうち、もっとも基本的な資金源泉はどこにあったといふべきなのだ

ろうか？

そこで、これらの資金源泉をさらに追求してみるならば、(1)の国家資金の大半が地租にあることは明らかであり、(2)の金庫公債もその利子の主要部分が、直接、農民より収奪する政府の財政収入から支払われるものであったからこれも同じく地租に源泉のあったことが判明する。いいかえれば、農村にその本来の源泉を求めることができるのである。(3)の政商の蓄積貨幣は、もとより旧幕以来の商業活動を通じて蓄積されたものであり、そのいみで(1)・(2)とは區別されねばならないが、三井組の米穀販売・貢米荷為替業務の展開にもみられるごとく、これら政商資本の一方の蓄積基盤が農村にあったことから考えて、農村から収奪した貨幣が、その資金源泉として密接な関連を有していたであろうことは否定できないのである。

(4)については、説明を要するまでもなく、地主的土地所有が商人・高利貸資本の転化形態である以上、地主・小作間の搾取関係を通じて蓄積された貨幣が主要な部分を占めていた。従って、以上の検討によるかぎり、右の四つの資本源泉のうち、日本資本主義の成立と発展にとって、いいかえれば、資本制企業の出現と成長にとって不可欠のもっとも基本的な資金の源泉は、農村部に蓄積された資金にあったことは、まず疑いなくともいってよい。つまり、地租と地代こそが、もっとも重要な資金源泉であったということができるのである。

だが、ここでさらに、このうち地租についてみるならば、当初は自作農の負担部分とその主要部分を占めていたわけであるが、農民層の分解が進展してくると(特に原蓄過程を通して)、漸次、地主層の負担部分のウェイトが増大してくることが考えられる。それに、農民層分解の基本線が寄生地主的兩極分解として貫徹していくことを考慮に入

れるならば、地主制下の資金蓄積の方式こそが、わが国農村内部におけるもっとも基本的な資金形成の方式であったとすることができるのである。

かくて、以上の検討からわれわれは農村部面における蓄積資金のうち、地主層の蓄積資金こそが、日本資本主義興隆のためのもっとも基本的な資金源泉であったことを結論することができた。そして、それにとどまらず、日本資本主義の資本蓄積様式の特徴が、(1)地代↓地租↓資本の系列と(2)地代↓資本の系列との二系列に渉る地代の資本への転化過程の裡にもっとも凝集的に表現されていることをも同時に確認したのである。

日本資本主義と地主制との関連を追究するにあたってわれわれが、地主資金の動向に強い関心を向けた第一の理由が、ここにあるといえる。

つぎに第二の理由を述べるならば、それはつぎの理論的根拠にもとづく。

まず、理論的にいって、「資本」と「土地所有」、いかえれば資本主義と地主制とを媒介し、連繫させる経済的契機はどこに求められるだろうか。いうまでもなく、それは商品流通の中にしかない⁽⁵⁾。これをさらにふえんすれば、(1)労働力商品流通、(2)貨幣商品⇕資本流通、(3)生産物商品流通、この三側面に要約される商品流通の特徴的な在り方こそが資本主義と地主制との相互規定関係の在り方そのものを規定し、かつ、日本資本主義を特徴的な構造をもった資本主義へと構成する経済的契機なのである。

従って、本稿の主題にそくして考えるかぎり、(2)の資本流通の特殊日本的、歴史的形態を究明することが、理論的にも要請されることはいうまでもなく、また、本稿は、そのかぎりでのみ資本主義と地主制との関連を歴史具体的に

明らかにすることを目指しているのである。

だが、資本主義と地主制とが資金面を通じて構造的に結合するといっても事柄は単純ではない。なぜならば、本来、この両者はそれぞれ異なった基盤に存立の根拠をおく異質のウクライドであり、従って、両者はむしろ原理的には排他的な関係にたっているといわざるをえず、それにもかかわらず、この矛盾対立的な両ウクライドが結合するとするならば、かかる事態はたんなる経済的な契機からだけでは説明できるものではないと考えるからである。

とくにわが国のように、国内産業の発達程度が低く、従って（産業）資本が自力で商人・高利貸資本を排除し、従属せしめる力量を欠いている場合には、否、それ故にこそ却って商人・高利貸資本への依存を必然としたわが国の場合においては、資本が土地所有を自己の発展にとって適合的な形態に組み込むためには、労働力市場・資本市場・商品市場という経済的契機とは別個の媒介的契機を必要としたと考えられる。われわれは、この自生的条件の欠如を代位補充するものとして、後にみるごとく国家権力の不断の介入という政治的契機が必須であったことを特に強調しておかねばならないように思う。^(c)

すなわち日本資本主義における国家権力の問題、この強力の存在こそが資本主義と地主制とを結合せしめる不可欠の媒介環となっていたのであり、また逆に本来、異質のウクライドが強引に結合させられたことよって絶えず矛盾が生起することが避けられず、それ故にこそ、この矛盾を調整し、解決する媒介者、調停者としてふたたび国家権力の不断の介入が要請されるという、日本近代史に特徴的な事象——政治と経済の逆転的關係が必然とされるにいたつたのである。

ともあれ、このように考えるならば、「地租および地代の資本転化」を中軸として資本主義と地主制との関連を解明しようとするわれわれにとっては、国家の財政・金融政策が鋭い関心の的とならざるをえない。だが、その方法的具體化は、本論に譲ることとしよう。

最後に、われわれがかかる方法的地見地にたったことの第三の理由は、これまでの研究史にたいする批判的反省にもとづく。

卒直に言って、これまでの研究史には、農村部に蓄積された資金がどう移動し、それがいかに資本に転化していったのかという問題を具体的な史料分析にもとづき、かつ自覚的な方法論にまで高めて考察を加えた業績は皆無に等しいといつてよい。断片的に闡説することはあっても、この問題を真正面から取上げて論じた研究業績は全くなかったといつても過言ではないだろう。

戦前日本資本主義の構造をもつとも体系的に分析した野呂栄太郎⁽¹⁾、山田盛太郎⁽²⁾、平野義太郎⁽³⁾三氏の開拓者の業績を検討してみても、この点はただちに指摘することができる。

すなわち、これらの三氏にあっては、資本主義と地主制との関連は「賃銀の補充によって高き小作料が可能とせられ又逆に補充の意味で賃銀が低められるような関係の成立」という山田氏の簡潔な表現に示されているごとく、両者の関係は低賃銀と高率小作料との相互規定関係そのものとしておさえられていたのであった。いうなれば、労働力の面からの規定に力点がおかれていたのである。だが、日本資本主義と地主制との関連はこれにつきるわけではない。繰返えし述べてきたごとく、もう一つの重要な論点、つまり、資本の面からの規定、すなわち、地租および地代の資

本への転化、この問題がある。

もちろん、右の三氏もこの点を不問に附していたわけではなかった。

たとえば、山田氏は「明治維新政府は、過重の地租徴収による、広汎な系列に涉つての工業部門移植の方針を決定し⁽¹⁰⁾」さらに「半隷農的現物年貢の徴収とそれの農業部面外での資本転化⁽¹¹⁾」と記されているごとく、また、平野氏も「半農奴的現物年貢の徴収とそれの農業部面外での資本転化、それによる資本制生産の拡張的再生産⁽¹²⁾」発展との内部的連繫⁽¹²⁾」と言及されているごとく、この点の指摘を忘れていない。さらに、野呂氏においては、より明確な指摘がなされていたといえる。すなわち、

「……農民から搾取せられたこれらの価値部分の殆んど全部は資本として再び農業生産過程に投ぜられることがなかった⁽¹³⁾」⁽¹³⁾「余剩価値の殆んど全部は、直接（自作地）間接（小作地）に、地租として専制政府に誅求され、僅かに残る部分も再生産に必要な価値部分の一部又は全部と共に、地主、高利貸、商人等々に収奪され、而もそれ等の全部が、或は専制国家の官吏群及び官憲の飼育費や、公債の利子や、少数の特権的資本家の保護費に、或は土地購買の費用に、或はまた公債や株券への投資や銀行への預金等々に投ぜられた⁽¹³⁾。」と記しているのである。

従つて、これによれば右の三氏はいずれも日本資本主義発展の根本動因が高率小作料を前提にしての低賃銀と農民より収奪せる地租と地代の資本転化の二つにあったことを把握されていたといえる。だが、右の三氏の問題意識が究極的には、日本資本主義揚棄の、従つて変革主体諸勢力の検出に力点がおかれていたため、労働力編制の問題に分析の主力がそがれることとなり、資本の面からの追求、つまり、日本資本主義における資本の循環構造の特質把握は、

遂に深められることなく終ってしまっていたのである。⁽¹⁴⁾だが、この点についての分析が背後にしりぞいてしまったことは、日本資本主義の歴史的把握に重大な欠陥をつくっていたのであり、構造それ自体を一面化してとらえるという傾向を避けられないものとした。それは、端的に、資本主義と地主制との関係を固定化してとらえる欠陥となつてあらわれたといえる。そのため、地主制が資本主義の構造的一環として果たす役割が段階的に変化していつている点を充分に把握できなかっただけでなく、所謂、「講座派の理論には発展の契機が欠如している」という通俗的な批判を誘発する素因をつくってしまったのである。資本の循環構造の特質把握が充分になされていないことが、かかる欠陥を生み出す一つの重要な原因となつていたことはまず疑いないところといつてよい。

これにたいし、日本資本主義と地主制との関係が変化を示し、明治四〇年頃には早くも地主制が停滞状態に入りはじめたことを明らかにしたのが高橋亀吉氏⁽¹⁵⁾であった。氏の所謂、「日露戦後農業行詰り論」がそれである。もちろん、この論は、理論的にいつて多くの誤謬（農業危機概念の一面化、体制的構造的見地の欠如、日本帝国主義構築の特質把握の徹底的回避）を含むものであったが、たんに俗流の見解としてしりぞけない問題を提出していたことに注意する必要がある。とくに、われわれの観点からいつて注目をひく点は、明治四〇年代に、公租公課負担の増大、地主の農外投資の増大、地主の寄生化、農業資本の枯渇化といった一連の現象が生じてきたことを指摘することによつて、産業資本確立期（＝帝国主義転化の時代）における資本主義と地主制との関連の仕方の局面変化を示唆していた点にある。もちろん、先にも述べたごとく高橋氏にあっては、これらの事実も、所詮は、たんに日本農業行詰り論の立論の根拠としてしか利用されていないのであるが、のちに述べるごとく高橋氏の提出された事実は、われわれの観点か

らするかがり、鋭角的検討を要する問題を内包していたのである。

この点は、齊藤万吉⁽¹⁶⁾氏の幾多の实地調査にもとづく貴重な報告書についても指摘できるのであるが、その点は本論にゆずることにしよう。ただ、ここでは齊藤氏がさまざまな事実を羅列することによって、高橋氏よりもいち早く、日露戦後の農村疲弊現象を先駆的に認識されていたこと、しかも事実の羅列の中にきわめて重要な歴史的指標をはさみ込まれていたことを指摘しておくにとどめる。

さて、以上の検討によっても明らかなごとく、われわれは講座派理論が、資本の循環構造の特質把握欠如の故に、資本主義と地主制との関連の仕方の段階的推移をとらえそこなっていたこと、そしてそれとは逆に、高橋氏にあっては構造的見地の欠如の故に、資本主義と地主制との内的関連を正しく把握しえないで終わっていることを確認した。だがそれにもかかわらず、われわれは講座派理論が構造的把握をもっとも正当な視点からなしてあげている点で、われわれの出発点とならねばならないこと、また、高橋、齊藤両氏の業績がわれわれの関心をひく問題提示を行なっている点で、同じくかえりみられねばならない研究史的遺産となつていることを確認したのである。

では、このような戦前段階の遺産にたいして、戦後段階では、いかなる業績がわれわれの観点とかかわりのある問題提示を行なっているのだろうか？ この点につき、現在、われわれはきわめて困難な研究状況にあることを、まず卒直に認めねばならないように思われる。

一つには、明治—大正期地主制史研究が、幕末—明治初期のそれにくらべてはるかに立遅れているという、戦後の研究状況にその理由が求められる。いうまでもなく、このような地主制史研究における「不均等発展」は、戦後の地

主制史研究の主流が、あの「寄生地主制論争」に象徴される論点をめぐって集中されてしまったからである。そこでは戦後の農地改革の評価ともからまって地主制がいかなる条件、基盤の下に成立し、存続するものなのかという点に研究の焦点がおかれてしまったために、いきおい分析対象Ⅱ時期も封建制から資本制への移行期に向けられ、従って、われわれが問題にする資本蓄積の問題もほとんど議論の対象となりえなかったばかりでなく、かかる問題意識の発生をも封じる結果となってしまったのであった。それ故に、戦後の地主制史研究の尨大なつみ重ねにもかかわらず、それらのほとんどは、地主制形成史として結実されたにとどまり、資本主義の発展過程における地主制の歴史的形態・機能局面の変化の追求は、今後に解決さるべき課題として残されてしまったといっても過言ではないのである。

とはいえ、戦後に明治大正期地主制史研究が全くなされなかったというのではもちろんない。

栗原百寿、山田盛太郎両氏の体系的な研究をはじめとして、古島敏雄、守田志郎、暉峻衆三、浅田喬二氏らのすぐれた業績が、この時期の地主制史研究の水準を一段とひきあげたことは否定できない事実である。

だが、これらの業績が、地租および地代の資本転化の局面に焦点を合せて、資本主義と地主制との関連を追求せんとする積極的関心に乏しかったことも、また同時に否定できないところと思われる。

この点は、たとえば戦後段階における地主制史研究の一つの方向を代表している守田志郎氏の業績(47)に端的に表明されているといつてよい。たしかに、守田氏の精力的かつ具体的な研究が、明治大正期地主制史研究の貴重な成果であることは疑いない。だが、それにもかかわらず、われわれは、守田氏の見解に大きな疑問をもたざるをえないのである。

る。

とりわけ、守田氏の最も致命的な欠陥は、地主制を日本資本主義の不可欠の構造的一環としてとらえる立場を放棄してしまつたために、資本主義と地主制との関連を追求する環を方法的に切斷されてしまつた点にある。それ故、守田氏は、折角、地主層と資本主義経済とのかかわりを示す地主の有価証券所有の実態を究明されながらも、そのもつ経済的意義を充分に把握できずに終つてしまつてゐるのである。

すなわち、地主層の証券所有も、資産株として、危険分散のため、配当への期待等々の観点から評価されているにすぎず、それが日本資本主義の「発展」にはたした客観的機能についてはほとんど考慮されていないのである⁽¹⁸⁾。だが、問題なのは、地主の主観的意図が積極的なものであれ、消極的なものであれ、地主層の蓄積貨幣がひとたび証券に姿態交換をとげてしまえば、その資金は、貨幣資本家（機能資本家と対比して用いる）の動機とはかかわりなく現実資本として機能するのであって、それ自身が自律的運動を通して資本制的経済機構（その質については後述）の形成に参与して行くのである。従つて、地主の証券投資の動機を知る上では投機株、資産株等の区別をつけることに意味はあつても、それがはたす客観的な機能については何等区別を要しないといつてよい。

もっとも、このようなことは守田氏も充分承知されているに違いない。おそらく、守田氏の真意は、地主がいくら有価証券所有を増大させたところで地主の本質はかわらないこと、地主のブルジョワ化などという現象は起りようがなかつたこと⁽¹⁹⁾、またそのような経済の仕組（封建社会における経済の法則⁽²⁰⁾）の中でしか地主は存在しえなかつたことを主張されるところにあつたのであろう。

だが、はたして地主の存在形態をこのようなものとしてしかとらえることはできないのか。たしかに、地主が、事実として、地主・小作関係という生産関係から脱脚しえなかったこと、否、この基盤をはずしてしまえば、地主が地主ではなくなってしまう、そういう経済的基盤に足を置いていたこと、従って、地主が産業資本家へ転進していくなどということが一般的には認められなかったこと等の点は、守田氏と共に容認せざるをえない事実である。

だが、かかる事実から、ただちに、地主が「生粋の」地主のままであり、従って、全く封建経済の法則に原理に規定されつづけた存在であるというには大きな論理の飛躍がある。そのいみはこうである。

およそ資本の論理が貫徹する資本主義社会にあって、地主が地主として存続していけるためには、地主それ自体が資本主義経済に適合的な存在形態をとらねばならなかったし、事実、資本主義（正確には帝国主義―後述）自体が地主をそのようなものとして仕立て上げていく。そして、そのような適合的な関係をつくりあげていくことによって、地主も地主として存続しうるのであり、また逆に、資本主義は異質のウクライドたる地主制を自己の下に包摂しながら、なおかつ資本主義として発展をつづけていくことができるのである。であつてみれば、地主制を守田氏のように把握されることがいかに一面的であるかはあまりにも明らかなことであるといえる。

このように筆者の守田氏にたいする最大の批判点は右の一点につきるのであった。当然、これにたいし、本稿では筆者の積極的見解を述べなければならぬのであるが、この点についてはのちに本論で範疇としての「寄生地主」の概念規定を行なうので、その箇所にゆずることとし、つぎには他の研究成果に眼を転ずることにする。

ところで、資本蓄積論（「地代の資本への転化論」）的視点から、ここでは是非とも検討を要する業績は、実は、地主

制史研究以外の分野に与えられているといえる。

その一つは、「日本信用体系論」ともいふべき系列の研究であり、他の一つは、近年ようやく進展をみせはじめた「地方金融史研究」の系列における諸業績である。もちろん、これらの研究は地主制史研究とは直接のかかわりを示しているわけではないが、われわれの観点からするかぎり多くの示唆を与えているように思われる。

まず、第一の系列で検討を必要とするのは、飯淵敬太郎氏の業績と、同氏の見解を批判的に摂取しつつ、独自の見解を提出された渋谷隆一氏の一連の研究⁽²¹⁾であろう。

周知のごとく、飯淵氏はその著『日本信用体系前史』（昭和二二年刊）において、日本信用体系の確立をつぎのよう
に定式化された。すなわち、

「産業資本の確立は、同時に利子付資本の近代的形態の確立 \parallel 地主的高利貸的銀行資本の確立を意味し、近代的信用体系の確立 \parallel 地主的高利貸資本的信用体系の確立を意味する」（同書五頁）と。

みられるように飯淵氏は、日本産業資本が確立するためには、その資本蓄積の低位性を補充するものとして地主的・高利貸資本的信用体系の創出を不可避としたこと、逆にいえば資本家的基礎の一般的狭隘性にもとづく銀行資金の不足を地主的・高利貸資本に補足されることによってはじめて産業資本の確立が可能にされたことを適切にも把握されていたのである。この指摘はかなり重要なみをもっている。というのは、ここには日本信用体系の構造的特質を究明する視点から日本資本主義と地主制との関連を資金循環の側面から確定せんとする方法的意図がはっきりと窺われるからである。

もちろん、この書物の性質上、その叙述の大半は旧幕時代の金貸資本の分析にさかれてしまっていた。従って、明治以降の部分については実証的根拠も薄弱であり、かつ、渋谷氏の批判されるごとく、その論理構造が非歴史的、固定的であったことも否めない。だが、飯淵氏の右の指摘は、われわれにとって是非とも記憶されねばならない問題点を提示しているといつてよい。簡単にいえば、地主的・高利貸資本の産業資本への転化の問題が、産業資本確立期の問題として正当にも据えられていることを知るからである。

そこでつぎには、右の点を確認した上で、この飯淵氏の見解にたいする渋谷氏の批判点をみることにするならば、その要点はおよそつぎの三点にあった。

その一は、後進国規定欠如の故に、飯淵氏はわが国信用制度形成過程の特質を見失なわれてしまったこと、二は、近代的信用制度と高利貸資本との共存関係が不当にも強調されてしまった結果、日本においても資本主義の発展によって、高利貸資本が特殊な形態をとりながらも、従属的な位置に追いやられ、やがては排除されている点が完全に見失なわれていること、三は、利子率の変化の追求がなされていないために、高利貸資本と近代的貸付資本との発展形態の差異が充分に把握されていないこと、の三点である。そして、右の三点のうちでも最も重要な批判点は、飯淵氏の論理では、近代的信用制度にたいする高利貸資本の機能は、高利貸資本の発展↓その蓄積資金の一部の増殖を銀行へ委嘱〔定期性預金への転化〕↓産業資本への輪租となつてはいるが、これでは何故、高利貸資本が定期性預金へ転化していくのか、その必然性が解明されていない、という点にあったと思われる。

では、この点を渋谷氏はどのように説明されるのか。要点のみを記せば、「高利貸資本の発展↓定期性預金への転

化ではなく、高利貸資本の停滞ないし衰退〔過剰資金の形成〕↓定期性預金への転化としなければならない〕(傍点―中村)といわれるのである。そして、高利貸資本の銀行資本への転化の契機となる高利貸資本の停滞は、明治四〇年頃に顕在化するのであり、それは独占資本段階における小農民の剰余価値生産の縮小、小農保護政策の一環としての政策的金融の増大によってひきおこされるものであるとされるのである。

たしかに、渋谷氏の批判は飯淵氏の論理の弱点をついたものといえる。そして、さらには、独自の形態規定の論理〔貸付資金の源泉。高利貸資本Ⅱ個人的蓄積、信用制度Ⅱ社会的蓄積の広汎な利用、従って、信用制度の高利貸資本に対する機能的優越性〕をもちこまれたことによってわが国高利貸資本の歴史的展開過程を動態的に把握する論理を提出したと考える。そのいみで、われわれは、この渋谷氏の見解から多くの示唆をうけるのであるが、ただ、渋谷氏と筆者とでは寄生地主的土地所有の理解が根本的に違う点を別にしても、つぎの点で批判的ならざるをえない。

すなわち、渋谷氏にあっては、資本主義の発展によって高利貸資本がどのような影響をうけるか、またどのように衰退していくのか、といった点に問題説明の力点がおかれているため、地租および地代の線に依存しての日本資本主義の資本蓄積様式の特徴を地主制の歴史的展開過程と結びつけて考察するという関心は薄く、従って、地代↓地租↓資本の系列における資本転化の問題を完全にドロップさせてしまっているという欠陥をもつことになったといわねばならない。そのために資本主義と地主制を構造的に結合させる媒介的契機としては経済的契機だけが問題とされるにすぎず、政治的契機(財政・金融政策)をその理論構成にくみ入れることには失敗しているといわねばならないのである。この点は、仮に渋谷氏が地主制史研究としてではなく、金融論的観点からの接近を試みていることを認めるに

しても、無視できない点なのであって、のちにみるごとく、地主的・高利貸資本の産業資本への転化の究明にあたっては、この財政・金融政策体系への歴史的検討はどうしても避けてとおることは許されないと考えるのである。

さて、およそ以上が、「日本信用体系論」の系列に属する研究成果からわれわれが学びうる論点なのであるが、それでは、「地方金融史研究」の系列からはいかなる手がかりをひきだすことができるだろうか。

この「地方金融史」の分野の研究は、未だその緒についたばかりなので、それらが今後、どのような方向に向って進展していくかも未定であり、従って、ここでは十分な検討を加えることはできないのであるが、朝倉孝吉氏『明治前期日本金融構造史』は、われわれの関心からいって是非ともここで検討しておかねばならない書物であるように思われる。

というのは、本書が、ここ数年の「地方金融史研究」の盛行を誘導した最も先駆的かつ実証的な研究書となっているばかりでなく、本書の特徴が、従来の銀行史研究の盲点をつき、首尾一貫、金融機関と農業部面との関連を追究したところにあると思うからである。とくに、朝倉氏の功績は、豊富な資料を駆使して、地方銀行の設立主体の多くが、実質的には商人地主であったことを全国的に確認されたことにあった。

すなわち、地方の国立銀行の場合、株主に士族が多かったことから士族銀行とされていたものも、原始的蓄積の進行とともに、株主から転落し、次第に商人地主の手に実権が移行していつていること、さらに、地方の私立銀行、銀行類似会社等の株主にも中小商人地主がきわめて多かったこと等を明らかにされた点はまことに興味あることといわねばならない。尤も、このような事実は、すでに中村吉治氏（『七十七年史』）や守田志郎氏（新潟第四国立銀行およ

び県内中小銀行の株主にかんする論述)によっても明らかにされていたのであるが、これを全国的範囲にわたって追求されたところにその価値が認められるのである。

とはいえ、かかる実態認識にもとづいて、朝倉氏が展開された論理については到底容認しえないものがあることを、ここで指摘しておかねばならないだろう。

その欠陥は、端的に言ってしまえば、明治前期の銀行の主要な業務が「農業金融」にあり、その「農業金融」は土地兼併にまつわる融資であることが多く、従って、結局においてこの時代の銀行は、「土地兼併機関」のごとき働きをした、というような理論的になってきわめて不正確な論理を展開されているところに決定的に露呈されている。

一体、一方でこれら商人地主の設立になる銀行が日本経済の発展を下から支えていたという主張と、他方でこれらの銀行が「土地兼併機関」であったとする主張とは、どこで矛盾なく結びつきうるのだろうか。なぜなら、銀行が土地兼併機関であったとするなら、それは前期的な金貸資本であったことの証明であるにほかならず、にもかかわらず、これらの銀行が資本主義の発展に一定の寄与をしたとするなら、その貸付資金は近代的な利子生み資本としての機能を果たしているという以外にないからである。このような論理矛盾を矛盾として自覚されなかったのは、いうまでもなく氏の無限定な内容をもつ「農業金融」概念に原因があり、さらに前期的金貸資本概念と近代的利子生み資本概念との無差別、混同にあった。とりわけ、貸付対象の具体的分析を欠いていたところに、かかる欠陥の生ずる原因があったように思われる。というのは、貸付対象が農村工業の担当者であるのか、たんなる農業者であるのかの区別もせず、これらすべてを「農業金融」として一括されてしまっていたことが、さまざまな混乱を生む直接的原因であっ

たとえられるからである。⁽²⁴⁾

以上のように朝倉氏の論理展開には多くの疑点がある。だが、それにしても、朝倉氏が、明治前期の地方銀行の株主に中小商人地主が多かったことを明らかにされた点は、商人・地主層の蓄積資金の資本への転化過程を究明しようとするわれわれにとって、きわめて示唆的な問題を投げかけていたのであって、そのいみで、本書はわれわれに重要な手がかりを与えているといわねばならないのである。

このほか、朝倉氏の業績を起点に、今日、地方銀行の個別研究が一段と活発さをまし、各地における産業構造との関連で、これら地方銀行の実態がつきつきと明らかにされてきており、従ってここでもなお多くの検討が必要とされるのであるが、それは必要なかぎり本論の中で言及するにとどめ、以下には、これまでの研究史的反省によっていかなる論点をひきだすことができたのか、またそれによってわれわれの課題と方法は、いかに構成されるべきなのかをかんたんに述べ、ここでの検討を終えることにしよう。

まず、その第一点は、戦前日本資本主義と地主制との内的連関を、資本蓄積論的観点から究明するにあたっては、何よりもまず、地租および地代⁽²⁵⁾の線を中軸とする蓄積様式に着目すべきこと、しかし、その特徴をもっとも鮮明ならしめるためには、地主層の蓄積資金の動向に問題解明の焦点をおくことが、事実的にも理論的にも正当であることが確認されたことにある。

第二点は、地主層の蓄積貨幣の運動形態を全機構的観点から確定することによって、戦前資本主義研究に資本循環論的視点を導入し、かつこれを通じてこれまで不十分にしかなされることのなかった地主制史研究と産業革命研究と

らには帝國主義研究との結合をはからねばならないことである。

第三点は、以上の観点に立つかぎり、われわれの地主制史研究は、たんに地主、小作関係の側面にのみ分析の重点がおかれるべきでなく、地主資金の運用形態にたいしてもたちいった考察が加えられるべきであり、そのためには、地主資金の資本への転化を触発し、誘導する契機としての財政・金融政策、さらには信用制度の史的展開過程への検討が併せてなされねばならないことであつた。換言すれば、これまでバラバラに行なわれていた財政史研究と金融史研究と地主制史研究の三者を方法的に結合させることによって、はじめてわれわれの課題はその解決の手がかりを得ることなのである。その際、いうまでもなく日本資本主義における国家権力の問題が、これを統一する媒介的契機として重要な位置を占めていることはすでに述べたとおりである。

註

(1) 各国資本主義の構造的特質を土地所有と産業資本との対抗・相互関連の仕方如何を問うことによつて追求せんとする視角を最も鮮明に提出されたのは、いうまでもなく、山田盛太郎『日本資本主義分析』である(特に序言をみよ)。

尚、この点にかんして、大野英二・住谷一彦「ドイツ資本主義分析と『資本類型』」(下)『思想』一九六五年二月号九九頁、注(1)参照。

(2) この問題意識は、すでに、拙稿「明治大正期における『地代の資本転化』と租税政策」一橋論叢第五十三卷第五号で表明した。また、本論文もこの旧稿を基礎としているために、部分的には旧稿と重複する箇所があることをお断りしておきたい。

(3) 古島敏雄「産業資本の確立」(『日本歴史』近代4所収)一七一〜三頁参照。

(4) ここで基本的、といういは、量的に多いといういみではなく、日本資本主義の構造的特質を資本循環の側面からとらえよ

うとする場合、もっとも基軸的な規定性をもつ資金源泉が、地主層の蓄積貨幣であったといういみである。

(5) マルクス『資本論』第三巻第四篇第二十章「商人資本に関する歴史的考察」参照。

(6) 大野英二「ドイツにおける帝国主義論の展開」(『ドイツ資本主義論』所収) 四四八頁参照。

ただし、政治的契機の具体的内容は、ドイツと日本とは当然、異なる。だが、異質の社会構造をもつ東西両ドイツを一つの社会構成体へと構成する媒介的契機として、経済的契機とは別に、政治的契機を重視された点は、きわめて示唆的であるといわねばならない。

(7) 野呂栄太郎『日本資本主義発達史』

(8) 山田前掲書

(9) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』

(10)(11) 山田前掲書七二、一七四頁。

(12) 平野前掲書二九八頁。

(13) 野呂前掲書二七五頁。

(14) 大石嘉一郎「日本資本主義確立期に関する若干の理論的問題」歴史学研究二九五号参照。

(15) 高橋亀吉『明治大正農村経済の変遷』東洋経済新報社(大正十五年)、同氏『日本農村経済の研究』(昭和五年)。

(16) 斎藤萬吉『実地経済農業指針』(明治四四年)、同遺稿『日本農業の経済的変遷』(大正七年)。

(17) 守田志郎『地主経済と地方資本』

(18) 右同書一六〇〜一六一頁。

(19) 右同書一九八頁。

(20) 右同書二九一頁。

(21) ここでは、つぎの二論文のみをあげておく。

渋谷隆一「資本主義の発展と巨大貸金会社」(一)『農業総合研究』第一六卷第二・三号、「わが国高利貸資本の存在形態」『金融経済』第八四号。

(22) 右『金融経済』論文五三頁。

(23) なお、この点につき、加藤俊彦氏の書評(『金融経済』第七三号)に筆者は同感である。

(24) ところで、誤解を避けるためにいうのだが、このようにいったからといって筆者は、何もこの時期の金融機関が事実として、土地兼併をしなかったなどと主張しているわけではない。むしろ、朝倉氏のいわれるごとく、銀行への土地流入が、明治前期、とくにデフレーション期に、広く行なわれたことは否定しようのない事実である。だが、このことがただちに銀行土地兼併機関説の正当性を根拠づけることにはならないのである。なぜなら、銀行は、それが金融機関である以上、どれほど前期的な形態をまとうていようとも、それは地主質屋と異なつて、銀行資本それ自体の論理(貨幣の自己増殖)に規定される以外にないのであつて、従つて、銀行資金を圧迫し、かつ、土地(多くは小作地)管理の煩雑さを伴う土地集積を本来の業務とするなどということとは到底考えられないからである。だから、仮に、あるいは事実として、銀行への土地流入がみられたとしても、それを以つてただちに性格規定をなすべきではなく、本来、銀行にとつては好ましくない、かかる事態がなせ生じたのか、またこれらの事実と地方産業の発展とはいかに絡みあつていたのかを、その地方の経済構造との関連で歴史具体的かつ論理的に究明する必要があるのである。

この点にかんする筆者の見解は、個別分析ではあるが、「地方産業の発展と下級金融機関」土地制度史学二二号で述べておいた。

(25) 誤解を避けるためにここで一言しておけば、本稿で屢々使用している「地代」とは剰余価値、利潤の一分肢としての地代範疇を指しているのではない。それは「必要労働部分に迄も喰い込むほどの全剰余労働を吸収する地代範疇、利潤の成立を許さぬ地代範疇」の謂である。

第二章 資本主義興隆過程における資本と土地所有

本章では、のちの第三章―産業資本確立期における資本と土地所有―への橋渡しを行なっておくいみで、本源的蓄積過程における「地租及び地代の資本転化」の問題を考へておくことにしたい。尤も、本章は紙数の関係と筆者の能力の限界とによって、全く概括的な論点指摘にとどまらざるをえない。ただ、地租改正・殖産興業・企業勃興などの問題を、本稿の主題にひきつけてみた場合にいかなる論点がひきだせるかを、ごくかんたんに検討してみるにすぎないのである。

第一節 歴史的的前提(一) ――地租改正・殖産興業――

まず、地租改正を「地租及び地代の資本への転化論」の観点からみた場合、その歴史的意義はいかなる点に求めることができるだろうか。

結論的にいえば、地租の金納化と私的土地所有権の設定、この二点にこそ地租改正の核心的内容があったと考える。

換言すれば、地租及び地代の資本への転化が軌道づけられるためには、少なくとも右の二点の法的措置が講じられねばならず、この二点をはずしては、のちに述べる「地租及び地代の資本への転化機構」も絶対に成立しえなかつたと考へるのである。

では、地租改正が、日本資本主義発展のための資金的基盤の創出にとって重要な画期をなしたというのは、いかなる意味においてか。要点のみを記せばつぎの二点につきる。

(1) 国家が財政収入を貨幣形態で入手しうるか否かは、まさに近代国家として機構的に成立しうるか否かにかかわる問題であつた。たとえば、国家の財政的立案・計画の可能性、行政機構の確立等々を考えれば明白であろう。

(2) 資本蓄積の低位性、従つて、国内産業の未発達、ブルジョアジーの未成熟という国内的条件の下にありながら、他方で欧米列強からの対外的自立をはかるためには、国家権力による強力な政策的介入が必須であつた。そのため、国家が生産諸力の編成者たらざるをえなかつたし、またそれを可能とするためには国家権力への資金の独占的集中を不可避とした。

かくて、この(1)・(2)を可能としたのが、ほかならぬ地租改正Ⅱ土地所有原則の改変であり、貨幣形態での徴税制度の確立であつたといわねばならないのである。

すなわち、これによつてはじめて国家は、(a)官営諸企業への直接的資本投下の資金源(地租の線)を確保できただけでなく、さらには、この地租改正を旋回軸として貨幣制度・信用制度の改革を行ない、(b)華士族層の所有財産(金禄公債)の銀行資本への一挙的転化、(c)商人、地主層の蓄積資金の銀行資本への推転、誘導化をはかりえたのであつ

た（地代の線）。つまり、資本家的企業の出現と成長とによって不可欠の前提条件たる資金の総動員を行なうための基盤をしくことができたのである。

ここにまず、地租金納化の決定的に重要な歴史的意義があったとしなければならぬ。

つぎに重要なのは、私的土地所有権の設定が、かかる仕方での資金動員機構の構築を可能とする法的根拠を与えたことである。とくに、われわれの観点からして重要だと思われるのは、国立銀行条例、地租改正法と表裏一体の關係をなす「地所賃入書入規則」「動産不動産賃入金穀貸借規則」が同時に制定されたことによつて、産業資金創出の基礎がよりいっそう強固にされたことである。とりわけ注目すべき点は、この両規則の制定によつて、非占有形態での不動産担保方式が制度的に確立され、金主の側は貸附けただけの金額を回収できる保証（流地という形態をとらずに）をうけ、借主Ⅱ「地主」の側においても担保不動産（多くは土地）を自己の手許で所有し、使用しつづけることが可能となったことである。

たしかに、このことは重要な点なのであつて、一般に、商品生産の展開、資本主義の発展にとつて不動産担保による金融方式はきわめて大きな歴史的意義を有している。すなわち、封建制から資本制への移行期に農業部面で蓄積された資金が資本形成に役立ちうるためには不動産Ⅱ土地、建物に担保物件としての法的保証を与えねばならないのだが、まさに右の非占有形態での不動産担保方式の成立こそが、このことを可能にしたといわねばならないからである。その意味で、右の土地基本法令が農村金融に与えた影響には画期的なものがあつた。ここにいたつて、土地抵当金融は不十分ながら法的保証を得、明治一〇年代に入ると土地抵当金融は広汎な展開をみせるにいたる。すなわち、この

不動産担保制度の成立にもとづく新たな形態での土地抵当金融は、一〇年代に乱立された国立銀行をはじめとする諸の金融機関（個人金貨業を含めて）の業務展開の基礎となつて、フルに活用されていくのである。

このように不動産担保制度の成立が、資本形成のための資金移動を機構的に可能にした点できわめて画期的な意義をもつていたことを知るのであるが、ここで注意を要することは、実は、この担保制度が私的土地所有権の法的確認を前提にはじめてその法的根拠を獲得しているということである。というのは、私的土地所有権があつてはじめて物的担保はそれ自体の価値権の「自由」な展開を許されるのであつて、物的関係と人的関係が直接的に結びつく封建上の担保法の原理的否定がなしとげられていることが、かかる不動産金融方式展開の法的根拠となつてゐることを知るからである。いいかえれば、私的土地所有権が不動産抵当金融方式に裏打ちを与えていること、従つて、私的土地所有権の原理的確立こそが、われわれのいう資金動員機構を法的に支える最も基本的な支柱であつたといわざるをえず、従つて、以上の検討からすれば地租金納化と私的土地所有権の設定を核心的内容とする地租改正は、「地租及び地代の資本への転化機構」形成の不可欠の基盤創出過程であつたといふべきであり、のちに明らかにするところの農村資金の非農業部門への移動を軌道づけた歴史的な前提Ⅱ決定的な起点であつたといふべきである。

二

明治国家が資本関係創出のために、以上のごとき内容をもつ地租改正を上から強力的に遂行していったのは、いうまでもなく、欧米列強の圧力に対抗する對抗措置としての意味をもつていた。だが、もともと商品経済未展開の土壌の上に、かかる資金動員方式が暴力的に強制されたのだという点を忘れてはならない。というのは、実は、このこと

自体が、農村資金の結集方式の基^レ本線をおのずと規定せずにはおかなかつたからである（以下この点について説明を加えていくが、ここでもデータ^レを掲げることはず、必要な論点だけを述べていくことにする）。

まず、地租の線からみてみよう。この点にかんし、われわれは第一に、この時期における日本財政の地租比重の圧倒的な高さ^とそれとは全く対照的な関税収入の驚くべき低^さとにまず注目する必要がある。すなわち、明治初年一〇年代では、租税収入の六〇―九三%は地租によって占められ、海関税収入は、明治元・二年（二・二・八%、一・四%）を別とすれば、その後は一貫して一―八%を占めるにすぎない。⁽²⁾

これをたとえば、イギリス財政と比較すれば、イギリスでは消費税が二四―四九%を占めて首位にあり、次いで関税収入が二〇―四〇%にも達しているという、まさに日本とは逆の構成を示していることを知る。とくにイギリス財政では、地租その他直接税が一八世紀には一五―四〇%を占めているものの、明治財政と同時点での比較を試みれば、地租その他はわずか五%を前後するにすぎず、これにたいし消費税・関税はともに三〇%を前後して、両者で六〇%を上廻っていることが判明するのである。⁽³⁾

もちろん、このイギリス財政にたいする日本財政の地租比重の圧倒的な高さは、日本の後進国的特徴をそのまま財政面に反映させたものにほかならず、それは一方での不平等条約の制圧による関税自主権の欠如と、他方での国内産業の未発達とがつくりあげた租税構造という以外にないのであるが、ここで問題なのは、このように国際的契機の強い規定性の下に、右のごとき日本財政の後進国的構造がつくりあげられたことが、国内産業とくに日本農業にどのような矛盾をもちこむことになったか、あるいは農村における資金蓄積の方式の基本線をいかに規定することになった

かということなのである。

この点については、すでに多く論じられていることなので詳しく述べる必要はないと思うが、かんとんにいえば関税収入の低さが、国税Ⅱ地租負担の重課にとどまらず、地方税の重課をもひき起していったこと、そしてそのことが地主制の形成・発展を加速化し、ひいては日本農業を小農経営の発展を決定的に制約するしかない農業構造へと再編成Ⅱ再規定していく大きな契機になった点が指摘されねばならない。

この点を以下、丹羽邦男氏の業績⁽⁴⁾を参考にしつつ要約的に述べればつぎのようである。

先にも述べたごとく、明治政府の焦眉の課題は、富国強兵Ⅱ殖産興業のための財源をいかに確保し、これによって国内産業をいかに速やかに育成するかにあった。政府は、当初これを内国税、海関税の二本の柱からなる新租税体系の樹立をはかることによって達成しようとしていたのである。ところが一方における海関税改革の不成功と他方における海外貿易の圧倒的影響をうけての国内綿糖業をはじめとする商品生産の停滞、没落がこれの実現を阻むことになった。ここにおいて、当初の構想を放棄せざるをえなくなった明治政府は、地租への依存を一方的に強めていくことを余儀なくされ、事実、地租依存の強化を図っていった。だが、この金納地租収奪の強化こそ、実は商品生産未発達の下で強行されたものであったから、それは必然的に地租収入の安定的基盤をみずから掘りくずす作用をおよぼす以外になく、ひいては地租収入の停滞化をもひき起す結果をまねいた。かくして、政府は、一方で殖産興業のための財源確保にせまられながら、他方でその基盤を脆弱にせずにはおかないという矛盾（それは地主層をも含む激烈な地租軽減運動となって表面化した）に直面し、あらためて別個の収奪方式の採用を余儀なくされていくのである。

その別個の収奪方式こそ、商品生産の進展度を無視したいっそうの農民収奪にほかならない。「紙幣整理期」における地方税増徴がそれであった。

が、ここで注意すべきは、この期の地方税増徴においては、地主層の利益をつねに配慮する方針がたらぬかれています⁽⁵⁾。それは、この時期の道府県税および町村税の主要な税源が何であったかを調べれば一目瞭然であるが、要点のみ述べれば、地租割・反別割と戸数割・家屋税の四税種が重要な役割をもっている。とくに戸数割と家屋税（道府県税中の二〇％台を占める）が、「戸」「人」への課税であったことは、大土地所有者ほどそのうける影響が少なかったといういみで注目し値する。このことはいいかえれば、地方税強化が主として自作農以下の農民にとくに鋭い影響を与えたことをいみしているのであって、いってみれば、この地方税増徴が自作農以下の経営的発展の成果を上からなしくず的に吸収していくことによってはじめて可能とされたものであったことが判明するのである。この点は、町村税にいたればいっそう明瞭であり、地租割附加税・反別割が六〇％台、戸数割・家屋税附加税が三〇％台に達し、とくに明治一九年以降には後者が五〇％台に著増を示すという有様なのである⁽⁶⁾。

このように人頭税的色彩の濃い戸数割と家屋税の比重の高い地方税が、地租を中心とする国税と組みあわせて農村に課されていたとき、それが一般農民にたいしていかに激しい打撃を与えていったかはあまりに明瞭であるといつてよい。この期の租税怠納者数の増大、土地喪失者数の激増という周知の事実がそれを物語っている。

国税を補充するものとしての地方税増徴、それはたしかに丹羽氏の主張されるごとく、紙幣整理による経済的混乱の收拾を名目とした産業育成・対外軍備拡充のための財源確保の手段であった⁽⁷⁾。そして、それは同時に、小農経営

(Ⅱ自作農)の発展を先細りの方向に制約するしかない死錘を農民に課すことをもいみしていた。

かくして、関税自主権欠如にもとづく地租依存↓地方税強化という系列での国家への資金の独占的集中の方式は、一方で資本蓄積の低位性を補完しつつ軍事を中心とする産業編成を結果し、他方で日本農業を地主制を基本骨格とする農業構造へと再編成していく決定的な契機となったのである。そして、かかる収奪体系の成立・遂行の過程で農村における資金蓄積の方向も地主資金の蓄積方式を基本線としていくのであった。

では、つぎにかかる租税体系下での財源確保の方式はもうひとつ問題たる地代の線にはどのような影響を与えていたのだろうか。

ここでもその説明はかんたんに行なう以外にない。要点のみを記せば、農村部面における蓄積資金を商工業金融発展の方向に誘導していくことを通じて、ここでも国家が貨幣蓄積者層Ⅱ地主層に圧倒的に有利な形で土地移動形式Ⅱ地主・小作関係の不断の再生産を軌道づけた点を指摘できる。

それは明治一〇年代以降、急速に活発化する土地抵当金融の展開の仕方をみればただちに理解できるところであるが、ここではつぎの点のみを指摘しておきたい。

とくに注目すべきは、先の「地所質入書入規則」「動産不動産書入金穀貸借規則」と明治一〇年に新たに制定、布告された租税納納者処分方式(太政官七九号布告)⁽⁸⁾が、地主層の土地金融活動を助長し保証する役割を果たした点である。わけても重要なのは「動産不動産書入金穀貸借規則」の制定、実施によって、従来の支配的な土地金融方式であった質入形式の不備が是正され、これとは明確に区別された書入形態での土地抵当金融方式が明確化された点にあ

った。というのは、周知のごとく本規則の要点は「第一に、書入の動産不動産が滅失しても、債券に影響をおよぼさず、負債は身代限により取り立てることとし、第二に、書入の動産不動産を糶売にして、その買得金が債権におよばなければ、その不足は無担保貸金として同じく身代限により取り立てるものとする」⁽⁹⁾点にあり、かくて金主保護の法的保証が完全に与えられることになったからである。ここにおいて、地主層は、それ以前よりいっそう安定的な立場から資金貸附を行ないうるようになったばかりでなく、更にすゝんでは一〇年代以降の広汎な地方銀行への資金投下にみられるごとく、地主層はより積極的な資金運用の途を求めていくのである。

そのいみでたしかに右規則は土地の流動化を促し、不十分なながらも地方商工金融の発展に一定の基礎を与えたのであるが、他面では、こうした地主層の金融活動の活発化がこれらの土地集中をも容易にした点を忘れてはならない。それはとくに明治一四年からはじまるデフレ期に集中的にみられた現象であった。この時期、米価下落、公租公課負担の増大にあえぐ一般農民は、いきおい地主的貸金業、地方金融機関などからの借入れを図らねばならなくなった。だが、地価の暴落、したがって土地担保価値の下落、「死抵当」の故に、かれらはそれによって経営的な立直りを見せることができなかつたばかりでなく、多くは捨値同然の値で土地を手放さざるをえない処まで追いこまれてしまつたからである。

しかもこの場合、とくに注意を促しておきたいのは、このような一般農民の土地喪失過程にあって、上層地主の方では、手放なされた土地を一挙に買いとれるような資金的ルート⁽¹⁰⁾を地主相互間の金融的連繫によって確保していたために、⁽¹⁰⁾勞せずして土地所有の拡大を図りえたということなのである。いうまでもなく、このような地主の土地集中

は、右の規則によって支えられることを前提とした資金（Ⅱ小作料）運用によって可能とされたのであり、同規則を法的な挺子¹¹にしてはじめて容易になしうる土地集中の仕方であったという以外にないのである。

かくて、ここにおいてもわれわれは私的土地所有権の設定に基礎をおく不動産抵当法の制定を通して国家が農村資金の商工金融部門への移動を誘発せんとした資金動員の方策それ自体が、他面地主・小作関係の拡大、深化に帰結せざるをえなかったこと、したがってその後の農村資金の基本的蓄積方式が地主を基本階層とするそれに定着していく以外になかったことを確認できたのである。⁽¹¹⁾

以上、二個の視点からの考察にもとづいて主張しておきたいのはつぎの一点にある。

地租及び地代の線に依存しての富国強兵・殖産興業資金総結集の方式は、必然的に商品経済未展開の下での金納地租収奪の強行と地主による地代搾取の強化をもたらし、自立的小農経営の発展を大幅に制約する決定的な契機となった。これにたいし地主層は、関税収入の低さ↓地租依存↓地方税重課という系列での租税体系と、貨幣蓄積者に圧倒的に有利な不動産担保制度の制度的成立とをテコとして、地主・小作関係の拡大・安定化を国家権力によって保証されるとともに、他方では、その果実（小作料）を商工金融部門に流出させるべく誘導されていった。

もちろん、こうはいつでも、この段階では工業部門の発展が充分でなかったことと、地主的土地所有が上向的発展過程にあったために、地代の主要な運動方向はむしろ高利貸的貸金業と土地投資にむけられていたというべきであり、その限りで地主の農外投資を過大に評価することは絶対に許されないが、ここで強調しておきたいことは、日本資本

主義の初発における構築のされ方自体が、地主の農外投資を機構的に誘発するような構造をもっていたということなのである。それは、事実的には明治一〇年代以降の地主層による地方銀行投資が端的に示しているといつてよい。

註(1) ここでいう私的土地所有権とは、近代的土地所有権とは明確に区別されたものを指す。

その差は、かんたんにいってしまえば、近代的所有権にあっては所有権と用益権が対等な対立関係にあるのたいし、私的
所有権にあってはこの両者が対等の関係になく、用益権が所有権に從属している点に求められる。(詳しくは、小倉武一『立
地法の史的考察』序章第二、土地所有権の範疇参照)。

(2) 『明治大正財政詳覽』六四五頁。

(3) 林健久『日本に租税国家の成立』六七〜八頁。

(4) 丹羽邦男「地租改正と農業構造の変化」(『日本經濟史大系』近代上所収)

(5)(7) 丹羽氏は、前掲論文で明治政府の租税増徴を必然化した財政的基因を、明治十年以前と以後とにわけて、つぎのよう
に区別されている。すなわち、「七六年秩祿処分断行までは、主に領主階級の存続に家祿支給の必要が租税増徴の努力を生ん
だ。これに対しこの時期(紙幣整理期)註)では……産業育成・対外軍備拡充のための財源を確保するための租税増徴が意
図されたのである」(同二五六頁)と。そして、紙幣整理期の租税収奪の特徴は、地租以外の諸税・地方税を通して行なわれ
たところがあり、それ故、地主の階級の利益はつねに配慮されていたとするのである。

(6) 『明治大正財政詳覽』五二四、五三四頁。

(8) この布告の主眼点は、これまで租税意納者を身代限の処分によって罰していたのを賦課対象となった財産の公売処分方式
にかえることによって、民間、主に地主による土地金融活動に安定性を与えた点にある。つまり、これによって租税先取権に

たいする質書入債主の債権保護が可能な範囲で容認されたわけである（丹羽前掲論文二五三—四頁）。

(9) 福島正夫「財産法」(『日本近代法発達史』1所収)五四頁

(10) 中村政則「地方産業の発展と下級金融機関」土地制度史学22

(11) この点にかんし、われわれは、かつて野呂栄太郎が日本農業の特質として指摘した論点、「農業上に於ける生産様式」と「有関係の矛盾」の問題をあらためて深刻にとらえなおす必要があるように思う。

周知のごとく、野呂は、地租改正を「封建的財産関係、封建的身分関係の揚棄に依る新しき生産関係、新しき階級関係への全転化の基礎的過程」(傍点、筆者)としてとらえ、その全転化の基礎をなした中心的な変革措置として、土地の封建的領有の廃止と資本家的私有権の確認とをあげている。そして、明治維新の土地変革の特殊性は、「農業技術の上には何等取立てて言ふ程の革命的変革は見られなかった」にもかかわらず、従って「依然封建的小規模経営に止り、唯益々集約化されたに過ぎなかった」のにもかかわらず、「封建的所有関係そのものだけは革命的に根本から覆へされ、資本主義的所有関係が之れに代った」点にあるとしている。そして、野呂は、以上の把握を基礎として明治以降における地主制の発展、さらには帝国主義段階における階級対立の尖鋭化の必然性を展望したのであった(『日本資本主義発達史』第二章第一節2「明治革命の意義及び特殊性」参照)。

本稿において、われわれが「地租及び地代の資本転化」の観点から地租改正における私的土地所有権の設定を重視したのも、右のごとき野呂の把握に共感をもっているためと、さらに地主制形成史の問題としてもつぎのような点を強調しなかったからである。

それは、かたんにいえば、「農業上に於ける生産様式(封建的)と所有関係(近代的)の矛盾」と表現されているような半封建的土地所有を、迫りくる外力にたいして日本がとった対抗策そのものが生みだした歴史的所産としてとらえる必要があ

るのではないかということである。すなわち、資本蓄積の低位性をカバーするために、農村資金をあげて総結集しようとした方式それ自体が、日本農業に「近代」と「近代」との暴力的結合をおしつける結果を生み、それがのちの日本資本主義における地主制形成の歴史の出発点となっていると考えるからである。従って、そのいみからすれば、明治以降の地主制の創出・形成の問題をたんに幕藩体制下の地主的土地所有の成長過程一般の問題に解消することは絶対に許されないものであって、むしろ日本が世界資本主義へ強制的に編入される過程で、強力的につくりだされた歴史的な所産たる土地所有形態（原基形態）として寄生地主的土地所有をとらえる観点が不可欠であるといわねばならないのである。（この点については、第三章第四節の《総括的コメント》を参照）

第二節 歴史的前提(二)——企業勃興——

地租及び地代の資本転化によって軌道づけられた日本資本主義成立過程それ自体の特質が、自作農の経営的發展を徹底的に阻止し、日本農業の基本構造を地主制を中心とするそれへと再編成していかざるをえなかったゆえんは、不十分なながらも先に明らかにしたとおりである。すなわち、具体的には、地租改正、地方税増徴、紙幣整理（デフレ政策）等を主要な内容とする国家権力による暴力的な本源的蓄積過程がそれを示しており、この過程を通して地主層はその経済的実力を向上させていったのであった。

かくして、地主層は一方でかかる特質に規定されながら、他方で二〇年代における米価の良好状態、地主取分の増大等の要因に支えられて以後安定的な成長を示すとともに、漸次、先の「地租及び地代の資本への転化機構」の中に

くみ込まれていく。明治一九年一月、紙幣兌換の実施を契機として鉄道、紡績、銀行、鉱山などを中心とする投資ブームが出現するが、そのブームの一翼を担った者こそ、このような動きを示していた地主層であった。

さて、ここでは日本資本主義がこのように企業勃興期を迎えた中で、一体、地主的土地所有をいかにくみこみ、かつその結果として地主層にいかなる性質を附与していくかをかんたんにみておくことにしたい。前節と同じく、後章への橋渡しをするかぎりでの論点指摘にとどまることを断っておかねばならない。

まず、われわれの観点からみて必要なかぎりでの二〇年代の財政構造の特徴を、みておく必要がある⁽¹⁾。

租税収入の面では、(1)地租が依然として五〇〜六〇%と高い比重にあり、関税収入は未だに一〇%を越えるにいたっていないこと、(2)酒税が主要な税源として確実に捕捉されるにいたった結果、三〇%台を占め税収第二位の位置を得るにいたっていること、さらに(3)所得税の早熟的導入(明治二〇年)がみられたものの「産業保護」の観点から法人企業への課税がなされなかったためにその比率は数%にすぎない、という三点であり、歳出の面では、(1)国債費が一〇年代前半の三〇%台にひきつづき二〇%台を維持していること、(2)軍事費が二六―三一%と増大化傾向を示し、二九年には日清戦後経営の財政膨張を反映して一挙に四三%にはねあがっている事実を指摘できる。

そこでわれわれは、右の事実にもとづいて次の論点指摘を行ない、それを以下の考察の出発点としておこうと思う。すなわち、第一は、この時期においても明治財政は地租依存から脱脚していないばかりか、さらには大衆課税たる酒税依存をも強めたために、結局、この期の財政収入構造も、それ以前と基本的には全く同質の構造を維持しているといわざるをえないということであり、第二は、所得税が農業部門の租税負担を軽減せんとする意図で創設された

にもかかわらず、商工業部門からの税収をみのがしたこと（法人非課税^③）によって、これも結局、都市税ないし富裕税の性格を示すにとどまり、しかものちにみるごとく、これが農村部にたいしては地主層の租税負担を加重化する伏線となったといういみで、ここでも地代Ⅱ小作料の国家財政への吸収という作用が客観的には貫徹しているということが、それである。そして、第三には、こうした租税収奪基盤の上に、財政の軍事化がおしすすめられ、かくて、日本資本主義の帝国主義転化への路線設定が準備されつつあったことが指摘されねばならない。

そこで問題は、このような特徴を示す日本資本主義のこの期の展開過程にあって、資本主義と地主制とがいかなる内的連繫をもつにいたるかということにある。この点にかんし、以下では地主層が、二〇年代に入るとどのような存在形態を示すにいたるかという観点からみていくことにしよう。

結論的にいえば、地主層の性格の多義化現象の漸次的進行と要約することができる。とくにそれは貨幣蓄積者としての側面に顕著にあらわれた現象であった。つまり、もともと小作料收取者、小作米販売者、貨幣蓄積者という三側面を一身に兼ねそなえた存在である地主が、資本主義の発展にともない、この三側面のうち貨幣蓄積者としての側面において、徐々にその経済的機能を多様化してきたからである。いいかえれば、国家権力が地主制（Ⅱ層）に資本Ⅱ賃労働関係形成の不可欠の一環としての経済的機能を果たすことを機構的に要請してきたことが、逆に地主層それ自体にも資本主義経済への対応形態をとらしめるにいたり、かくして地主層の存在形態が徐々に複雑な様相を呈しはじめたことが看取できるのである。

具体的には、二〇年代以降、地主が公債所有者となり、あるいは地方銀行、地方産業の株主となっていく事態が

なり広汎に認められることを念頭においている。

以下、この点に若干の説明を加えていけば、まず一〇年代後半から二〇年代へかけて商人・地主層が国立・私立両銀行、さらには銀行類似会社（明治二六年まで存在）等の地方金融機関へかなりの範囲にわたって株式投資を行ないはじめた点が指摘できる。

それは、前章でも述べたごとく朝倉孝吉氏はじめ近年の地方金融史・産業史の研究成果が明らかにしてきた点であり、そこでは、かつて士族中心の株主構成を示していた国立銀行が紙幣整理期から二〇年代へかけて徐々に士族から商人・地主中心の株主構成へと変化、移行を示していく事実が指摘されている。

たとえば、それに該当するものとしては、第十六（岐阜）、八十一（山形）、百七（福島）、三十九（群馬）、六十八（奈良）、七十七（宮城）、百十七（長野）等の国立銀行を挙げることができるのであって、これらはいずれも当初は「士族銀行」的色彩を濃厚にしていたとはいえ、漸次、株主としての士族数の減少、それに代る商人地主層の増大を明瞭に示す事例を提供しているのである。

従って、このような銀行に、新潟の第四、山梨の第十国立銀行のような最初から商人・地主中心の国立銀行を加え、さらに各地に簇生した私立銀行・銀行類似会社等を含めるとすれば、一〇年代後半から二〇年代にかけて地主の地方銀行投資はかなりの程度顕著になったことが推測される。尤も、個々の地主の貨幣蓄積量のうちどれだけの部分が有価証券投資に廻されていたかと問えば、それはきわめてわずかな比重にすぎず、従って、この段階でも地主の蓄積資金の主要な運用形態は、高利貸的貸金業あるいは土地購入にむけられていたというべきであろう。

だが、それにもかかわらず、ここで指摘しておきたいのは、二〇年代の会社企業熱が地方へ波及していく過程で紡績業・製糸業・織物業などの発展した地域ではとりわけ商人・地主層の蓄積貨幣が直接的にかあるいは地方銀行を媒介にしつつ、資本の再生産過程に投ぜられはじめたということなのである。すなわち、ここにいたれば地主（地代）―銀行（資本）―産業（資本）―利潤―利子（配当）―地主、という径路で資金循環のサイクルが端的とはいえない形に成されはじめたことを知るのであって、ここにこそまさに二〇年代の特徴が認められるといわねばならないのである。そこでこの間の事情を知るために、つぎには地方銀行を含めた他の諸企業への投資状況を若干みてみることにしよう。

(1) 岡山県児島郡の例、⁽¹²⁾明治二四年、年間三〇〇円以上所得者（大半が地主）一五四名のうち三三%に当る五一名が、公債、玉島紡、下村紡、泉州紡、第二十二国立銀行株等のいずれかを所有している。

(2) 奈良県の例、⁽¹³⁾地主片山家の第六十八銀行株、二〇株所有（明治二二年）及び郡山紡績株七五株所有（同二七年）。

(3) 三重県の例、⁽¹⁴⁾伊藤伝七、九鬼紋七、平田作助等地主層の三重紡績株、五〇〇株以上の所有（明治二二年）。

(4) 山梨県の例、⁽¹⁵⁾明治二〇年代における県内商人・地主層の広汎な証券所有（第十国立銀行、東京電燈株他）、⁽¹⁶⁾新潟県の例、明治二、三〇年代の千町步地主I家の北信・越羽鉄道株所有

等の事例がそれであるが、もちろんこのような事例はこれにつきるわけではなくそのほかにも多く存在していたであろう。たとえば、大阪紡の場合には、⁽¹⁷⁾株主に質業、造醬油業、銀行業経営者等がいることから考えて、この中には地主

的性格をもつものがいたと想像されるし、また倉敷紡績、倉敷銀行設立に際しても大地主大原家をはじめとする地主層が主要な出資者であったことはすでに指摘されているとおりである⁽¹⁸⁾。尤も、現在の研究水準では充分なことはいえないが、今後、右のような事例が各地で明らかにされてくれば、明治二〇年代にすでに地主の企業投資は想像以上の広がりをもって展開していたことが判明するものと思われるのである。

だが、こうはいつでも、われわれは、ここで、かかる地主の有価証券所有者化への動きを通常いわれているごとく地主・小作関係の矛盾の顕在化の反映としてとらえてはならない点に注意しなければならない。なぜなら、もし通説的理解にしたがって地主・小作人間の矛盾の顕在化が、地主の農外投資をもたらすと考えるなら、右の事実をもってわれわれは二〇年代を地主制の凋落開始期といわねばならなくなってしまふからである。

だが、二〇年代にはやくも地主制が行詰り現象を示しはじめたなどということが決していえないことは明白である。周知のごとく、二〇年代とは農業における殖産興業政策が完全に失敗したあと、農政も稲作生産を重視するそれへと転換を示し、また地主的土地所有もそれに照応して生産力的発展の方向をみせつつあった稲作農業に立脚しながらその後の発展の基盤を固めていく時期に相当していたからである。そして地主層の方でも、二〇年「小作条例草案」に象徴されるごとく地主制擁護の動きの中で、農民支配体制の確立と小作料収取の確保をめざして、地主的土地所有の強化をわきめもふらずに急いだのが、まさにこの二〇年代の特徴であったからである⁽¹⁹⁾。

とするなら企業勃興期における商人・地主層の有価証券投資の動きはいかに説明さるべきであろうか。この点についてはなお今後の検討にまつほかはないが、少なくとも以下の諸点については指摘しておかねばならない。

第一は、「殖産興業」と「企業勃興」との関連である。とくに紙幣整理を中心とするデフレ政策が、生産手段及び生活手段と直接的に結合していた労働力II小生産者を暴力的に分離せしめ、それが企業勃興期における賃労働折出の基盤を用意していたことが注意される。たとえば明治一九年九月の一地方の例であるが、「世上一般大不景氣ニ際シ労働社会ニ大變動ヲ来シ工女トナリテ口ヲ糊セントスル者俄ニ増加ス」⁽²⁰⁾といわれているように、農業生産の面に固着していた労働力が、この時期に資本制生産部面への乗りかえを開始しはじめたことが推測されるのである。そのほか、デフレ期には、群小の商工企業の倒産があいつぎ、それらが「車夫、日傭、雜商、煮売、安旅籠等ノ末業ニ転スルモノ日ニ其数ヲ加フ」⁽²¹⁾といわれているごとく広汎な都市雜業層の形成として現象し、その過程で職を失い、窮乏化した都市貧民II下層民が企業勃興期の労働力給源となったことが考えられる。

そして、第二に、労働力のこのような集積過程と併行して集積されつつあった貨幣が、同じくこの時期に資本へ転化していく機構的条件をえたことが指摘されねばならない。明治一九年、日本銀行券の兌換開始と、二〇年代の東京・大阪を中心とする株式取引所の公債取引から株式取引への転換、活発化がそれであって、⁽²²⁾ここにおいて商人・高利貸資本の銀行・産業資本への転化の基礎条件はひとまず形成されたのであった。いうまでもなくこの企業勃興期における資本―賃労働関係の社会的形成は、紙幣整理による小生産者の生産手段からの暴力的剝離と、紙幣価値の安定を先行条件としており、かかる条件を背景に、地主層の蓄積資金も、剰余価値を生む資本へと誘導され、転化していったと考えるのである。⁽²³⁾

だが、右の一般的条件とともに、第三点として、ここでは地主の地方銀行投資それ自体がもっていた特殊な性格に

ついで指摘しておかねばならない。というのは、一〇年代以降、とくに二〇年代以降の地主の地方銀行投資には、たんに余剰資金の保全とか配当収入の取得とかいう以上の積極的なみがあったと考えられるからである。

以下、この点をかんたんに説明すれば、まず第一に注意されねばならない点は、地主が銀行投資を通じて地方金融機関と連繫を保つことが、実は、地主の経済的地位を補強する役割を果たすにいたった点があげられる。というのは地主層はこれによって地方金融網の拠点を掌握すると同時に、地方経済にたいする経済的支配権をいっそう強固なものにしていったと考えられるからである。

とくに重要な点は、二〇年代後半、地方金融体制が整備されてくるにともない、各地方金融機関相互の資金融通のパイプが形成され、したがって地主資金の常時流通を可能とする地方金融の構造が打ちだされていくとともに、地主がこれを基礎に、投資先の銀行と当坐借越契約を結びつつ、自己の蓄積資金をはるかに上廻る貨幣を自由に利用できる手段を確保するにいたった点であらう。⁽²⁴⁾

つまりこれによって地主は、いつでも土地購入あるいは株式購入のための資金を借入れることが可能となり、あるときは資本家的企業へ、またあるときは土地へと資金を自由に投下していくことができるようになった。いいかえれば、異質のウクライドを連繫し、媒介する結節点としての金融機関に関係をもつことによって、地主はどちらの側の動向にも対応できる場を確保したのである。しかもそれにとどまらず、かれら地主層はそれぞれの蓄積資金を相互に提供しあうこと（預金・資本提供⇋株式購入）によって、実は、金融網を通じての階級的連繫をはかることが可能となり、かくして地主の階級的利益を相互に保証しあうような金融的装置をも同時に作りあげてしまったことがこ

こで注意されねばならないのである。いうまでもなく、このことは一方で地主の資本主義経済への対応をより容易にさせ、他方で農村部にたいする支配力を強めさせる結果を導いた。

そのいみで、地方銀行投資は地主層にとってまさに恰好の資金運用の場面であったといわねばならないのであって、また地方銀行投資にこのようなうまみがあったからこそ、地主的土地所有の安定性にもかかわらず地主の銀行への資金投下が行なわれたのだと考えられるのである。そして、地方経済における会社資本金総額において銀行資本がながいこと圧倒的な比重を占めていたことも右の点との関連で理解されねばならず、従って、われわれは二〇年代の地主の企業投資現象が決して地主制の矛盾の顕在化からではなく、むしろ地主制の発展過程においても生じうるものであったとしなければならないのである。

しかし、それと同時に、われわれはそのことが地主層の存在形態にも一定の特徴を帯びさせずにはおかなかつたことを忘れてはならない。

地主はたしかに、このような機構に入りこむことによって資本主義経済と地主経済との双方に対処しようとする場を確保したといえる。しかし、一方で地主はこのような仕方では地方銀行体制の中に入りこんだために、必然、その蓄積資金をたえず農業外に流出させる契機をもみずからの中にもちこんでしまった。それは端的には、銀行からの借入金額の増大化現象の中に表現されてくる。地主はのちにも述べるごとく、漸次、土地購入、株式購入のための資金を多額に借入れるようになる。だが、それはもともと自己資金を上廻る規模での土地投資、株式投資であったために、借入金^の累積化を必然化した。それ故、地主は、その返済のためにさらに銀行からの借金を重ねていくのであるが、

それと同時に、小作料収入の大半をもそれに注ぎこまねばならなくなっていくのである。いいかえれば、地主は地方金融機関との融資関係を密接化にしたがい、蓄積資金の主要部分を、漸次、銀行との貨幣取引関係の中に集中させていかざるをえなくなり、かくて、資金運用の場面を銀行にたいする借入―返済―借入という繰返しの中に限定していかざるをえない羽目に陥っていくのである。

もちろん、このことは地主経済の弱体化をただちにいみしない。むしろ、この段階ではこれによって地主は、ますます経済的な活動範囲を拡大することができ、いっそうその蓄積能力を高めていったということが出来る。

だが、問題なのは、このような事態の進展に應じて、地主が農業部面にたいする主要な関心を、農業生産力をいかに高めていくかという方向ではなく、いかに多くの小作料を收取していくかという方向に切換えていった点にある。換言すれば、地主は農業生産・技術にたいする関心を薄めていき、その代りにいかに多くの貨幣を確保（小作米販売）するか、また入手した貨幣をいかに有効に運用（銀行との貨幣取引関係）したらいのかという点により多くの関心と注意をはらっていくようになるのである。⁽²⁵⁾

地主の地方銀行投資とは、以上のように決して単純なものでなく、むしろ資本主義経済への対応の過程から必然的に生みだされてくる現象としてとらえるべき性質をもっているといわざるをえないのであって、また先に、われわれが、『地主層の性格の多義化現象の漸次的進行』などという表現を用いたのも、実は、かかる動きを示すにいたった地主層の在り方を念頭においてのことだったのである。

地租改正、殖産興業期をへて企業勃興期を迎えた日本資本主義は、かくして、地方銀行の資金的ルートを通じて地

代をあたうかぎり資本に転化させようとする機構的装置をつくりあげつつあった。それは、要するに、全産業構成中において農業の占める構成的比重の高い社会が（従って工業部門の自生的な発展がみられないままに）、他律的に上からの資本主義化をおしすすめていったときに必然的にとらねばならない資本蓄積の方式でもあった。つぎの産業資本確立期は、このようにして準備されつつあった資本蓄積機構を整備し、体系化し、総仕上げしていく時期としてとらえられねばならないのである。

(1) 以下の数値把握は、『日本経済統計集』二二六頁以下参照。

(2) もちろん、酒税増徴は紙幣整理期に行なわれたものであるから酒税依存を企業勃興期の特徴とすることはできないが、三〇・三一年の比重（三〇・八％、三一・八％）をみても明らかなく、この時期に酒税収入の重要性が相対的に高まったことは否定できないのである。

(3) 林健久「明治前期の租税構造」(一) 社会科学硏究第一四卷第三・四号合併号。

(4) 初期所得税では、税収の約三分の一が東京府負担になったこと、また課税対象額が三〇〇円以上であったこと（農村では約十町歩以上地主の所得に相当する）から「都市税」「富裕税」などと呼称されていたわけであるが、実は、このような規定が三二年以後には通用しなくなってくる点に注意。

(5) 朝倉孝吉『日本金融構造史』第一章第二節参照。

(6) 藤井光男・治枝「上州製糸業地域における国立銀行の成立と変貌」(1)(2)社会経済史学第三十卷第二・三号

(7) 田辺靖彦「奈良地方における産業資本の展開と地主層の動向」日本史硏究六九号。

(8) 『七十七年史』一四八頁、

- (9) 林健久「第百十七国立銀行」(加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』所収、勁草書房)。
- (10) 守田志郎「明治前期における地方銀行の展開と地主及商業資本」社会科学研究第九巻第二号。
暉峻業三「第四国立銀行」(前掲『国立銀行の研究』所収)。
- (11) 石井寛治「山梨県の製糸金融」(山口和雄編著『日本産業金融史研究』製糸金融篇所収)。
- (12) 太田健一「瀬戸内海沿岸地域における地主制の動向」土地制度史学第廿七号。
- (13) 前掲田辺論文、四五頁、
- (14) 村上はつ「三重紡績会社の資金調達」社会経済史学第三十巻第一号二五～六頁。
- (15) 第十国立銀行営業報告書、東京電燈株式会社報告書。
- (16) 守田、前掲書、一八三頁。
- (17) 高村直助「企業勃興期における紡績業の構造」(一)史学雑誌第七二編第八号一四頁。
- (18) 倉敷紡績株式会社『回顧六十五年』二四～二五頁。
- (19) 守田志郎「明治中期の農業と地主制」(『日本経済史大系』近代下所収)一五八頁。
- (20) 山梨県勸業月報第五二号
- (21) 『明治前期財政経済史料集成』第十八巻、——『興業意見』上巻三七頁及び九八頁をみよ。
- (22) 小野清造『日本証券史論』上巻一七五頁参照。
- (23) 企業勃興期における商人・高利貸資本の産業資本への転化を促した契機については、これまで意識的に検討されていない。従って、この点に具体的な形で言及したものは少ないが、たとえば高村直助氏は、前掲論文において、守旧的といわれた大阪の商人層が、渋沢栄一の勧奨や華族の出資などの媒介作用によって大阪紡へ出資していくプロセスを明らかにされている。

また、筆者もかつて「製糸業の展開と地主制」(『社会経済史学』第三十二卷第五六号)において、地主資金の製糸業への流入を誘発した機構的条件として、売込商体制の完成があることを指摘しておいた。

(24) 中村政則「土地制度史学」前掲論文。なお、詳細な点については、いづれ個別分析を発表する予定である。

(25) 企業勃興期における地主を主体とする鉄道投資ブームも、地主層のこのような利害関心のあり方と密接に関連していたものと思われる。というのは、鉄道投資ブームは、ひとつには国家による上からの資本主義化政策に誘発された側面があるが、他面では、地主層が生産面への関心を失ないつつあったことと関連して、むしろ小作米の円滑な商品化の要求の強まったことが、地主に鉄道への活発な投資を開始させたと考えられるからである。

第三章 産業資本確立期における資本と土地所有

明治二〇年代の企業勃興期に、商人・地主層の蓄積資金の商工業部門への流出を促進せしめる機構が、漸次、形成されつつあったこと、またそれによって地主層も、貨幣蓄積者としての側面において多様な存在形態を示すにいたったことは、不十分なが前章でみたとおりである。そこでつぎに、本章では産業資本確立期と目される明治三、四〇年代に分析の時期を据え、この期間に「地租及び地代の資本への転化機構」がどのような政策体系の下で確立されるにいたるか、という視点から産業資本確立期における資本と土地所有の内的連関の在り方を追求していくことにする。その場合、われわれの考察にとって決定的な重要性をもっているのは日清「戦後経営」である。というのは、この「戦後経営」の一環として、明治二九年頃から明治三〇年代の前半にかけて打ちだされてくるさまざまな諸政策、た

たとえば、勸業銀行法、農工銀行法、地租増徴、所得税法改正あるいは地主的農政の展開など、総じていえば、日本資本主義の帝国主義転化を軌道づけたこの時期の財政・金融政策、農業政策の展開こそ、われわれのいう「地租及び地代の資本への転化機構」を完成させる重要な政治的契機にほかならなかったと考えるからである。

そのいみからすれば、本章では何よりもまず、日清「戦後経営」における諸政策がどのようにして立案されかつ実施されたのか、またそれはいかなる階級のいかなる階級的利害を反映するものであったのか等の検討を必要とするのであるが、ここでも同じくそれだけの準備はできていないので、以下にはただちに、右の諸政策が、資本と土地所有との内的関連をいかに規定したかという点に問題をしばって、説明を加えていくことにしたい。

(1) 議論の無用な混乱を避けるために、われわれが「産業資本の確立期」を明治三〇年代におく理由を、かんたんに述べておくことにしよう。

通説的には、日本産業資本の確立を指示するメルクマールとして「衣料生産の量的及び質的な発展を前提条件とする所の、労働手段生産の見透しの確立」(山田盛太郎『日本資本主義分析』十一頁)、すなわち、絹綿二部門の生産旋回||編成替と、鉄の確保、製造技術の成立とがあげられていることは周知のとおりであるが、ここでは右の規定を容認した上で、別個の視点からわれわれなりの考えを述べておきたい。

別個の視点とは、「地祖及び地代の資本転化」論を方法的軸とする地主制史研究を構想しているわれわれの観点にひきつけてみた場合に、わが国の「産業資本の確立期」はどのように設定できるかということにはかならない。

結論から先に述べてしまえば、明治三二年地租増徴・所得税改正と明治三七・八年非常特別税創設、この両時点にはさまれた期間を、われわれは、日本における「産業資本の確立期」と規定しておくことにしたい。尤も、このような規定は、先の

『分析』の規定のほかに技術変革とそれに起動づけられた社会構造上の変動（その凝集点は、資本主義の現実的批判者たるプロレタリアートの成立、階級的結集）に重点をおく産業革命概念と大きく違っているために多くの説明を必要とするのであるが、その根拠は行論の中に明らかにされる筈であるので、ここでは、簡単に、つぎの点だけを指摘しておくにとどめよう。

すなわち、冒頭にも述べたごとく、われわれは、後進国日本が資本主義国として自立しうるか否かは、一にかかって、土地問題の処理の仕方如何にあると考えた。それゆえ、日本資本主義が資本主義として存立しうるためには、何よりもまず、地主的土地所有を自己の発展にとつてもつとも適合的な形態にくみ込む以外になかったと思われる。換言すれば、地主的土地所有を不可欠の構造的一環にくみ込むことによってはじめて、日本資本主義はその存立の基礎をうるのだ、といつてもよい。

だとすれば、日本における産業資本の確立とは、資本がまさに地主的土地所有をかかるとして自己の下に完全に包摂するにいたった時期とほぼ一致しなければならぬであろう。なぜなら、ここにおいてはじめて、産業資本は、異質のウクラードたる地主的土地所有の存在にもかかわらず、自己の再生産軌道を定置せしめることが完全に可能となると考えるからである。

では、それは、いつ、いかにして可能となったのか。われわれは、これこそ、地租増徴、所得税改正、非常特別税の創設にほかならなかつたと主張するのである。なぜなら、のちにも検討するごとく、この租税政策の制定、実施によって、農村部に蓄積された資金（地租及び地代）はあげて商工業部門への移動を完全に軌道づけられ—それに伴って小作農民からの低賃銀労働力の非農業部門への流出も構造的に軌道づけられ—、かくして地主的土地所有を資本の下に包摂していこうとする政策基調が体制的に貫徹していくことが確認できるからである。

いうまでもなく、日本における「産業資本の確立」期のメルクマールを財政政策に求めたのは、冒頭でも述べたように、日本資本主義における国家権力の問題を強く意識してのことにほかならない。

第一節 国家権力の地主層に対する二面機能

日本資本主義確立期における資本と土地所有の内的連関を追究していくにあたってわれわれは、まず明治三〇年代に国家権力の地主層（II制）に対する二面機能が明瞭に看取されるにいたった点に着目する必要がある。

すなわち、その要点のみを記せば、国家権力が農政面においては、地主層の地代搾取の条件を保証しつつも、他方、財政金融政策面では、それによって地主層が得た果実（小作料）を産業資本に有利な仕方でも移動させる政策体系が、この時期に、實質的には確立されたと考えることができるのである。

いゝかえれば、地主的利害からするかぎり、農業政策体系と財政金融政策体系の乖離現象が、この時期に顕在化しはじめたのだ、といってもよい。

この点は、従来、見落されていた点なのであるが、明治三〇年代の農業政策と財政金融政策の展開過程を相互に比較・検討してみれば、ただちに了解しうるものと思われる。

まず、農業政策よりみれば、この三〇年代は「地主的農政の確立」といわれていることに示されているごとく、ともかくも地主層のための農業政策が、ほぼ出揃い、その体系整備が行なわれた時期にあっていた。

すなわち、明治三一年の新民法の制定・実施によって小作権を物権から債権へと変更させることに成功した地主層は、さらに、三一年には府県農事試験場国庫補助法・農会法・耕地整理法・不動産登記法等に基礎づけられ、翌三三年には、産業組合法・農会法に続く農会令等、また広義には治安警察法（明治三三年小作騒動圧迫の条項）などの諸

法令によって権力からの堅固なバックアップを得るにいたった点が挙げられるのである。⁽¹⁾

そのいみで、たしかに三〇年代の「地主的農政」は農業生産力の向上を意図しつつ、地主層の地代収入の安定的取得を可能ならしめる基盤整備を行なったということが出来る。

だが、こゝで注意しておきたい点は、われわれは、これをもって地主層の階級的利益そののみが保証されたのだと考へてはならないということである。

なぜなら、このような農業政策体系の確立展開の過程で、たしかに増大したと思われる農村部面での「剰余価値」量も、終極的には、農業部門に還流することなく、多くは地主層（制）を媒介にしつつ、更には、財政・金融の制度的パイプを通して、あたうかぎり農業外へ流出させられていったといわねばならないからである。

それは、たとえば、「地主的農政」の一環とも理解されている日本勸業銀行・農工銀行法（明治二九年公布）を例にとってもいえることなのであって、この農業金融政策の展開過程をみれば、われわれは、明らかに、勸業銀行・農工銀行がともに、農業資金供給機関としての役割を果たしえず、むしろそれが、地主層の農外投資を加速化する制度的契機にさえなっていることを知ることが出来るのである。

一次表をみてみよう。第1表は、日本勸業銀行の貸付状況を示したものであるが、明らかな如く、農業の改良発達を直接に意図したと思われる水利土功組合、耕地整理の二貸付は全体の中でも一〇数%を占めるにすぎず、多くは、工業者その他の農業外への貸付にふりむけられていることが判明する。

もちろん、このほか、農業者への貸付として二〇〜三〇%台の資金貸付があるのだが、それとても、純然たる農業

第1表 勸業銀行貸付内容表

	実 数 (単位千円)					
	農業者	水利 土功 組合	耕地整理	工業者	其 他	合 計
明治 31 年	1,426	489	..	4,478	314	6,707
35	6,349	1,610	...	7,559	2,240	17,758
39	11,542	2,044	1,836	7,451	7,136	30,009
43	29,099	4,473	6,724	34,497	13,797	88,590
大正 3	65,944	6,185	20,004	64,745	44,399	201,277
7	62,752	5,973	31,087	55,739	97,132	252,683
11	114,784	7,260	49,695	117,027	247,717	536,483
12	133,034	16,718	55,024	122,894	291,463	619,133
	百 分 比 (%)					
明治 31 年	21.26	7.29	...	66.77	4.68	100
35	35.75	9.07	...	42.57	12.61	100
39	38.46	6.82	6.11	24.83	23.78	100
43	32.85	5.07	7.57	38.94	15.57	100
大正 3	32.76	3.07	9.94	32.17	22.06	100
7	24.84	2.36	12.30	22.06	38.44	100
11	21.40	1.35	9.26	21.81	46.18	100
12	21.49	2.70	8.89	19.85	47.07	100

(備考) 銀行局年報より作成、「其他」とあるは、市町村・農会・商業会議所各組合(水利土功組合を除く)交通運輸業・水産業・雑業への貸付並びに農工債権引受を含む

(高橋亀吉) 東洋経済研究部編纂『明治大正農村経済の変遷』p. 170~171 引用

資金と単純に考えることは許されない。なぜなら、耕地その他の不動産を抵当にして長期資金を借入れることのできた者は、農業者一般ではなく、多くは、寄生地主的存在であったということができるからである。しかもかれらは、のちにもみるごとく、有価証券所有化への動きを活発化しつつあったのであり、従って、借入金の大半は農業の改良発達の為に投下したというよりは、むしろ旧債を有利に借替える資金として流用するか、株式その他への投下資金に充当したものと考えられるのである。事実、『借入者の多くは其借受けたる資金も満足に農工業の為に使用

せざるの形跡歴々たり、中には厘毛も使用せず悉く他の事業に消費したる向もあるのみならず、甚しきに至っては低利にて借受けたる資金を更に高利にて貸付けをする者もありて其状況予想の外に出でたり』(明治三三・二・六、時事新報)⁽²⁾、という事情さえ看取しうるほどなのであった。

この点はさらに、日本勸業銀行の株主構成からも充分推断しうるところであって、主要な株主の性格から判断するかぎり、勸銀は、農業生産から完全に遊離した大地主、あるいは地方財閥、華族、銀行、保険会社等のための資金運用機関としての性格を強めつつあったといわねばならないのである。⁽³⁾

事実、そのことは先の第1表にも端的に示されており、実質的には、寄生地主的存在と等置される「農業者」に対する貸付すら、全体に対する割合は明治三九年の三八%から大正十二年には二一%に著減し、それだけ、農業以外への貸出が激増していく傾向にあったことを示しているのである。⁽⁴⁾

かくて、勸銀のこのような業務展開は、貸付規定の変更、すなわち、明治四四年三月の勸業銀行法の改正を必然化した。

すなわち、この改正によって、勸業銀行法第一条は、旧条文の「日本勸業銀行ハ、農、業、工、業、ノ、改、良、發、達、ノ、為、資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トスル」という文言に修正を加え、たんに、「日本勸業銀行ハ株式会社トシ、其ノ本店ヲ東京ニ置ク」となすにとどまったのである。⁽⁵⁾

いうまでもなく、この農工業資金貸付規定の削除は、勸業銀行の不動産銀行への変質を示すものといわざるをえず、こゝにおいて勸銀はもはや所期の目的とは反した農業外の部門のための機関銀行的性格を帯びざるをえなくなったと

いう以外にないのである。そればかりか、極言するならば、勸銀の設立は、各地の地主層を株主として動員したこと、更にはかれらに株式その他農外投資のための資金利用のチャンスを与えたことによって、むしろ逆に、地代の資本転化¹¹農業資本の枯渇化を加速化する契機になったとさえいえることができるのである。

それではつぎに、勸業銀行と密接不可分の関係をもつて設立された農工銀行については、右との関連でいかなる点を指摘できるだろうか？

周知のごとく、農工銀行とは、主として「中産以下」の小生産者への貸付を主要業務とすることをもつて設立された、いわば小農保護のための金融機関であった。だが、農工銀行についても、結論的にいってしまえば、当初の目的が充分果たされたとはいへ、難い実状にあったのである。

もちろん、農工銀行は、勸銀が全国的な機関であるのに対して、地方的性格をもつべきものとされていたため（営業区域を地方に限定）、勸銀ほどには当初の目的を逸脱したとはいえないのであるが、それにしても、農工銀行法第一条、第七條^註の主旨通りに、その業務が展開されたとはいへがたい。

註 農工銀行法

第一条 農工銀行ハ農工業ノ改良発達ノ為資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トスル……

第七条（略記） 貸付金ハ、(1)開墾・治水・灌漑及び耕地・土質の改良、(2)耕作道路の築造又は改良、(3)殖林事業、(4)種苗肥

料其他の農工業原料の購入、(5)農工業用の器具・機械・船車・獣畜の購入、(6)農工業用建物の築造又は改良、e t c に對シテ

為サレル……

第2表 年賦償還貸付金内訳表 (M31)

借主	貸付高		比率
	口数	金額	
農業者	9	7,500円	21.4%
工業者	9	20,000	57.2
工業会社	2	7,500	21.4
合計	20	35,500	100.0

同上抵当物内訳表 (M31)

種別	口数	見積価額	比率
畑	20	92,819円	97.8%
山林	3	290	0.3
野	1	50	0.1
宅地	4	1,746	1.8
合計	28	94,905	100.0

定期償還貸付金内訳表 (M31)

借主	貸付金		比率
	口数	金額	
農業者20人以上連帯	30	19,500円	97.5%
公共団体	1	650	2.5
合計	31	20,150	100.0

山梨農工銀行第一期營業報告書より作成

そのことは、たとえば、農工銀行法が、勸銀法と同じく明治四四年に改正されて、純然たる不動産銀行化してしまったこと、更には、従来の市街地貸付制限が撤去されて、漸次・農村中心の貸付機関から商工長期資金の供給機関へと変質していったという指摘にも窺えるところである。

そこで、この点を具体的に知るために、以下、山梨農工銀行に例を求めて、若干の考察を加えてみよう。入手した資料が限られているために、詳細な点にわたる説明はできないが、少なくとも次の諸点はいゝえて誤りないところと思われる。

第2表は、明治三十一年上半期の貸付状況を借入者別に示したもののだが、これによっても明らかになごとく、農業者に対する貸付は、年賦償還貸付の九件、七、五〇〇円と定期償還貸付の一九、五〇〇円（両者合せて全体の五〇%弱）にすぎず、残余の二八、〇〇〇円は工業者、工

業会社等への貸付に廻されてしまっている。

しかも、こゝで注意すべきは、本来、最も資金を必要として小生産者に対する貸付（農業者二〇人以上連帯貸（無抵当）がそれに当る）が、銀行側の貸付金不足と借手側の信用力不足の故に、極力回避された点にある。たとえば次の記述をみよ。

「……開業以来排水灌漑・殖林開墾機械改良工場改修旧債・償還等各種ノ事業ニ対シテ借入ヲ請求スルモノ続々踵ヲ接シ特ニ米価騰貴ノ影響トシテ一般農家ノ米作ニ対スル注意ヲ高メタルガ為メ肥料資金ノ供給ヲ訴フルモノ陸続絶へズ若シ之レガ需用ヲ満足セシメント欲セバ恐ラクハ数十万円ノ資金ヲ以テスルモ猶且ツ足ラサルノ勢ヲ呈シタリト雖モ本行ハ創設ノ際資金未ダ甚ダ裕カナラザルノミナラズ所謂始テ慎ムノ方針ニ拠リ着実漸進ヲ期シ數多ノ借入請求中其能ク法令定款ニ適応スルハ勿論資金使用ノ方法及抵当物ノ確実ナルモノヲ撰択シ又彼ノ二十人以上連帯貸付ニ対シテハ更ニ一段ノ慎重ヲ加ヘテ充分ノ調査ヲ為シ信用ノ満足ナルモノハミヲ撰テ貸付ヲ実施セリ」（山梨農工銀行第一回營業報告書）

このように、設立当初とはいへ、山梨農工銀行が、はじめから本来の設立目的を達成しえない限界をもっていたことに注意したのである。

因みに、この点は、はるかに下って大正五年上半期の貸付状況についてもいえることであり、その「營業概況」はつぎのごとく伝えるのであった。すなわち、

「本期ニ於ケル金融ノ状態ハ愈々緩漫ニシテ各銀行ハ利息引下ゲヲ行フニ至リ期末春鹵購入資金ノ如キモ鹵価ノ昂

騰ナリシニ拘ラス需用予想ニ達セス孰レモ裕金ニ苦シム有様ヲ呈セリ、只農家ニ在リテハ米価ノ低落・蚕桑・麦作ノ減收等益々苦境ニ陥ルモノノ如ク本期貸付一時償還高九万余円ヲ算スルニ至レルハ多クハ債務者ノ土地ヲ売却セルニ基、因シ借入請求ノ減少セルハ金融ノ緩漫ニ因ルト雖モ中産以下ノ農業者ニアリテハ亦抵当物件ノ欠乏其主ナルモノナリト信ス」(山梨農工銀行第三拾七期營業報告書)

明らかなように農工銀行の本来的な貸付対象であった筈の「中産以下ノ農業者」が抵当物件の欠乏の故に、貸付資金を充分に利用できないでいるばかりか、さらに、こと不況にでもなれば、借金の累積をきたし、遂には土地を失わねばならなかった中小農民さえいえることが、こゝには示されているのである。いかに本来の目的からの逸脱が甚しいものであったかはあまりに明瞭であるといわねばならない。

とはいえ、われわれはこのことを以って、山梨農工銀行が、ますます農業者への貸付を低下させていったというのではない。第3表に明らかなように大正五年六月現在の貸付残高でみれば、農業者への貸付は八割以上も占めている。

だが、こゝでも注意しなければならないのは、その大半(八四%)を占める年賦貸付(一、八三八口、一、一七七千円)、特別小口年賦貸付(一、五二二口、四五六千円)が共に有抵当であるのにたいし、無抵当の「農業者二〇人以上連帯貸」がわずか、七六件、四五、〇〇〇円(二%)にすぎないという点なのである。

もちろん、これでは、いくら「農業者」貸といえども、それらの資金が農業の改良発達のために有効に利用されたとは考えられない。なぜなら、年賦貸付、特別小口年賦貸付が共に有抵当であるということ、先の營業概況の記述を考慮に入れるならば、これらの貸付資金の恩恵をこゝむりえたのは、おそらく寄生地主的存在か、せいぜい上層

第3表 大正5年上半期山梨農工銀行貸付状況

	農業者	工業者	商業者	公共団体	耕地整理組合	合計
○年賦貸付(有抵当) (無抵当)	1,838口 1,177千円	131口 90千円	151口 175千円	5口 10千円	1口 0.5千円	2,120口 1,442千円
○特別小口年賦貸付 (有抵)	1,522口 456千円	65口 18千円	50口 15千円			6口 6千円
定期貸付(有抵)	2口 1.9千円					1,637口 48.9千円
短期貸付	9口 3.6千円		7 0.68千円			2口 1.9千円
合計	3,371口 1,638.5千円	196口 108千円	208口 190.68千円	5口 10千円	1口 0.5千円	3,781口 1,947.68千円
	農業者20人以上連帯	工業者20人以上連帯	産業組合	村		
定期貸付(無抵当)	76口 45千円		15口 10万円	3口 1千円		
	市制地宅地 建物	田	畑	宅地 建物	工場 財団	
年賦貸付	140口 309千円	1,922口 3,701千円	57口 119千円	27口 16千円	1口 11千円	
特別小口年賦貸付		1,610口 1,842千円				
定期貸付	—	2口 6千円				

「第37期営業報告書」より作成

農民に限られていたと考える以外にないからである。

以上の検討によっても明らかなく、農工銀行がいかに所期の目的から逸脱した業務展開を行なっていたかは、

もはや多言を要しないところと思われる。

しかも、こゝでさらに注意しておきたい点は、このように農工銀行が本来の目的であった小農保護のための金融機関としての役割を十分に果たしえなかっただけでなく、逆に、地主層のための資金運用機関としての役割を果たしたために、そのことがかえって、土地の流動化を激化させ、一層地主資金の農外流出を加速させたことにある。つまり、農工銀行も、結局は、勸業銀行と同様に商工業部門のための資金提供機関といふかねないような機能を果たしていた点に大きな注意を促しておきたいのである。

そのいみで、たしかに、勸銀を親銀行とする農工銀行の体系は、不動産金融の活潑化を図ることによって、「土地所有と資本との媒介・気脈疎通を国家的庇護、政府資金との連繫の上で編制したものにはかならなかった」ということができ、この点からも、われわれは「地主的農政」の展開が、他面で、資本のための政策展開にもなっていたことを、明確に認識しておく必要があると思うのである。

ところで、右にみたような特殊金融機関を通じての政府の金融政策体系と農業政策体系との特徴的な連繫の仕方は、財政政策の面からみた場合には、さらに一層明確な様相を帯びていたといわねばならない。

なぜなら、三〇年代の租税政策こそ、農村資金を銀行及産業部門へと流出させる決定的な契機となったと考えられるからである。

そこで、つぎには、財政面からの接近を試みることによって、租税政策がいかに地租及び地代を農業外へと誘導しつゝ、資本に転化せしめていったのか、を明らかにしていくことにしよう。

- (1) 古島敏雄編『日本地主制史研究』第七章・第九章参照。
- (2) 加藤俊彦著『本邦銀行史論』一八一頁より再引用。
- (3) 勸業銀行の大株主（百株以上）のうち、主要な者を列挙すれば、
〈地主〉……市島徳次郎・岸宇吉（新潟）、馬場道久（富山）、伊藤長次郎（兵庫）、若尾逸平（山梨）
〈地方財閥・銀行〉……茂木惣兵衛（神奈川）、住友吉左衛門（大阪）、茂木銀行・愛知銀行、大和田銀行（福井）
〈華族〉……黒田長成（侯爵）、浅野長勲（同上）、秋元興朝（子爵）
〈会社〉……帝国生命保険会社、日本生命保険会社、日本酒造保険会社等を挙げることができる。
- なお、この点につき井上晴丸「日本資本主義の確立と農業」（『日本農業発達史』第四卷所収）七五～七七頁参照。
- (4) 東洋経済研究所編纂『明治大正農村経済の変遷』一六九頁、本書は、高橋亀吉氏が執筆したものであるが、とくに第二章第四節「(c)農業金融政策的を逸す」は示唆にとむ論点を提出していると思う。
- (5) 前掲書一六八～九頁。
- (6) 前掲書一七二頁。
- (7) 井上晴丸、前掲論文七四～七五頁。

第二節 租税負担の増大と所得税政策の展開

本節で、まずはじめに指摘しなければならない点は、この三〇年代に、(1)地租増徴、(2)所得税改正、(3)間接税強化、(4)地方税強化が一斉に行なわれ、かくして農村の公租公課負担が急激に増大していった点であろう。

第4表にも明らかなごとく、国民一人当り（及び一戸当り）の租税負担額は、一貫して増大化傾向を示し、いかにこの期の租税重課が国民経済に重大な影響を与えたかゞ想像されるのである。税額でいえば、国税が四々五倍、地方税では実に五々六倍の増加率を示しており、一人（及び一戸）当りにしても三倍強の租税収奪の強化が行なわれている。

しかも、こゝで注意すべきは、かゝる租税負担の重圧が、主として、農村に対して強く加えられていったことにある。

第5表は、この明治三、四〇年代における農村租税負担の激増の実態を、齊藤万吉氏の広汎多岐にわたる調査報告¹によって示したもののだが、これによっても明らかなごとく農村の公租公課負担は、三〇年代に入ってから増大の一途をたどっていったことが判明するのである。すなわち、第5表によれば、関西農村、二六カ村と東北農村、二一ヶ村のいずれにおいても、国税、府県税、町村税その他を含む公租公課負担は明らかに増大を示している。とくに注意しておきたいのは、この中でも地方税の増加率と、国税中の所得税のそれとが、きわめて高い数値を示している点なのであるが、この点のはちに触れることにしよう。だから、こゝでは、いづれにせよ、第6表にも明らかなように、明治二三年を一〇〇とすれば、二三々四一年の間に約二・三々三・七倍の上昇率をもって公租公課負担の増大がみられる点に注意を促しておきたいのである。

この点は重要な点でもあるので、さらに次表をみてみることにしたい。

第7表も、同じく齊藤氏が、中央農事報によって作成したものであるが、これによっても、地方農村における公租

第4表 租税一人当負担額指数

年次	税 種				地 方 税				租 税 合 計			
	実 数	指 数	一戸当	一人当	実 数	指 数	一戸当	一人当	実 数	指 数	一戸当	一人当
	百万円		円	円	百万円		円	円	百万円		円	円
明治 30 年	89	138	11.10	2.07	53	176	6.61	1.22	142	156	17.70	3.29
31	94	146	11.53	2.08	65	216	8.06	1.47	159	181	19.60	3.55
32	126	195	15.40	2.85	75	251	9.21	1.80	201	223	24.61	4.65
33	134	208	16.36	2.99	87	291	10.67	1.95	221	250	27.03	4.94
34	140	216	16.39	2.96	99	330	11.64	2.10	239	273	28.02	5.06
35	151	234	17.54	3.16	106	353	12.29	2.21	257	294	29.83	5.37
36	146	227	16.75	3.01	106	352	12.11	2.18	252	290	28.86	5.19
37	194	301	22.24	4.01	84	281	9.65	1.74	278	291	31.90	5.74
38	251	390	28.44	5.11	90	298	10.14	1.82	341	344	38.57	6.93
39	283	422	31.51	5.66	103	344	11.68	2.10	386	383	43.19	7.76
40	316	490	34.65	6.22	127	422	14.08	2.53	443	456	48.74	8.75
41	323	500	34.88	6.24	143	477	15.70	2.82	466	489	50.57	9.05
42	323	501	35.00	6.27	156	520	16.88	3.02	479	511	51.88	9.29
43	317	492	33.82	6.05	162	539	17.53	3.14	479	516	51.34	9.19
44	329	510	34.70	6.19	174	579	18.52	3.31	503	545	53.22	9.50
大正元	361	560	37.50	6.67	185	616	19.51	3.48	546	588	57.00	10.14
2	366	568	36.76	6.57	181	603	18.79	3.34	547	586	55.56	9.91

註：指数は明治 24 年起点 (100) としたもの。
『明治大正財政詳覧』p. 661 引用

第5表 明治 23—41 年農村租税負担の増大

地域 税種	関西 26 カ村平均			東北 21 カ村平均		
	M.23	M.32	M.41	M.23	M.32	M.41
地租	833	920	1,508	764	921	1,558
地稅	54	68	157	53	63	152
所得稅	5	23	155	5	23	172
國稅合計	892	1,011	1,820	822	1,007	1,882
地租割	152	354	416	213	628	735
戸數割	31	84	126	49	105	154
府縣稅計	183	438	542	262	733	889
地價割	120	251	271	102	231	261
戸數割	120	267	743	127	192	593
其他	9	53	62	26	62	96
町村稅計	249	571	1,077	255	485	950
協議費組合費等	72	115	185	107	183	269
農會費	2	7	46	3	7	37
總計	1,398	2,142	3,697	1,449	2,415	4,027

日本地主制史研究序説

第6表

地域 税種	M32		M41	
	関西	東北	関西	東北
國稅	113%	122	204	228
府縣稅	240	279	297	339
町村稅	229	190	432	372
協議費等	164	172	311	278
計	153	166	266	277

うした租税負担の激増は、日清、日露の両戦を通ずる国家財政規模の急激な膨脹化が、必然的にもたらした現象であった。すなわち、いゝかえれば、帝国主義段階に固有の財政の軍事化、「経費膨脹の法則」⁽²⁾が、後進国日本においては、国税↓地方税を通じての農村収奪の強化と

額は、明治二〇年から三九年へかけて約三・一五倍に増加していることが判明するのであって、いかにこの時期における農村租税負担の激増が顕著なものであったかを確認されるのである。
ところで、改めて指摘するまでもなく、こ

第7表 農民租税負担の増大

年次	国 税	地方税	町村税	計	農民實際 の納税額	百分数
	円	円	円	円	円	
明治 20 年頃	1.005	.284	.303	1.592	1.354	100
25	955	.389	.573	1.917	1.630	121
30	786	.477	.858	2.121	1.803	133
35	1.306	.804	1.485	3.595	3.056	226
37	1.870	.792	1.185	3.847	3.270	242
38	2.241	.863	1.227	4.331	3.682	272
39	2.402	1.124	1.482	5.008	4.257	315

一橋大学研究年報 経済学研究

12

第8表 地主所得の概況

種 別 年次	中等田一反歩			中等畑一反歩		
	小作料	公 租	地主所得	小作料	公 租	地主所得
明治 20 年頃	円 5.220	円 1.533	円 3.687	円 2.696	円 0.677	円 2.019
25	6.876	2.305	4.571	3.421	0.825	2.596
30	10.071	2.644	7.427	5.132	0.923	4.199
35	12.962	4.492	8.470	6.687	1.587	5.100
37	12.586	4.770	7.815	6.803	1.669	5.134
38	13.131	5.368	7.763	7.219	1.942	5.277
39	15.014	6.217	8.797	7.898	2.240	5.658

第9表 地主所得と公租額増加率との対比

種 別 年次	小 作 料			地 主 所 得		
	公 租	田	畑	田	畑	同農村 米価率
明治 20 年頃	100	100	100	100	100	100
25	121	132	126	123	128	134
30	133	193	190	212	207	243
35	226	248	248	229	252	247
37	242	241	252	211	254	242
38	272	251	267	210	261	259
39	315	287	292	238	280	282

二九六

なつてあらわれたのである。

そこで問題は、こうした帝國主義期に特有の國家財政の重圧が、農村部門に對していかなる影響を与えていくかにある。とくに、われわれの觀点にとつて是非とも検討を要する点は、地主層の存在形態（＝機能）にどのような変化がみられてくるかという点であらう。

さて、この点につき、われわれはまず、事實の問題として、租稅負擔の増大がみられたのとほぼ同じ時期に、地主經營が一定の變容を示しはじめてる点に注意したい。

かんたんにいえば、地代収入が相對的に不利になるとともに、それに代つて地主層の証券所有が一般的に擴大してきたということなのである。

第8・9表には、明治二〇年から三九年へかけての地主所得の概算と公租額との關係が示されている。一見して明らかのように、公租増加率は、明治二〇〜三九年に三倍以上の數値を示しているのにたいし、小作料は、田では二・八七倍、畑で二・九二倍であるにすぎず、ともに公租の上昇率には及ばないことが読みとれる。しかも、米価騰貴率においても二・八二倍と公租増加率を更に下廻っていることに注意しなければならない。

いうまでもなく、これらの事實は、地主經營の停滯狀況をそのまゝ示すものといつてよいだらう。當然、このような地代収入の相對的不利性⁽³⁾は、地主層の蓄積貨幣の運用形態にも大きな作用を与えた。

そのひとつが、この時期、全国的に認められる地主層の株式投資の活潑化となつてあらわれたのである。そこで以下はこの点を知るために若干の考察を加えてみよう。

第10表 株式売買高年別表

年次	東京	大阪	その他	合計
明治 26年	2,657株	1,371株	243株	4,271株
27	1,840	1,826	373	4,183
28	2,808	2,588	897	6,352
29	3,795	3,725	1,258	10,036
30	3,566	4,717	1,660	11,611
31	3,674	2,704	1,380	9,179
32	5,213枚	4,363枚	1,904枚	12,427枚
33	3,900	5,097	1,800	11,550
34	2,548	2,997	806	6,050
35	2,952	1,919	23	5,479
36	1,944	1,284	7	3,360
37	3,158	1,374	2	4,783
38	6,653	3,387	27	10,463
39	13,410	6,341	238	21,264
40	11,897	6,008	612	21,225
41	9,596	5,871	171	19,037
42	11,364	9,472	219	24,961
43	10,891	9,085	554	24,072
44	10,835	8,591	330	23,076
大正 元年	12,391	9,365	181	24,116

「明治大正国勢総覧」p. 264~265

う著しい発展ぶりをみせていることが確認できる。要約的にいえば、株式投資の全国的動向は、明治三〇年前後に活発化し、日露戦後の三八・九年に急速に拡大への動きを示しはじめたといえることが出来る。明治三〇年前後に活発化し、日露戦後の三八・九年に急速に拡大への動きを示しはじめたといえることが出来る。明治三〇年前後に活

第10表は、株式投資状況の一般的動向を測定する方法として、ひとまず、明治二六年から大正元年へかけての株式売買高の年次別推移を示したものである。(東京・大阪のみを掲げたのは、この二大都市で、全体の動きを代表させることが可能であることによる。)明らかかなように、明治二九年から三三年へかけての時期に、まず売買高が増大しはじめていること、次いで、三四~六年は、恐慌の影響をうけて沈滞を示したものの、三八年以降は、それまでの停滞を一挙に打破って、二~五倍の売買高を示すとい

大している点なのである。

たとえば、つぎのいくつかの表は、いづれも現在判明している大地主層の株式所有状況を表示したものであるが、どの例についても、明治三〇年代初め、とくに三八・九年を契機に、投資活動が加速化している事実を示している。すなわち、かんたんに説明を加えていけば、新潟県の千町歩地主、市島家（第11表）、斎藤家（第12表）、伊藤家（第13表）では、いづれも、三〇年代に入ってから証券所有に活発さを見せはじめ、とくに三七・八年にそれまでの所有高を倍加させている。また、岡山県の二〇〇町歩地主星島家でも、二

第11表 市島家株式所有状況

年次	諸株券	諸債券	合計
明治 34年	61,958円		61,958円
35	77,885		77,885
36	69,342	2,372	71,714
37	77,784	47,851	125,635
38	95,236	49,981	145,217
39	175,014		175,014
40	190,840		190,840
41	232,441	3,982	236,423
42	321,391	4,424	325,815
43	415,932	4,467	420,399
44	457,448	4,188	461,636
大正 1	473,824	4,112	477,936
2	495,939	4,053	499,992
3	535,695	4,176	539,871

出典：新潟県大地主所蔵資料第三集『市島家の地主構造』
p. 436 ヨリ

〇年代から株式購入を行なうが、それをとくに拡大させるのは、三〇年の三・七万円と三七・八・九年の計二四万円の株式購入であることは、第13表に明らかである。さらに、山梨県の百町歩地主広瀬家、五〇歩地主奥山家についても、同様の事情が看取できる。すなわち、広瀬家（第14表）では、三〇年代はじめに、急速に証券所有を拡大させ、三五・六年に恐慌の影響をうけて一時株券整理を行なったものの、三八・九年からは軍事公債・東電株、銀行株等をはじめとして、本格的な投資活動を展開していくし、奥山家（第15表）においても、三〇年代

第 12 表 新潟県千町歩地主の株式所有状況

年次	北越鉄道株	岩越鉄道株	新潟商業銀行株	農工銀行株	小計	公債	合計
明治30年	5,000円	1,100円	2,500円		8,600円	8,200円	16,800円
31	5,000	1,540	2,500		9,040	8,200	17,240
32	5,000	1,760	3,750		10,510	8,300	18,810
33	5,000	1,760	5,337	2,500	14,797	8,300	23,097
34	5,000	1,760	6,075	3,750	16,585	8,300	24,885
35	5,000	1,760	7,150	5,000	18,910	8,700	27,610
36	5,000	1,760	7,150	5,000	18,910	8,700	27,610
37	5,000	1,936	7,150	11,100	25,186	23,564	48,750
38	5,000	1,936	7,150	11,100	25,186	29,400	54,586
39	5,000	1,936	8,937	11,100	26,873	29,700	56,573
40	5,000	1,936	8,937	11,100	26,873	29,700	56,573
41	5,000	1,936	13,937	15,100		29,700	

一橋大学研究年報 経済学研究 12

出典：新潟県大地主所蔵資料第4集『千町歩地主斎藤家の構成』p. 674

第 13 表 星島家の有価証券購入状況

年次	購入金額	有 価 証 券 の 内 容				
		地元産業	地元鉄道	公債	全国的産業	全国的鉄道
明治20	4,520円	1,260円	200円	555円	1,655円	850円
25	2,500	—	—	—	1,500	—
27	7,755	230	—	5,500	—	2,025
29	10,314	4,214	65	400	3,615	2,020
30	37,541	16,983	825	—	6,788	12,945
31	16,575	8,379	625	—	1,688	5,883
32	3,871	2,821	300	—	750	—
33	2,485	2,415	20	—	—	50
34	9,107	8,955	—	47	105	—
35	1,777	1,097	50	—	630	—
36	1,684	1,619	65	—	—	—
37	39,859	11,429	—	300	400	27,730
38	36,904	1,178	—	5,560	—	30,666
39	161,810	18,482	—	5,760	—	137,568
合計	336,702	79,062	2,150	18,122	17,131	219,237

三〇〇

第14表 広瀬家株式所有状況（円）

年次	銀行株	電力株	軍事公債	その他	合計
M 15	20,500			2,643	23,143
20	15,780			—	15,780
25	32,010			—	32,010
30	41,825	31,080		980	73,785
33	47,691	39,625		900	88,216
34	50,100	41,413		1,030	92,543
35	35,500			207	35,707
36	35,500			219	35,719
38	22,135		5,909	354	28,398
39	21,410		16,644	1,399	39,453
40	26,110	14,516	13,350	7,919	61,895
42	29,970	15,176	13,350	11,997	70,493
44	41,571	22,096	13,350	9,158	86,185
T 元	46,716	25,570	13,350	10,594	95,538
5	79,916	36,312	13,350	11,160	140,738
6	81,666	37,311	13,350	8,901	141,228
7	82,916	39,211	13,350	6,565	142,042
8	93,791	47,583	13,350	3,670	158,394
9	105,041	43,873	13,350	4,950	167,214

広瀬家『行司簿』より作成

前半の投資活動の活発さをひきついで、三九年からは、中央株への投資を本格的に行なっていることが確認できるのである。

さて、このように、明治三・四〇年代には地主層の有価証券投資がかなりの程度一般化していることが認められるのであるが、一体かゝる地主資金の農業部面外での資本転化を促進せしめた契機とは何であったのだろうか。

この点について、これまではつぎのような説明がなされていた。

すなわち、かんたんにいえば、(1)農村部面における地主・小作間の階級矛盾の激化、(2)都市部面における商工業の発展、従って証券市場、金融市場の発展、この二要因が、地主の農外投資を誘発する基本的な条件で

第15表 奥山家株式所有状況

年次	株価総額 円	地方株	国公債	中央株
M14	1,000	100%		
24	6,562	100		
30	8,687	76.7	23.3%	
32	11,717	100		
34	28,486	76.3	23.7	
35	31,601	78.4	21.6	
36	31,726	77.3	22.7	
37	36,666	75.8	24.2	
38	44,996	66.0	34.0	
39	59,285	79.0	20.2	0.8%
40	84,641	63.0	13.8	23.2
41	85,542	62.6	14.0	23.4
42	88,688	59.2	11.3	29.5
43	111,010	54.6	9.0	36.4
44	117,474	57.0	7.7	35.3
大元	142,205	59.2	10.0	30.8

奥山家『大宝恵』より作成

あるとするのがそれである。⁽⁵⁾

たしかに、(1)は農民の階級闘争によって地主的土地所有がペイしなくなる事態をいみしており、(2)はそれに代る投資場面の拡大、深化を指示しているというかぎりでは、ともに地主の農外投資を促進させる重要な要因であったということができであろう。だが、この説明にもつぎのような難点があることに注意しなければならぬ。

というのは、右の説明だけでは、

(1) 地主・小作間の矛盾が激化し、それが広汎な階級闘争を呼びおこしてくるのは、ほど大正八・九年(第一次大戦後の好況局面から反動恐慌へかけての時期)以後であること、従って、地主の証券投資活動の活発化も、かゝる事態の反映としてみるかぎり、それは必然、大正中期以降に限定しなければならなくなる。だが事実としては、地主、小作間の階級関係の矛盾が顕在化する以前に、地主の投資活動は広汎に行なわれているから、この点をどう理解したらよいのか、わからなくなる。

(2) これを逆に、地主の農外投資が行なわれていることから考えて、日本農業の停滞・地主制の行詰りが招来されたのだといってしまうと、明治三・四〇年代に日本地主制の体制的凋落をいわなければならなくなってしまう。事実、

高橋亀吉氏は、それを、日露戦後農業行詰り論⁽⁷⁾として、桜井武雄氏は、日露戦後農業危機開始説⁽⁸⁾として展開された。だが、かゝる主張が、(1)の裏返しにすぎないことはあまりに明白であり、従つてそれが何の解決ももたらしていないばかりか、きわめて単純な見解にすぎないことは、改めて指摘するまでもない。(いま、簡単にその誤まちを指摘すれば、地主経営の不利化を地主制の行詰りとそのまゝ等置していること(高橋氏)、本来、構造的見地を要するところの農業危機概念の不当な一面化が行なわれていること(桜井氏)を挙げることができる。)

このように、地主的土地所有の不利化と地主の農外投資とを直結させて理解すると、それは日本資本主義論としても無理が生じてくることが判明するのだが、それを別にしても、右の説明の仕方では、つぎの疑問にも充分答えられないことに注意したいのである。つまり、(3)地主的土地所有が不利になったとしても、たゞそれを指摘したゞけでは、何も、地主資金が有価証券に転態していく必然性を説明したことにはならないのではないか、という疑問がそれである。いいかえれば、地主資金が土地所有の拡大にむかわずに、なぜ、株式投資という形態をとつて商工業部門へ流出していったのか、というその積極的な理由が、この説明だけでは、何ら明かにされていないということである。それでは、一体、地主資金を、ほかならぬ有価証券へと転態させていった契機とは何だったのだろうか？ われわれは、これこそ、(1)所得税政策を中心とする租税政策体系の確立と、(2)近代信用制度の機構的確立、の二点であつたと考えるのである。

では、それはいかなる意味においてか？ そこでまず、(1)の所得税政策の展開過程をみていかねばならないのであるが、その前に、われわれは、まず国家財政中において所得税がいかなる位置をしめているのかを確定しておかねば

第 16 表 租税収入中における地租と所得税の割合

年次	地租	所得税
明治 30	37.6%	2.1%
32	32.5	3.5
35	26.2	4.2
37	25.5	6.0
40	22.6	7.2
42	20.8	7.9
45	16.5	8.5
大正 5	16.1	11.3
6	13.1	16.9
8	7.3	19.2
10	7.4	20.1

『日本経済統計総鑑』より

ならない。

というのは、これまでの地主制史研究では地租ばかりが問題にされて、所得税が一体どのような作用を地主経済に与えたのか全くといっていいほど無視されているからであり、にもかかわらず、この点をぬきにしては、地代の資本への転化の問題を論ずることは到底許されないと考えるからである。

そこで第16表をみてみよう。こゝには、地租と所得税の租税収入総額に対する割合が示されているが、明らかかなように地租の一貫した遞減傾向と、それに対する所得税の漸増傾向が対照的に認められ、大正六年には遂に、その比重の逆転がみられることに気付く。当然、この地租比重の低下、所得税比重の増大は、一般にいわれているごとく、農業部門の租税負担の減少、それに代る商工業部門の負担増大をいみずるものと考えられるのであるが、果して、単純にそういってよいのだろうか？

もし、国税中、農業部門の負担になる税種を地租のみと考えれば、大正六年をまたずとも、地租の比重は、明治四三年にはすでに一〇%台まで低下しているのであるから、国家財政は、明治末には、農業依存から完全に脱脚したものと考えられるが、果して、そういってよいのかどうか？ まず、この点を検討してみたいのである。

そこで、これを知るために次表を検討してみることにはしたい。第17表は三二年所得税法改正にしたがって所得税収入の内容を、第一種（法人所得）、第二種（資本利子所得）、第三種（個人所得）と分類して、その三者の比重を示し

第17表 累年所得税表

年次	a	b	c	a	b	c
	第1種 千円	第2種 千円	第3種 千円			
明治 32年	1,520	253	3,026	31.7%	5.3%	63.0%
33	2,244	262	3,835	35.4	4.1	60.5
34	2,177	290	4,389	31.8	4.2	64.0
35	2,268	303	4,926	30.3	3.7	66.0
36	2,356	345	5,611	28.3	4.2	67.5
37	3,754	362	10,409	25.8	2.5	71.7
38	7,945	293	15,417	33.6	1.1	65.3
39	9,435	263	16,813	35.6	0.9	63.5
40	8,345	492	18,712	30.3	1.7	68.0
41	8,918	670	23,187	27.2	2.1	70.7
42	8,254	321	24,734	24.8	1.0	74.2
43	7,528	140	24,775	23.2	0.5	76.3
44	9,713	232	25,078	27.8	0.6	71.6
大正 元	11,521	278	29,551	29.3	0.7	70.0

『明治大正財政史』第6巻, p. 1222 より作成

てみたものである。これによれば、三二年度からはじめて法人所得への課税がなされていることを知るが、それはわずか三〇%台にすぎず、むしろ圧倒的に高い比重を占めているのは、六〇〜七六%に及ぶ第三種個人所得なのであった。つまり、所得税比重の増大が必ずしも法人企業の増大の増大をそのまゝいみしているのではない、という注目すべき事実につきあたるのである。とするならば、所得税の過半を占める個人所得の中でも、いかなる種類の所得が、この第三種個人所得税の比重の高さを支えていたのであるうか？

次表がこれを明瞭に示している。第18表は所得決定額（実際の徴収額ではなく、その算出基礎になる課税決定額）によって明治三二〜大正二年における第三種所得の主要税源の構成比を示したものであるが、注目すべきことは、農業所得が最も高い比重を占めている事実が判明する。すなわち田畑収入が二八〜三三%と一貫して首位に立って

第 18 表 第三種所得主要税源構成比

単位 (百万円)
() 内は%

年 次	田畑	貸宅地 及貸家	原野 その他 土 地	山林	小計	商業	工業	俸給及 給料	その他 合計
明治 34 年	87.1 (29.9)	15.6 (5.4)	1.3 5.6 (2.4)		109.6 (37.7)	64.9 (22.3)	13.8 (4.8)		290.9 100
35	92.6 (28.6)	24.7 (7.6)	1.4 6.2 (2.3)		124.9 (38.5)	74.3 (22.9)	16.7 (5.2)	54.1 (16.7)	324.3 100
36	105 (28.6)	29.6 (8.2)	1.6 7.1 (2.3)		143.3 (39.1)	80.3 (21.8)	19.9 (5.4)	61.6 (16.9)	366.9 100
37	124 (31.4)	31.6 (7.9)	1.8 6.8 (2.3)		164.2 (41.6)	83.1 (21.0)	21.4 (5.4)	57.1 (14.4)	395.3 100
38	140 (33)	32.0 (7.5)	2.2 6.2 (2.0)		180.4 (42.5)	91.2 (21.4)	22.6 (5.3)	58.1 (13.7)	424.5 100
39	145.6 (31.2)	34.9 (7.5)	2.4 8.4 (2.3)		191.3 (41.0)	100.3 (21.4)	25.9 (5.6)	74.5 (16.0)	466.2 100
40	159.4 (30.8)	39.3 (7.6)	2.3 10.4 (2.3)		211.4 (40.7)	110.7 (21.4)	31.0 (6.0)	88.2 (17.0)	519.5 100
41	196.7 (30.9)	48.5 (7.6)	2.4 16.6 (2.8)		264.2 (41.3)	159.9 (21.9)	39.1 (6.1)	104.5 (16.1)	640.1 100
42	222.1 (32.3)	53.7 (7.8)	2.5 16.0 (2.7)		294.3 (42.8)	144.5 (21.0)	39.4 (5.7)	114.9 (16.6)	639.7 100
43	214.2 (30.7)	56.8 (8.1)	2.3 15.3 (2.6)		288.6 (41.4)	148.6 (21.3)	38.8 (3.2)	127.2 (18.2)	698.0 100
44	201.2 (28.4)	61.1 (8.6)	2.2 15.3 (2.5)		279.8 (39.5)	154.2 (21.8)	40.3 (5.7)	139.3 (19.7)	708.1 100
大正 元	220.0 (29.8)	68.8 (9.0)	2.1 17.8 (1.5)		308.7 (40.3)	166.1 (21.8)	43.0 (5.6)	151.9 (19.8)	765.4 100
2	224.6 (32.9)	69.3 (10.0)	2.8 15.0 (2.0)		311.7 (44.9)	150.6 (21.8)	39.0 (5.6)	111.3 (16.1)	694.1 100

一橋大学
研究年報
経済学
研究
12

註：表出外のその他に含めた項目には鉱業、牧養及採取業、非営業貸金貯金其他利子、庶業、勞力其他所得の六項目がある。

『明治大正財政史』第 6 卷内国税上 p. 1232 より作成

いること、しかもこれに貸宅地及貸屋、原野その他土地、山林を含めれば農業所得はさらに上廻り、三八〜四五%となつて、他を一層ひきはなすにいたるといふ事実が看取されるのである。これにたいし、商工業部門は、商業の二一〜二二%がそれに続いてゐるのみで、工業は数%にすぎない。また、勤労者所得（一応賃労働者の負担とみられる）もこの段階では未だ、二〇%以下にとどまっている。とすれば、結局、第三種所得の大半は農業者によつて負担されているといわざるをえず、従つて、この時期の所得税の増大を担つたのは、むしろ農業部門であつたと結論せざるをえないのである。であつてみれば、これまでのように地租だけを見ていたのでは、産業資本確立期における農村租税負担の激増のもつ特有の意味は全く理解できなくなつてしまふといつてよい。とくに、所得税の場合には、地租と異つて不充分とはいへ一応、免税点を定めた上での累進税率制度が採用されていたから、それが、地主層に与えた影響には無視しえないものがあつた。

それでは、地主層の租税負担構成の中にあつて、この所得税はどのような位置を占めていただろうか？　そこで、この点を明らかにするにあつて、つぎには、先に確認した、この時期の農村租税負担の激増が、大地主層の場合には、どのような内容を示していたかをみておかねばならない。

尤も、この点については個別資料に依拠する以外に方法もなく、従つて、多くの事例を提示することはできないのであるが、少なくとも左の四例によつても、われわれはかなりの程度一般的な見透しを得ることができよう。

すなわち左表群は、新潟県の千町歩地主市島家（第19表）、山梨県の二百町歩地主N家（第20表）、同百町歩地主広瀬家（第21表）、同五〇町歩地主奥山家（第22表）について、それぞれ公租公課負担が農業収益中においてどの程度の割合

第19表 市島家農業収益中に占める公租公課の割合

年次	a		穀代金	貸地貸家	山林収入	b	
	公租公課	総額				収入計	a/b
明治	38	51,041円	71.4千円	2.6千円	3.7千円	77.7千円	65.6%
	39	51,990	153.8	2.2	0.7	156.7	33.2
	40	66,604	158.2	2.1	1.1	161.4	41.2
	41	67,046	154.3	2.4	1.6	158.3	42.4
	42	67,257	130.0	2.4	2.8	135.2	49.6
	43	73,625	140.2	2.9	1.7	144.8	51.0
大正	元	79,348	175.8	2.6	2.2	180.6	43.9
	1	85,933	209.1	3.2	1.1	213.4	40.2
	2	96,663	228.8	2.6	4.8	236.2	40.9
	3	96,157	167.8	3.2	2.5	173.5	55.4
	4	81,825	168.5	2.8	1.5	172.8	47.4
	5	84,222	210.9	3.2	1.5	215.6	39.2
	6	103,030	311.3	3.7	3.3	318.3	32.4
	7	127,315	463.9	3.3	2.5	419.7	31.4
	8	169,282	711.6	3.3	1.8	716.7	26.8
	9	196,264	364.7	1.3	6.4	372.4	52.7
	10	201,798	473.5	1.2	7.3	482.0	41.8
	11	224,220	368.3	1.4	13.3	383.0	58.5
	12	199,757	264.7	1.6	20.8	287.0	69.6
	13	194,073	328.2	2.2	3.4	333.6	58.4
14	173,553	303.3	2.5	3.9	309.7	56.1	

史料：前掲『市島家の地主構造』p. 412, 429ヨリ作成

を占めているかをみたものであるが、これらのいずれにも共通していることは、明治末期から急激に租税負担が増大しているということである。たとえば、明治二〇〜三〇年代初めの負担比が判明するN家、広瀬家からみていけば、ほど農業収益の一五〜二五％が公租公課負担となっていて、いることが確認でき、一般にいわれているごとく二十年代の地主取分の相対的増大を予想させるのである。ところが、三四、五年から負担率は徐々に増大を示し、これまで二〇％台にとどまっていたのが、三九年を境に、三〇％台に突入し、以後大正元、八兩年の二〇％をのぞけば、他

第20表 N家租税負担の割合

年次	籾代金	米代金	畑小作金	小作金延入 帯利	a 計	b 租上税納	a/b
明治 30. 6月~12月	5,282円	2,249円	3,552円	2円	11,085円	1,616円	14.5%
31年	13,610	10,799	3,741	11	28,161	4,862	17.2
32	13,748	8,610	4,576	—	26,934	4,389	16.3
33	13,826	8,739	4,726	8	27,299	4,669	17.1
34	14,942	6,328	4,360	56	25,686	6,037	23.5
35	14,274	7,004	3,911	41	25,230	6,079	24.0
36	16,252	5,731	4,685	123	26,791	6,267	23.4
37	17,185	8,305	4,922	—	30,412	6,096	20.2
39	14,826	5,192	5,277	—	25,245	9,516	37.6
40	18,516	6,190	5,591	—	30,297	12,341	40.8

註：40年には、39年度相続税 3,236円が含まれている。

史料：N家「総勘定帳借帳」より作成

日本地主制史研究序説

の年次はすべて三一〜五四%にも達する租税負担を計上するにいたっている。この点は、市島家、奥山家の場合にも同様に指摘できることであって、三八年以降の負担比は、市島家で三三〜七〇%、奥山家で三三〜六三%と明瞭な急上昇を示していることが判明する。

以上に明らかごとく、地主層の実際的な租税負担が大正期へかけて増大化の傾向をみせていたことはほとんど疑いなくところと思われるのであるが、それでは、この租税負担の増大は何によってもたらされたのであろうか？

そこで、これを知るために、つぎには、広瀬家と市島家の公租公課負担の内容を第23・24表によってみてみよう。まず、第23表によれば、明らかに租税負担の増大が、(1)所得税負担と、(2)地方税負担の増大に起因していることがわかる。とくに、重要な点は前者にある。

すなわち、地租負担比が明治二五年の六六%から一貫して漸減傾向を示し、大正八年以降は遂に一〇%台に低下しているのた

第 21 表 広瀬家租税負担

年次	a 租金入	b 諸上納	a/b
明治 25 年	7,219円	1,924円	26.6%
28	9,554	2,007	21.0
30	13,763	2,099	15.2
33	14,658	3,062	20.9
35	14,871	3,471	23.3
36	15,095	3,646	24.2
38	17,031	4,208	24.7
39	14,627	5,594	38.2
42	8,989	4,598	51.1
44	11,970	4,208	35.2
大正 元	20,624	4,395	21.3
5	14,082	4,955	35.2
6	18,546	5,805	31.4
7	24,466	8,224	33.6
8	54,037	13,636	25.3
9	26,324	15,481	61.2 (43.4)
12	35,768	19,241	53.8 (44.5)
13	27,689	17,979	65.0 (54.5)

註：大正 9.12.13 は配当への課税があるから利子収入を含めれば（ ）の%を得る。

の地租、所得税納入額をそれぞれ一とすれば、大正一三年には、地租が僅か一・八七倍の増大傾向は、二五年度にたいし、所得税にいたっては実に六九倍の増大率を示すという事実を端的に表明されているといつてよい。そして、広瀬家において確認されたかゝる傾向が、市島家の場合にも認められることに注意する必要がある。

次表が、それを示すが、明らかになように、こゝでも所得税と地方税の増大化傾向が認められるというばかりでなく、市島家の場合には巨大地主であることを反映して、累進課税の故に所得税が三九年には、はやくも二〇%台に突入しているという事実さえ確認することができるのである。当然、この所得税負担の増大は、地主経済の在り方に大きな作用を及ぼしていったものと考えられるが、それを確定する前に、こゝでは、右の所得税増大が、地主層のいかなる

いし、所得税の方はそれとは逆に、二五年の七一円（三・七%）から、三八年に一躍一〇%台（四六三元）に到達し、以後一貫して増大をつづけ、大正八年には、遂に、所得税が絶対額においても比率においても地租を凌駕するにいたるといふ注目すべき事実につきあたるのである。この地租比重の低下、所得税割合の増大化傾向は、二五年度

第22表 奥山家租税負担

年次	a 土地収益	b 諸上納	a/b
明治 37	8,714円	2,358円	27%
38	8,781	3,016	34.4
39	8,251	3,830	46.4
40	9,455	3,638	36.4
41	10,196	4,001	39.4
42	7,364	4,563	62.0
43	8,372	4,633	63.0
44	8,759	4,826	55.0
45	14,116	5,330	37.7
大正 2	15,478	5,093	33.0
3	12,516	5,213	41.6
4	10,529	5,142	48.7
5	10,171	5,222	51.4
6	13,435	4,148	30.8
7	18,264	5,354	29.4
8	26,798	6,953	26.0
9	25,686	9,009	35.3
10	19,428	10,044	51.6
11	21,473	12,132	56.5

奥山家『大宝恵』ヨリ作成

種類の所得の増大に対応しているのかをみておかねばならない。

そこで第25・26表をみてみよう。第25表は明治二三と大正一二年における山梨県多額納税者（先のN・広瀬・奥山家いづれも含む）一五名の国税納入額合計を各年度毎に集計し、さらにその地租、所得税、営業税別の比重を算出したものであり、第26表は、そのうち、所得税の内訳を収入源泉

課税対象別に、a 土地、b 商業、c 工業と分類して、同じくそれぞれの比重をしらべてみたものである。

さて、以上二表から指摘しておきたいことは、こゝでも先の場合と同じく、(1)年が下るにしたがって地租と所得税の比重の逆転傾向が認められるということであり、(2)しかも、その所得税の増大が、工業、商業よりの収入に対する課税によってではなく、その大半（六〇〜八六％）が土地より生ずる所得への課税によってもたらされているということである。いゝかえれば、これによってわれわれは山梨県多額納税者の主要な経済的基礎が地主的土地所有にあり、かつ彼ら地主層の土地に対する租税負担が、地租比重の低下にもかゝらず、決して低下することなく、むしろ加重されつつあることを知ることができる。

第23表 広瀬家公租公課負担額及その比率 ()内は%

税 種	M. 25	M. 28	M. 30	M. 33	M. 35	M. 36	M. 38	M. 39	M. 42	M. 44
地 租	1,276(66.4)	1,253(62.6)	1,218(58.0)	1,229(40.3)	1,543(44.5)	1,763(48.4)	1,918(45.6)	2,308(41.3)	1,532(33.3)	1,414(33.5)
所 得 税	71 (3.7)	78 (3.9)	84 (4.0)	209 (6.8)	213 (6.1)	215 (5.9)	463(11.0)	578(10.3)	494(10.8)	524(12.5)
県 税	183 (9.5)	314(15.6)	356(17.0)	968(31.6)	1,113(32.0)	746(20.5)	940(22.4)	1,457(26.1)	1,101(23.9)	1,071(25.5)
村 税	210(10.9)	339(16.8)	400(19.0)	599(19.5)	602(17.6)	921(25.2)	812(19.3)	1,237(22.1)	1,185(25.8)	1,053(25.0)
治水工事費	182 (9.5)	23 (1.1)	41 (2.0)	56 (1.8)			51 (1.1)		286 (6.2)	147 (3.5)
そ の 他	2 (0)						26 (0.6)	15 (0.2)		
計	1,924(100)	2,007 (100)	2,099 (100)	3,062 (100)	3,471 (100)	3,646 (100)	4,209 (100)	5,595 (100)	4,598 (100)	4,208 (100)
税 種	T. 元	T. 5	T. 6	T. 7	T. 8	T. 9	T. 12	T. 13		
地 租	1,611(36.7)	1,779(36.0)	1,803(31.0)	1,993(24.2)	2,244(16.6)	2,409(15.6)	2,540(13.2)	2,384(13.3)		
所 得 税	523(11.9)	897(18.1)	915(15.7)	1,295(15.8)	2,492(18.4)	3,320(21.4)	5,656(29.4)	4,905(27.3)		
戦事利得税				252 (3.6)	1,251 (9.2)	999 (6.4)				
県 税	1,032(23.5)	1,348(27.2)	1,718(29.6)	2,552(31.0)	3,579(26.3)	3,880(25.0)	5,593(29.0)	5,481(30.5)		
村 税	1,024(23.3)	854(17.3)	1,289(22.2)	2,087(25.4)	2,631(19.3)	4,666(30.1)	4,672(24.2)	4,463(24.8)		
治水工事費	205 (4.6)	76 (1.4)	80 (1.5)	45 (—)	1,327 (9.7)		780 (4.2)	733 (4.1)		
そ の 他					55 (0.4)	198 (1.3)		13 (—)		
計	4,395 (100)	4,955 (100)	5,805 (100)	8,224 (100)	13,580 (100)	15,481 (100)	19,241 (100)	17,979 (100)		

第24表 市島家公租公課内訳及構成比

年次	地租	所得税	県税	町村税	合計 その他共	地租	所得税	県税	町村税	合計 その他共
明治38年度	18,733円	7,672円	11,029円	4,746円	51,041円	36.7%	15.0%	21.6%	9.2%	100%
39	22,292	11,787	10,429	4,730	51,989	42.8	22.6	20.0	9.0	100
40	22,467	12,867	14,350	4,934	66,603	33.7	19.3	21.5	7.4	100
41	22,303	14,725	15,006	6,502	67,045	33.2	21.9	22.3	9.6	100
42	22,176	14,156	14,468	6,875	67,256	32.9	21.0	21.5	10.2	100
43	18,905	21,779	15,634	8,103	73,625	25.6	29.5	21.2	11.0	100
44	19,909	16,939	18,945	9,569	79,348	25.0	21.3	23.8	12.0	100
大正元年	19,583	21,976	15,267	9,607	85,932	22.7	25.5	17.7	11.1	100
2	20,952	21,823	20,334	9,894	96,663	21.6	22.5	21.0	10.2	100
3	21,336	20,460	20,637	9,236	96,156	22.1	21.2	21.4	9.6	100
4	20,718	19,518	17,216	8,835	81,824	25.3	23.8	21.0	10.7	100
5	20,582	20,199	18,070	8,047	84,221	24.4	23.9	21.4	9.5	100
6	20,799	20,366	21,050	10,312	103,030	20.1	19.7	20.4	10.0	100
7	20,555	32,837	22,921	12,520	127,315	16.1	25.7	18.0	9.8	100
8	20,666	60,834	33,128	22,771	169,282	12.2	35.9	19.5	13.4	100
9	20,405	67,620	35,060	32,306	196,263	10.3	34.4	17.8	16.4	100
10	20,148	81,082	34,532	27,236	201,797	9.9	40.1	17.1	13.4	100
昭和元年	17,656	38,272	43,399	34,080	181,894	9.7	21.0	23.8	18.7	100
5	16,929	33,624	34,201	25,499	142,964	11.8	23.5	23.9	17.8	100
10	11,643	30,344	28,435	20,071	139,665	8.3	21.7	20.3	14.3	100

資料：『市島家の地主構造』p. 420-430より作成

第25表 多額納税者国税納入額内訳

年次	国税合計	a 地租	b 所得税	c 営業税	a	b	c
明治23年	17,505円	16,537	968		94.5%	5.5	
27	21,277	19,845	1,432		93.3	6.7	
30	22,782	20,442	2,340		89.7	10.3	
34	30,085	24,167	5,538	380	80.3	18.4	1.3
37	33,334	24,501	7,683	1,150	73.5	23.4	3.1
41	59,174	36,206	19,243	3,725	61.2	32.5	6.3
44	64,280	33,198	26,238	4,843	51.6	40.8	7.6
大正4	73,650	36,683	31,940	5,027	49.8	43.4	6.8
7	73,138	36,974	31,026	5,168	50.5	42.4	7.1
8	81,682	35,711	40,500	5,471	43.7	49.6	6.7
10	121,220	37,295	79,160	4,765	30.8	65.3	3.9
12	79,974	25,039	51,365	3,570	31.4	64.3	4.3

一橋大学研究年報 経済学研究 12

第26表 所得税（収入源泉別）内訳（%）

年次	a 土地ヨリ	b 商業ヨリ	c 工業ヨリ	所得全体
M. 23	100	0	0	100
27	84.6	15.4	0	100
30	59.3	38.5	2.2	100
34	75.8	20.4	3.8	100
37	74.6	23.0	2.4	100
41	77.4	19.5	3.1	100
44	86.3	13.3	0.4	100
T. 4	85.9	13.5	0.6	100
7	70.9	24.3	4.8	100
8	75.7	23.8	0.5	100
10	84.4	15.6	0	100
12	81.7	18.3	0	100

からである。
 に対する所得税賦課額の高さに、まさに照応したものと考えられる
 ところで、かゝる事実を確認した上で、われわれは、改めて、つぎ
 のごとき設問を提出することができる。

もちろん、この
 ような傾向は他の
 地主層についても
 同様に、確認でき
 るところと思われ
 る。というのは、
 右にみたような地
 主層の土地収入に
 対する所得税賦課
 の増大こそは、先
 に国家財政段階で
 確認した農業所得

すなわち、かかる所得税負担の増大は、地主資金の運用形態に、いかなる作用をおよぼすにいたるかということ、これである。

さて、この点を詳細に論じるためには、少なくとも、所得税制の史的変遷過程それ自体の考察を必要とするのだが、それは別の研究成果⁽¹⁰⁾にゆずることにし、ここではとくに、われわれの観点からして重要な税制面の改正に注意をむけることにしたい。すなわち、それこそ、われわれが先に指摘したところの、明治三十二年の所得税改正であり、さらには三七、八年の第一次、第二次非常特別税の創設にほかならない。

まず、第一に、われわれが三十二年の改正に着目する理由は、主としてつぎの点にある。

すなわち、二〇年に成立をみた初期所得税制にあっては、その課税対象は個人のみ求められ、従って、所得税をかける場合にも、所得はすべて個人の手もとに帰着するところでのみ把握されていたのであるが（総合課税主義）、この三十二年改正においてはじめて、所得は、(一)法人所得、(二)資本利子所得、(三)個人所得の三種に分類され、これを基礎に、それぞれが課税されるという分類所得税制が採用されたのであった。

かくして、こゝでの要点は、地主層の負担する第三種の個人所得税のうち、株式配当収入については、従来と異なり、個人所得には総合課税されず、きわめて軽微な法人源泉徴収方式がとられたことにある。

ということは、これ以来、地主層は、配当所得にたいする課税を、個人所得としては一切免かれることができることをいみしていた。しかも他方で、この同じ三十二年には、地租の増徴が行なわれ、田畑に対する課税率が地価の百分の二・五から百分の三・三へと引上げられたことに注意する必要がある。

というのは、こゝにおいて、土地所有と株式所有は、租税負担の面からするがぎり、地主にとって、全く異なった経済的意味内容を付与されたということができるからである。

すなわち、地主が土地を所有するために負わねばならない国税が地租Ⅱ（土地に課税）と所得税Ⅱ（小作料に課税）の双方（更に先述のごとく地方税負担があるが、これについては後述）であるのにたいし、株式所有に対しては無税という租税措置がとられたのであり、かくて、租税政策面では少なくとも、地主の蓄積資金が土地にたいしてよりも、株式に投下されることの方が、より有利となる制度的保証が、こゝに与えられたといえるからである。

いうまでもなく、このような租税政策の展開は、地主層にも大きな影響を与えずにはおこなわなかつたろう。事実、先にもみたごとく三〇年代に入れば、地主層の投資活動は活発さを加えつゝあつたし、また、後でも触れるように、この時期、地主の資金運用の形態は一定の変化を明瞭に示しはじめていた。

とはいっても、もちろんこのことからただちに、この段階で地主層の投資対象の転換が、これを契機に急速化したというのではない。というのは、三〇年代前半の地主の企業投資は、それ以前にくらべれば、一段と広い範囲にわたって展開されるにいたつたとはいへ、未だこの段階では、地代の資本への転化が本格的軌道にのつたとはいへがたいからである。

それは一つに、地主層の積極的な投資活動を誘発するに充分なだけの産業企業の広汎な発展が未だみられなかつたことにもよるが、より重要な点は、このような政策的誘導にもかゝらず、この時期には、なお地主・小作関係の構造的安定性が保たれていたことにある。従つて、この段階での地主の主要な関心は、小作料収取の面に集中されてい

たし、また、かゝる基礎Ⅱ地主・小作関係の上になつてのみ、かれらの投資活動も可能とされていたのであった。

かくて、この段階では、以上の地主の本質Ⅱ基礎に規定されて、地主層は地租増徴・所得税賦課による租税負担を小作人に転嫁していくのである。

「小作米は地主過重の負担を知らず識らずの間に小作細農に転嫁するか、若くは土地所有者移動の際に増加するを例として大体に就て云ふ時は近時幾分つゝ増加しつゝあり⁽¹¹⁾」、さらに、「小作米は概して増加したり、但数年前穀類不振の時は所有権移動に際し往々小作米を引上げ若しくは、地主の困難を小作細農に転嫁するが如き事実あり……」⁽¹²⁾、とは、租税重課が農村に加えられつゝあつた、この時期の、地主、小作間の一般的動向を伝えたものであるが、事実、山梨県においても、三〇年代に入ると、地主が、地租増徴、所得税増徴の行なわれた直後に、小作料の実質的引上げをしている事例が、確認できるのである。⁽¹³⁾

さて、以上のように、三二年改正が地主の投資活動に与えた影響は、地主・小作間の階級的力関係の在り方と負担率それ自体の相対的低さによって、過大な評価を与えることは許されないのであるが、次の点だけは、こゝでどうしても指摘しておかねばならない。

すなわち、地主層の租税負担増大の起点が、まず、この三二年におかれたということ、そしてこの租税負担の増大が、一方で、政府の資本擁護政策、換言すれば、分離課税方式、配当所得優遇政策を通じて、地主資金の産業企業への流入を促進化しようとする租税政策と一定の内面的連関性を有していたということであり、かつ同時にかゝる政策的な地ならしが、次の段階のより強化された租税政策展開の大きな歴史的前提を用意していたということ、これである。

さて、所得税政策面で、注意したい第一の画期は、日露戦争のための軍事費調達を目的として、三七・八両年の「非常特別税」の創設であった。改めて指摘するまでもなく、この「非常特別税」の創設こそは、帝国主義段階に固有の財政の軍事化・財政経費膨脹の農村へのしわよせ・転嫁をもっとも集中的に表現せるところの租税措置であった。酒税、煙草専売益金、砂糖消費税等をはじめとする大衆課税の強化を一層徹底するとともに、地租・所得税の増徴をも併せて行なうにいたったのである。

これによって、日本財政はこれまでの直接税の体系から間接税への体系へと完全に移行し、ますます後進国的財政構造を示すにいたるのであるが、いまはそれを問わないとして、こゝでの要点は、所得税が三七年に税額の七割増徴、三八年に八割増徴、この両年で実に一五割の増徴が行なわれたことにある。しかもそれと同時に、地租においても、この両年で市街宅地、郡村宅地、その他の土地にたいして、それぞれ百分の二〇、百分の八、百分の五・五までの課税率の引上げが行なわれ、地租の増徴が断行されたのであった。

この二度にわたる所得税及び地租の増徴が主として労働者階級、農民大衆の負担の下に強行されたことはすでに指摘されているとおりであるが、それと同時に地主層の租税負担がこゝでふたたび加重されたことに注意する必要がある。

第19・20・21表でもみたごとく、市島家、N家、奥山家の農業収益中に占める租税負担比は、この三八・九年を契機に二〇%台から三〇%台への増加を示すし、また、所得税の納税総額中に占める割合も、市島家が二〇%台へ、広瀬家が一〇%台へと増大して、明瞭な変化をみせているのである。

かゝる租税負担が地主層に大きく意識されぬ筈はなかつた。事実、それは、政治問題として表面化したわけであるが、それと同時に、地主層の資金運用の形態にも一定の作用を与えたものと思われる。

それは先にみたごとく、新潟の市島、斎藤家が丁度三七・八年に株式所有高を倍加させていること、岡山の星島家が鉄道株を中心として一挙に二〇数万円の株式購入を行なっていることに明瞭に示されているばかりでなく、さらに、山梨県では、奥山家の株式投資が三九年を契機に本格化したこと、また、広瀬家でも、三八・九年に一万数千円を出資して軍事公債を購入していること、そしてこれ以後、両家とともに株式投資の規模と範囲とを急速に拡大していること等からも容易に理解しうることゝ思うのである。

そして、このことは第10表でみた東京・大阪株式市場の三八年を契機とする株式売買高の飛躍的増大にもまさに照応しているものと考えられ、そのいみでは、この時期の株式投資ブームの一翼を担っていたのが、ほかならぬ地主層であったとさえいふことができるように思うのである。

一方で、土地及び土地からの収入にたいする課税を重課しつつ、他方で、戦時公債政策上の理由から国債利子にたいしては税率の据置(三七年)乃至免税(四二年以降)とし、同時に銀行預金、株式社債及貸金等よりの所得にたいしては一切増税しなかつたという租税政策が、ここでようやくその効果を明らかなものとしていったとすることができきる。

ここにおいて、地主資金は、銀行および鉄道・電力等の産業部門へむけて、本格的に流れこんでいく端緒を与えられたといつてよい。

第27表 会社払込資本金額上位 10 種

	1897年 (明治30)		1906年 (明治39)	
	千円	%	千円	%
銀行・貸金・保険	213,888	(40.1)	411,842	(38.5)
鉄 道	130,663	(24.5)	261,679	(24.4)
水 道	31,654	(5.9)	50,269	(4.7)
紡 績	34,106	(6.4)	38,413	(3.6)
電 燈	5,610	(1.1)	27,976	(2.6)
採鉱及製錬 (製鉄ヲ含ム)	7,119	(1.3)	23,146	(2.1)
石 油	2,281	(0.4)	13,010	(1.2)
造 船	3,205	(0.6)	11,752	(1.1)
石 炭	4,240	(0.8)	11,083	(1.0)
製 紙	4,685	(0.9)	10,594	(1.0)
穀 物 商 業	5,040	(0.9)	6,081	(0.6)
(その他)				
総 計	532,522	(100)	1,069,766	(100)

たとえば次表をみてみよう、第27表は、産業資本確立期におけるわが国の産業構成の特徴を端的に知るために掲げたものであるが、明らかなように、本表は、主要な商工業部門のどれをとっても、それらが地主資金にその資金的基礎を仰いでいたに相異なることを示している。

すなわち、まず、銀行資本が総資本金額の四〇%にも達しているほどに、産業資本にたいして顛倒的な比重をしめしていること自体が、このことを端的に物語っている。いうまでもなく、銀行資本の主要部分が、産業資本の遊休貨幣にではなく、地主層の蓄積貨幣あるいは前期的商人、高利貸資本に依存していることの事態の反映が、かかる数値となつてあらわれたと考えられるのである。

また、銀行につぐ鉄道資本の高さにしても、全国的規模における地主の鉄道株投資に支えられたものであることはいくつかの事例によって確認できるし、⁽¹⁵⁾ そのほか紡績・電力産業にしても地主の株式投資がかなりの程度、行なわれていた。

とは充分推測のつくところである。⁽¹⁷⁾

このようにみてくるならば、この「非常特別税」の創設をみた三七・八年は、地代の資本への転化を本格的に軌道づけた、きわめて重要な画期をなしたものであるといえる。

なぜなら、これによって政府は固定化された地価——しかも現実の売買地価をはるかに下廻る法定地価——を課税基準におく地租徴収方式の限界を、より弾力的な税源たる所得税の加重化によってカヴァーしえたというだけにとどまらず、さらには、地主層の投資活動を誘発しつつ、産業資本の蓄積をより促進せしめる租税政策体系を機構的に確立させていったことができるからである。

明治末々大正期へかけて全国的に認められる地主の企業投資の活発化が、右のごとき租税政策の展開ときわめて密接な関連を有していたであろうことは、もはやここにおいて疑いをいれないところといつてよい。

さて、以上によって、われわれは明治三二〜三七・八年の租税政策が、いかなるいみで地代の資本への転化を軌道づける契機となったのかを明らかにしえたと思うのであるが、さらに、もう一点、地代の資本転化を誘発せしめる機構的な装置として地方銀行体制の機構的確立があったことを指摘しておかねばならない。

というのは、いくら租税政策によって地主資金が商工業部門への流出を軌道づけられたとはいっても、それはあくまでも一つの契機であるにすぎず、従って、地主資金が具体的に有価証券に転態していくためには、それを可能とするような機構的な装置、すなわち、地主資金の常時流通（流動性）を可能とするような金融的な装置の存在が、別個に必要とされると思うからにはかならない。

附表 小作料の推移

	東北6県	関東6県	中央 ² 府 5県	西南5県
1887年(M20)	0.98石	1.07石	1.22石	1.20石
1896年(M29)	1.02	1.13	1.22	1.12
1897年(M30)	1.04	1.16	1.24	1.15
1902年(M35)	1.04	1.19	1.25	1.18
1907年(M40)	1.02	1.20	1.25	1.19

斎藤万吉『農業指針』153~4頁

(1) 斎藤萬吉『實地經濟農業指針』明治四四年、同氏述『農村の開發』大正四年、同氏遺稿『日本農業の經濟的變遷』大正七年。右の三書における斎藤氏の貴重な業績は、これまで不当に低く評価されてきたように思う。

たとえば、栗原百寿『現代日本農業論』一三頁における扱いのごとき。

(2) 大内兵衛・武田隆夫『財政学』第五章参照。

(3) 誤解を避けるために付記しておくが、むしろこの時期の地主の小作料収入は、上の附表にも明らかのように、絶対的には増大化傾向を示していた。だから、この地主取分の相対的減少からただちに地主制の危機を結論してはならない。なぜなら、地主は、この段階にはなお、租税負担の増大を小作人に転嫁することができたからであり、従って、地主・小作関係の危機状況を一般的なものとして想定することは許されないのである。

(4) 小野清造『日本証券史論』上巻(三三七頁以下)は日露戦争を転機として、わが国の貨幣市場、資本市場の分化がはじまったとしている。

(5) 伊藤家の株式所有状況については、守田志郎、前掲書、一八三頁参照。

(6) たとえば、暉峻衆三「独占段階への移行期における日本の農業問題」(『独占資本の研究』東大出版会所収)二九四~五頁参照。

右論文では、地主の土地集積、土地投資の鈍化、農外投資の拡大は1資本主義の発展と2地主と小作の矛盾の激化の二点から説明されている。

(7) 前掲『明治大正農村經濟の變遷』

- (8) 桜井武雄『日本農本主義』昭和十年、
- (9) 貴族院多額納税者議員互選名簿(山梨県)明治廿三—大正十二年
- (10) 阿部勇『日本財政論』租税、改造社、高橋誠「明治後期の所得税制」『經濟志林』第廿七卷第一号、同「現代所得税制の展開」同第廿八卷第一号、藤田武夫『日本資本主義と財政』上・下実業之日本社、
- (11) 斎藤万吉、前掲『農業指針』一五七頁、
- (12) 同『日本農業の經濟的變遷』一八四頁、
- (13) 百町歩地主広瀬家では、地租増徴の行なわれた翌三三年から、契約小作租 \parallel 俵数を変えないまでも、容積を一俵 \parallel 六斗六舂入から七斗入にかえることによって、実質六%の小作料の引上げを行なっている。また、二〇〇町歩地主N家でも三二年と「非常特別税」の創設の行なわれた明治三八年にそれぞれ小作料引上げを小作人に強制している。詳しくは別稿にゆずる。
- (14) 阿部勇、前掲書、三一六頁、
- (15) 井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』一二八頁第19表再出
- (16) たとえば、先の星島家・広瀬家の場合をみよ。また、新潟県地主層の株式投資動向が銀行及び鉄道部門にもっとも集中している事実については、守田前掲書第三章「地主の企業投資」をみよ。
- (17) たとえば、東京電燈株式会社は、山梨県の地主層を株主として網羅的に結集している。

第三節 地主の企業投資と地方銀行体制の確立

前節でわれわれは、地主層の有価証券投資活動が、地方銀行を軸とする金融的装置を必要としたといった。では、

それはいかなるいみにおいてそういえるのだろうか？

この点については、もちろん、現在の研究水準では、あまり多くを語ることはできないが、少なくとも次の点だけは指摘しておかねばならない。

それは、かんたんにしてしまえば、産業資本確立期における地方銀行が地主的銀行として確立し、体系づけられたことによって、地主層の資金運用の場面が飛躍的に拡大し、そのことが地主の有価証券所有者化を一層容易なものとした点が挙げられる。

そこでこの点を具体的に知るにあたって、以下には、山梨県の地主層に例をとり、若干の説明を加えていくことにしよう。

第28表は、先に挙げた広瀬家の明治三〇年度における主要な資金繰りの形態とその用途とを示したものであるが、これによって明らかなのは、われわれの想像を絶するほどに、地主が銀行との関係を緊密化しているということである。

みられたい。こゝには地主の経済活動が、地方銀行の存在をぬきにしては到底考えられないような事態が看取される。

たとえば、広瀬家の資金の運用方法を入金、出金の別によって検討してみれば、入金的主要な形態としては、①銀行、(第十、若尾、富士銀行、釜右社)からの借入金、②配当収入(釜右社、第十、富士銀行、東電等)、③親代金(小作料収入)、④預金引出、⑤大地主からの借、そのほか比重は低いが⑥貸金収入、等が挙げられ、これにたいして、

第28表 明治30年度広瀬家と銀行 明治30年『行司簿』

月 日	入 金	出 金	用 途
1 月 7 日	1,000		釜右株式会社借越
1. 10	500	1,000	第10銀行2万5千円の内返金
			“ 半期配当入
		500	“ 2万5千円の内へ返
1. 25	1,035		釜右社29年度配当入
		1,070	“ 払込
1. 29	950		“ 借越
		960	斎藤助藏の田地買得
2. 24	500		釜右社借越
		466	東京電燈株払込
2. 25	395		糶 代 入
		400	釜右社へ返
4. 5	1,250		河西孝寿地所受戻金
	650		釜右社借越
		1,900	河西達也地所買受
6. 17	2,200		釜右社時借
	5,000		市川文藏の借
		7,200	東京電燈株払込
6. 21	900		釜右社借越
		811	第10銀行、1.6万円の利払
		53	“ 9千円 “
7. 6		685	富士銀行返金
		713	“ 新株払込
		25	“ “
	1,400		“ 借用
7. 7	563		第10銀行半期配当入
		500	“ 2万5千円の内へ返金
7. 10	10,000		若尾銀行借用
		5,000	第10銀行臨時預ケ
		2,930	東京電燈株払込
		1,900	釜右社へ返金
		400	第10銀行2万5千円残の内返
7. 14	5,000		第10 “ 臨時預ケ金受取
		5,000	市川氏へ返ス
7. 31	1,035		釜右社上半期配当

日本地主制史研究序説

三二五

月 日	入 金	出 金	用 途
		1,035	" 払込
9. 30	850		河西易三地所受戻金
	110		" 宗易返金
	740		釜右社借越
		1,500	地所買求代
		204	釜右社株買入代
10. 5		79	藤田村税 2期
	300		釜右社借越
		68	藤田村税 2期
		97	" 戸数割
10. 16	5,000		富士銀行借用
		5,000	若尾 " 返金
		678	第 15 銀行東電株購入利払
12. 6		389	若尾銀行利払
		100	農工 " 払込
	489		釜右社 引出

出金の形態としては、①銀行、地主への返金、利子払込、②預金、③株式調達、④租税納入、⑤田畑買得、そのほか⑥家計費を含む雑費、等を挙げることができるが、そのいづれをとってみても、地方銀行との資金的なつながりの下に、それらが展開されていることを知るのであって、いかに地主経済と地方銀行との関係が密接なものであったかが判明するのである。

ところで、こゝでは右の点すべてにわたって説明することはできないので、論旨の都合上、株式投資の面だけに過ぎて検討を加えてみるなら、つぎのような注目すべき事実を指摘することができる。

第29表は、先の三〇年度分を含む、明治三〇年代の広瀬家の株式購入状況とその資金調達方法とを表示したものが、これによって明らかなることは、広瀬家の企業投資活動が、全く銀行からの借入金に依存してはじめて可能になっているということである。すなわち、東京電燈、富士銀行、

第29 株式購入資金の調達方法

年月日	購入株	金額	資金調達方法
M. 30. 2. 24	東京電燈株払込	466円	釜右社借越
6. 17	"	7,200	釜右社時借、市川氏借
7. 6	富士銀行新株"	738	富士銀行借用
7. 10	東電払込	2,930	若尾銀行借
9. 30	釜右社株代	204	釜右社借越
M. 33. 2. 15	第10B増株代	300	釜右社引出
3. 29	第10B新株払込	1,200	"
4. 2	農工B払込	150	釜右社引出
12. 21	東電増株"	1,565	東電配当(半期分)
M. 39. 4. 25	臨時債券 11,000 残金払込	9,812	第10B当座借 3,740 円引出 " 借入 5,000
10. 5	南満州鉄道申込金	2,500	第10B借越
M. 44. 1. 14	勸銀年賦金渡ス	1,030	第10B借越
1. 27	東電株買入金之内	1,500	"
3. 31	" 新株払込	2,470	"
"	第10B第3期新株払込	1,750	"
5. 31	" 株券払込	1,750	"
7. 15	勸銀年賦及利払	1,000	"

広瀬家『行司簿』より作成

第十銀行、釜右株式会社、南満州鉄道、勸業銀行株、臨時債券等の購入がこの時期に行なわれているが、それらはいずれも、釜右社、第十、富士銀行からの借入金によって購入されており、自己資金による買得は、ごく一部にすぎないことが判明する。

しかも、注意すべきは、これら株式購入のために調達された借入金の元利金返済も、たんに小作料収入によって行なうというのではなく、それこそ、あらゆる金融的手段を購じて、これの完済を図っているということなのである。

いま先の第28表によってその一例を挙げれば、三〇年六月一七日に東電株を購入するために、釜右社から二、二〇〇円、大地主市川文蔵から五、〇〇〇円を借りた際の、その返

済方法を典型例として挙げる事ができる。すなわち、この例では、きわめて複雑な返却方法がとられていて、まず七月一〇日に若尾銀行から一万円を借用し、即日、五、〇〇〇円を第十銀行に臨時預けし、残った五、〇〇〇円のうち、一、九〇〇円を釜右社へ返済し、二、九三〇円は東電へ払込み、さらにその残金を、それ以前の第十銀行からの借入金の一部返済に当てていることがわかる。そして、四日後の一四日に、先に第十銀行へ臨時預けた五、〇〇〇円を引出して、市川文蔵に返済する。これで、市川との貸借関係はゼロとなったわけであるが、釜右社には未だ、三〇〇〇円、それに新たに若尾銀行に一万円の借金を負うことになった。そこで、この返済方法をみるに、釜右社への残金は、七月三十一日の釜右社配当金の収入をもって返済するが、若尾には、一〇月一六日に富士銀行から五、〇〇〇円を借用して半額を返済し、あとは翌年への繰越とするのである。そして、一二月六日には、釜右社から預金を引出して、ともかく、若尾銀行へ利子三八九円を払込み、延滞利の累積を回避するのであった。

このように一年度だけをみても明らかのように、実にさまざまな方法によって株式資金の調達を行ない、さらにそれを上廻る複雑な方法でその返済を行なっているというのが、地主の有価証券投資活動をめぐる資金運用の実態だったのであり、また、かゝる資金調達的手段、金融ルートを確認していたからこそよく地主の株式投資も可能にされたのだ、と考えられるのである。ということは、これを逆にいえば、もし、広瀬家が小作米を販売し、それによって得た資金だけで株式投資活動を行なうという程度のことであったとすれば、このような広汎な有価証券投資は決して実現されなかったに相異なるのである。なぜなら、小作料収入に依存しているだけでは、変動常なき株価の動きをとらえて、タイミングのよい、しかも一時に多額の資金を要する投資活動を行なうなど、いうことは思いもよらないこと

ゝ考えられるからである。

だからこそ、われわれは、地主の株式投資活動といっても、それはたゞ、蓄積貨幣を有価証券に転態させるにすぎないなどゝという単純なものではなく、地主層がその蓄積資金を相互にかつ有効に運用できるような金融的装置、貨幣市場の存在が、どうしても必要であったといふのである。⁽¹⁾

ところで、もちろん、かゝる主張は、広瀬家の実例のみにもとずいてなされているのではない。むしろ、このような例は、他の地主についても一般的に認められることであつた。^註

註 この点について白井規矩雄は次のようにいっている。「地方銀行は主として地方の地主、商人、貸金業者の資力に依存し、又たそれ等の人々を主なる取引先とし、而して地方の零細資金に補足されつゝローカルな規模において形成せられた銀行群である。地主の住居の近傍にある一、二の銀行の株主も地主、此の銀行に預け金をなすものも亦地主なりと報ぜられた地方地主的銀行の如き又た地方商業資本の機関銀行として形成されたものゝ如き其の例である。」(白井『日本の金融機関』二八一頁)と。

そのことはたとえば、同じく二〇〇町歩地主N家の場合にも認められることであり、第30、31表にも明らかなく、N家の株式投資活動も地方銀行からの資金供給によつてはじめて可能にされていたことが判明するのである。

この両表には、三〇年代の資金調達の方法と四二年度の株式購入状況が示されているが、N家も広瀬家と同じく、第十、有信、若尾の、山梨県内の有力銀行と貨幣取引関係を結び、いかに多額の資金を自由に動かし、かつそれを投資活動に運用していたかゞわかる。すなわち、横浜倉庫、東京火災保険、東武鉄道等の諸株買入資金の出所をみれば

第30表 ((第十銀行からの借入金))

年 月 日	借入金	利 子	返済約定日	抵 当 物		地価金	返 済 日
M. 31. 12. 28	10,000 ^円	日歩 3銭2厘	年 月 日 32. 6. 30	一 桜 村 清 野 村	田畑 16町 4反 9畝 10歩	6,859 ^円	
"	11,000	"	"	上 万 力 平 等 村	" 14. 3. 0. 16	6,157	
"	11,500	"	"	平 等 村	" 4. 7. 2. 16	6,280	
"	13,500	"	"	加納岩村	" 18. 7. 0. 10	8,062	
((若尾銀行からの借入金))							
M. 26. 11. 1	20,000	2銭4厘	27. 4. 30	中 田 村	" 19町 6反 1畝 14歩	14,120	
31. 3. 21	11,000	3銭5厘	31. 6. 30	第10 B株券150株, 興商 B株券 11株			
"	4,000	3銭5厘	"	粃 1,000 俵			
31. 12. 24	3,660	3銭5厘	?				
32. 5. 31	1,700	2銭9厘	32. 6. 30	第10銀行株券150株, 興商銀行 11株			
((有信(貯金)銀行からの借入金))							
M. 32. 2. 16	10,000	3銭1厘	32. 7. 30	田 畑	13町 2反 9畝 25歩	7,127 ^円	
2. 21	5,000	"	"	"	8. 1. 1. 25	3,259	
35. 5. 27	12,000	3銭3厘	35. 12. 20		17. 1. 2. 19	7,709	35. 12. 16
37. 3. 14	10,000	2銭5厘	37. 8. 31		15. 8. 3. 19	5,819	39. 10. 19
38. 12. 25	10,000	2銭7厘			9. 9. 8. 16	?	
M. 40. 1. 23 ~8, 1	30,100		N家振出の約束手形による借, 14回に及ぶ				40. 3. 23~ 8. 31

N家「借用証文綴」より作成

第 31 表 N家の資金運用

年 月 日	入 金	出 金	用 途
M. 42. 1. 27	400円		有信 B 当座借越
		400円	横浜倉庫 20 株払込
1. 28	1,460		有信 B 当座借越
		1,460	東京火災保険 100 株
2. 1	2,400		有信 B 当借
"	5,000		第十 B 借西第 1 番
"		5,000	第十 B 借申第 5 番へ返
"	97.40		東京ガス配当
2. 5		332.50	横浜倉庫 95 株第 3 回払込
2. 14	6,000		第 10 B 手形借用借西第 2 番
"		93.60	同上割引料
"		3,500	有信 B 当座預金
"		400	東武鉄道の証拠金 100 株
2. 25	3,650		有信 B 当座借用
		3,622	東武鉄道 100 株代

N家「金銭出納帳」より作成

明らかになごとく、それらはいずれも、有信銀行からの当座借越金であったり、N振出の約束手形による借入金なのであって、文字通り、地方銀行の存在を前提にしてはじめて可能となる投資活動を展開していることを知るのである。

しかも、こゝで注意したいのは、このようにして買入れた株券が、土地とならんで、さらに次の株式を購入するための重要な担保物件として役立ち、一層地主の投資活動を活発化していたことにある。そのいみでは、産業資本確立期における地主と地方銀行との関係はまさに地主の証券所有活動を軸にして回転しているといってもよいほどだったのである。

さて、このようにわれわれは、地方銀行が疑いもなく地主の株式投資活動を容易にする、いわば、「機関銀行」的役割を演じていたことを明らかにしえたと思うのであるが、そのことは、たんに、地方銀行が地主

の資金運用機関にすぎなかった、ということをしみずめるのではない。換言すれば、この時期になお、農村に蟠居する高利貸的貸金業乃至地主質屋と全く同じような機能を、地方銀行が果たしていたということでは絶対にはないのである。

なぜなら、もし地方銀行がたんに地主層の資金結集機関であるというだけの理由で、地主層のためのみの経済的機能を果たしていたとするなら、到底、近代的な金融機関としての内実もえられぬばかりか、資本主義の発展に対応して、よく地方銀行としての存立を確保しえたとは到底考えられないからである。

だから、むしろこゝで強調すべきは、地方銀行が受身の形で———ということは地主が利用するからという程度の理由で———地主の投資活動のための手段になっていたということではなく、地方銀行の存在それ自体が、高利貸資本展開の基盤をほりくずしつゝ、むしろ積極的に地主資金の農外流出を誘発する機構的存在にはかならなかった、ということではなければならないのである。

それでは、一体、地方銀行は、これまで地主層が単独に営んできたところの高利貸的貸金業乃至地主質屋とどの点で区別され、またそれはいかにして高利貸資本を従属せしめつゝ、近代的銀行資本としての独自の運動を展開していくことを可能としたのだろうか？ そしてそのことよって地主層はいかなる存在形態を終極的にはとることを必然とされるにいたったのか？

さて、この点を具体的に論ずるのは、いずれ発表予定の個別分析にゆずることにして、こゝでは次の点だけを指摘しておくことにしよう。

かんたんにいえば、高利貸的貸金業と（地方）銀行とを区別する根拠は、資本の構成要素とそれに規定された利子

程に入ってしまったとされているが、それはかゝるいみからも当然のことであつたのである。

さて、そこで問題なのは、このように、高利貸資本が銀行資本の運動に徐々的にはいえ従属せしめられ、もはや、貸金業が商人、地主層の最も有力な致富手段たりえなくなつたということにある。というのは、この時期は、先にもみたごとく、一方で土地所有に対する租税負担が強められつゝあつたから、貸金業の停滞によって生じた遊離貨幣は積極的に土地所有に向かつていくというよりは、むしろ農業外へ向つて流出していくことを決定づけられたと考えられるからである。つまり、地主の主観的意図にかゝりなく、ともかく地主層の蓄積資金が商工業部門へ向つて必然的に流れだしていくような機構が、客観的には確立されつゝあつたということが重要なのである。

こゝにおいて、われわれは、先の所得税政策を中心とする租税政策の展開とあいまって、地方銀行が、地代の資本転化を誘発する上できわめて重要な金融的装置となつてゐることを知つた。

すなわち、これを要約すれば、地方銀行は、(1)高利貸資本の貸付基盤をせばめることによつて、まず、地主資金の遊離化現象を発生せしめ、(2)かくて、銀行はそれを預金形態で吸収するとともに、(この部分は貸付を通じて商工部門へ流れていく)、(3)さらに、すゝんでは地主への資金貸付を行なうことによつて、地主の有価証券投資活動を恒常化するという機能を果たしたということができ、そのいみからすれば、地方銀行とはまさに農村資金の商工業部門への吸いあげを行なうサイフォン装置にほかならなかつたとさえいふことができるのである。

そして、かゝる地方銀行体制に、本章冒頭に明らかにした勸業銀行——農工銀行の体系が付け加わつたとき、産業資本確立期に照応する租税政策の狙い——地租及び地代の資本転化を促進せしめんとする政策体系、嚮導機構はほゞ

その実質的確立をみたということができるのである。

(1) ところで、地主の株式投資活動が、主として銀行からの借入金に依存していることから、これでは、「地代の資本転化」とは何の関係もないかのように考えられがちである、決してそうではない。というのは、(1)銀行の貸付資金が、地主層の蓄積資金→預金に主として依存していること、さらに(2)地主が銀行からの借入規模を拡大させればさせるだけ、前章第二節でも述べておいたごとく地主は小作料収入の大半を銀行との貸借関係の側面に集中的に注ぎこまざるをえなくなるからである。

(2) この論点は、渋谷隆一氏がつとに高利貸資本論の観点から明らかにされた点であって、ここでの叙述も同氏のつぎの論稿に依拠している。

「高利貸資本展開の論理」『研究ノート』2（農林省農業総合研究所積雪地方支所昭和三十四年十月）、

「わが国高利貸資本の存在形態」に関する質疑応答要旨、昭和三十八年十一月（地方金融史研究会）。

(3) 『資本論』第三卷第五篇三十六章参照。

(4) 渋谷隆一「資本主義の発展と巨大貸金会社」(一)季刊『農業総合研究』第十六卷第二・三号参照。

(5) 本稿では「地方銀行体制の確立」という表現を幾個所かにわたって使用しているので、ここでその説明をかんたんにしておきたい。

「地方銀行体制の確立」をいかなるノルクマールで画するかは、議論の多いところであるが、本稿では、明治三二年、日銀公定歩合の改正に求めておく。

その理由としては、三二年日銀公定歩合の改正が、

(1) 東京を中心とする貸出金利の体系化への動きをそのまま反映したものと考えられること、(2) そのことは同時に、わが国に

おける統一的な金融市場形成の萌芽的基礎が固められつつあったことをいみると考えられること、それ故(3)地方銀行もこのような普通銀行の動きの中で、地方金融市場の中心的存在となるにいたったと判断されること、の三点をその根拠としている。なお、この点については岡田和喜「わが国銀行金利の考察」『金融経済』八〇号からヒントを得ている。

ちなみに、地方銀行の預金総額が自己資本（払込資本＋積立金）額を凌駕するのが丁度明治三〇年、自己資本の二倍になるのが三九年であること、また濫設傾向にあった地方銀行を整理して、近代的銀行体制の確立を意図した銀行合同政策が展開されたのはじめたのがこの三〇年代であったことは（この点については土屋喬雄監修『地方銀行小史』一一九～一二〇頁参照）、地方銀行体制の確立をこの時期に求めるわれわれの主張を裏づけているといえる。

第四節 寄生地主制の体制的成立

「地租及び地代の資本転化論」を方法的軸とする地主制史研究の視点から日本資本主義確立期における資本と土地所有との関連のあり方を検討してきた結果、われわれは、明治三〇年代が、たんに「地主的農政の確立」などということばでは一括できないような複雑な構造をもっていたことを明らかにしえたように思う。つまり、これをもう一度くりかえせば、三〇年代は、むしろ農業政策と財政金融政策とが体系的に総括される時期にあたり、したがって従来いわれているごとく「地主的農政の確立」というのも、これをたんに地主の階級的利益を保証するものとしてだけ理解すべきでなく、あくまでも資本擁護の財政・金融政策との連関構造を見究めた上で把握する必要のあることを示しているのである。

たしかに、三〇年代の「地主的農政」は、農業生産力の向上を意図しつつ、かつ地代収入の安定的取得を可能なら

しめる基盤整備を行なったといふことができる。だが、そのことからただちに地主の階級的利益そのみが保証されたとするのは一面的な評価であるといわざるをえないのであって、注意すべきことは、農業面での生産力の発展Ⅱ「剰余価値」量の増大がみられたということと、それがどう移動し、かつ社会的にいか配分されるかということとは全く別の問題だということなのである。この両者を混同してはならない。なぜなら、これまでくりかえし述べてきたごとく、三〇年代にいたれば、農業生産力発展の成果は、地主制を媒介にしつつ、さらには、財政・金融の制度的パイプを通じてあたうかぎり資本の下に包摂、吸収していこうという政策基調が体制的に貫徹しはじめていたからである。

再言すれば、これまでの検討からも明らかなように、租税政策面では、三二年地租増徴、所得税法改正を起点として、土地所有への重課、株式所有への軽課という資本擁護の租税政策体系が確立されるとともに、ほぼそれと併行して、金融政策面では、二九年勸銀―農工銀行体系の成立および地方銀行体制の確立がみられ、かくして地主層の有価証券投資（地代の資本への転化）を軌道づける機構が基本的には築きあげられたといふことができるのである。そして、三七、八年「非常特別税」の創設は、地主層にかかる機構の中におしこめたまま、さらに農村収奪を徹底化したことによって右機構をいっそう強固なものとして完成させる重要な契機となった。

そのことは、第15〜20表において確認したごとく、地主層が、株式公社債投資をこの時期以降、一斉に拡大、深化させていったことにあらわれている。

ところで、われわれは、このように三〇年代の財政・金融政策の展開に促迫されて、地主資金の農外流出が本格的

に軌道づけられていったことを知るのだが、これをより構造的にみた場合には、さらにつきぎのような問題をも、この政策体系が包含していたことに注意したい。

それをかんとんに要約すれば、日本資本主義確立期における租税政策は、山田盛太郎氏のいわゆる「二層の従属規定」(『日本資本主義分析』一九三頁)にまさに照応するところの、地租及び地代の線に依存せる資本蓄積機構をも、同時にかつ最終的に確立させたということである。

すなわち、地租の線よりみれば、三二、三七、八年の地租増徴こそは、政府財政支出からの工業部門(主として軍需品生産部門)への資本投下をいっそう拡大することを意図したものであったから、当然、それは(1)地代―地租―資本の系列にわたる農村資金の(重)工業部門への移動をさらに強化したものであるが、実は、(1)の系列の強化が、そのまま(2)地代―資本の系列にわたる農村資金の農外流出をも同時に徹底化するという内的関係をもっていたとすることができるからである。

なぜなら、先にも述べたごとく地租増徴、所得税重課が、地主によって小作人に転嫁されていく実情にあった以上、それは論理必然的につきのごときプロセスを経て地代の資本転化を構造的に誘発せずにはおかなかったからである。いまそれを単純化して図式的に要約してみるならば、およそつきぎのような内容をもつだろう。

租税負担増大↓小作料増徴↓小作経営不安定性の増大↓低賃銀労働力の折出↓高利潤↓高配当↓株式投資、という論理的序列になる

これに説明を加えるならば、こうである。すなわち、租税負担の増大は、地主より小作人に転嫁されることによつ

て、それは必然的に小作経営を圧迫し、家計補充的低賃銀労働力を析出する。いうまでもなく、この低賃銀労働力を可能なかぎり擄取することによって企業の高利潤は保証され、従って、それは高配当を可能にするであろう。そして、このような径路を通して資本が擄出した高利潤→高配当こそは、さらにつきぎの株式投資を促がす重要な誘因となったことは疑いなく、かくして地主層の有価証券投資も不断に誘発されること、必然であったと考えられるのである。

註　ここで、この序列の論理的出发点に租税増徴をおいた理由をかんとんに述べておく必要があるだろう。要約的にいえば、その根拠はつぎの一点に存する。すなわち、帝國主義段階に到達していた世界史的環境の中において、わが国が資本主義として自立するためには、何よりもまず、みずからが帝國主義國家へ早熟的に転化しなければならなかった。だが、独占資本の未成熟という国内的条件に規定されて、國家は、独占資本が本来、果たすべき役割を代位、補充しなければならず、ために、帝國主義段階に固有の國家財政膨脹はわが国の場合、とりわけ鋭くあらわれたといわねばならない。こうして、日本資本主義が早熟的に帝國主義國へ転化していったことによって生じた、負担 \parallel 矛盾は、まず第一に財政面にあらわれざるをえず、従って、これがすべての問題の出发点となると考えたからにはほかならない。つまり、帝國主義轉化 \downarrow 財政的膨脹 \downarrow 租税増徴という径路で先の論理的序列につながっていくと考えるわけである（國際的契機の導入）。

従って、以上の考察によるかぎり、農村部に蓄積された資金の資本への転化のコースも、たんに(1)地代→地租→資本、(2)地代→資本の二系列が併存していたというのとどまらず、この兩系列が緊密な内的関連をもって構造全体の中につらぬいていたとしなければならない。

そして、それとともに産業資本確立期に、かく地租及び地代の線に依存せる資本蓄積機構が確立したということは、

資本が、国家権力による政治的契機を媒介にしつつ地主的土地所有をみずから下に適合的な形態に組みこんだということの別の表現にはかならず、また、日本資本主義は、かかるいみにおいて、地主制を不可欠の構造的な一環たらしめていったとしなければならないのである。

註 この場合、それにつれて寄生地主階級が、政治的にもブルジョアジーに従属したのかどうかという問題が残るが、これは別個の問題として考える必要がある。いずれ、検討を加える予定だが、ここではつぎの点だけを指摘しておきたい。

かんたんにいえば、日本産業資本が地主層の蓄積資金に補充されることによって始めて確立しえたという、この後進国的特殊性の故に、日本ブルジョアジーは資本主義的ウクライアの支配的確立を完成させたのちにも、一義的に地主階級を支配階級から排除することはせず（正確には、必ず）、むしろこれとの同盟強化を図ることによって支配体制としてのブルジョア・地主プロレタリア権力を確立する以外になかったということ、これである。

これにたいし、地主層もかかる資本蓄積機構の確立過程にまさに照応して、寄生地主範疇に仕立てあげられていく。すなわち一つは、生産的機能から遊離して、小作人Ⅱ小作料に寄生するといういみで、二つは投資階級として、産業資本Ⅱ利潤に寄生するといういみで、三つは、植民地への資本輸出を媒介する国家資本への投資（Ⅱ公債買得あるいは満鉄、東拓、韓国（のちに朝鮮）銀行株所有など）を通して、植民地超過利潤Ⅱ弱少民族の労働の搾取に寄生するといういみで、このいわば三重の規定をうけつつ、地主層は厳密ないみにおける寄生地主範疇としてみずからの姿態を完成させていくのである。

そのいみで、産業資本確立期とは、寄生地主的土地所有が、文字どおり日本資本主義の不可欠の一環として構造的

に、定置されていく過程にほかならず、また逆に、寄生地主制を不可欠の構造的一環にくみこむことによってはじめて日本資本主義は確立の基礎をえたとしなければならないのである。

総合的コメント　寄生地主制が、産業資本の確立過程と併行して、体制的に成立するとする筆者の見解Ⅱ三〇年代確立説は、少なくとも、明治二三年、帝国議会の開設をもって地主制の体制的成立を説く、これまでの通説Ⅱ二〇年代確立説にたいする批判・修正を当然のことながら含んでいる。この三〇年代確立説は、行論の中に明らかなごとく、寄生地主範疇を三重の規定によってとらえようとする筆者の立場から必然的に導きだされてくるものであるが、実はこのような範疇規定も、寄生地主概念にたいする研究史上の通説的見解とは全く理解を異にしている。

従って、ここではその理論的説明を行なっておく必要があるのだが、いずれ別の機会に論ずることにし、以下には、筆者が敢えてこのような範疇規定を行なつた意図を簡条書的に述べるにとどめておきたい。

(1) 本来、寄生地主制なる概念は、戦前の日本国家権力体系の三つの構成要素（天皇制・地主的土地所有・金融資本―三二テーゼ）のうちの一つとしてあるいは軍・封帝国主義の主要な経済的基礎の一つとして措定された礎石的概念であつた筈である。

だが、戦後の地主制史研究ではかかる問題意識は背後におしやられてしまい、むしろ、主要な問題関心は、農地改革の評価ともからんで、地主制は、いつどのような歴史的条件と基盤の上に成立するのか、という論点に集中されていってしまった。そのために、地主制史研究は、江戸時代―明治初年に限定されがちであつたばかりでなく戦

後、寄生地主制の基本的解体が全く明白となるにおよんでからは、問題意識の不当な拡散と個別事例の集積がみられるにすぎないという不毛な研究状況がつづいた。

この点について下山三郎氏はつぎのように記している。戦後の「寄生地主制の研究は、分業化された独立のテーマとして、自律的に発展することによって誠に長足の進歩をとげた。しかし、出発点において（特に三二テーゼ『講座』において）、わが国近代における強大な半封建的土地所有の残存および再編成が強調されたのは、一つには国際的なファッシヨ的勢力の擡頭、横行期に、その有力な一翼たる役割をなした、日本軍国主義の基礎を探るという目的があったはずであるが、寄生地主制研究の長足の進歩は、この目的に應えるという点でさほどの進歩はもたらしていないであろう」と。（『明治維新研究史論』）

このような寄生地主制研究の状況からいかにして脱脚するか。これが筆者の問題意識の底にあった。

(2) そのためには、日本資本主義における寄生地主制の問題を、かつての「寄生地主制論争」の段階とは異なった視角から、改めて検討しなおす必要がある。その際、筆者がたえず気にしていたのは、寄生地主（制）の「寄生」といういみであった。寄生とは一体、何にたいする寄生なのか。地主制史研究の戦後段階ではこの問題はまともにとりあげて検討されていない。

せいぜい、地主が、生産的機能から遊離するとか、小作料に寄生するとかいった程度の「寄生地主」理解にとどまっていたのが実情である。

たとえば、戦後、近世史研究者として地主制史研究に数多くの発言をしてこられた大石慎三郎氏は、「寄生地主

とは」とみずから設問されて、つぎのような解答を与えておられる。

寄生地主とは、土地所有が「彼の生産の目的にあるのではなくして、貸与のためにある」「もし一部分は自家で手作することがあっても、主としては他人に貸与して貸料Ⅱ小作料を取るためのものであり、この小作料を単純に自家消費に用い切ってしまうのではなく、換金して諸種の物材を入手して生活を豊かにし、さらに富の拡大再生産に用いるような土地所有者を寄生地主という」(同氏「寄生地主形成の起点」前掲『日本地主制史研究』所収)。明らかにここでは、生産的機能を営なまずに小作料に寄生して、貨幣的富を蓄積する農民的存在が、寄生地主としてとらえられているにすぎない。大石氏に限らず、このような理解は、程度の差はあれ、これまでの一般的な理解であったといつてよい。だが、果たして、このような「寄生地主」概念で、これを日本軍国主義の基礎とすることができのだろうか。筆者の疑問は、まずこの点にあった。なぜなら、これでは、幕藩体制の胎内で成長してきた寄生地主制が、地租改正で体制的承認をうけ、それがそのまま、軍・封帝主義の基礎になっていくという、まことに単線的な把握に陥るだけで寄生地主(制)が当時の世界的な段階である帝国主義段階に、固有の歴史的所産Ⅱ概念であるという基本的な論点は絶対にひきだすことはできず、従って、寄生地主制を、軍・封帝主義の固有の物質的基礎とする見解は、きわめて説得力の弱いものになってしまふと考えるからである。

(3) この点をはっきりさせるためには、なによりもまず、寄生地主範疇は帝国主義の歴史的所産であるという観点を明確にしなければならぬ。このように考えて、われわれは、日本資本主義の帝国主義転化を軌道づけ、決定づけた日清「戦後経営」の決定的な意義を重視し、その展開過程を追求する中で、地主的土地所有がいかなる形態規

定をうけるにいたるかに全問題の焦点を定めたのである。

日清「戦後経営」は、「臥薪嘗胆」「富国強兵」をスローガンにかけて、文字通り、帝国主義転化の路線設定を行なったものであったが、独占資本の資本蓄積の未発達のままに、日本資本主義は一体、何に依存して、その転化を完遂しようとしたのか。これが、「戦後経営」に切りこんでいく際の筆者の基本的視角であった。国家権力を媒介とする「地租及び地代の資本への転化機構」の確立を、われわれが重視した理由はそれ以外にない。

(4) 考察の結果は、本論に示したとおりであるが、重要な点は、寄生地主範疇は、地租改正、紙幣整理、企業勃興を成立の不可欠の歴史的前提条件とはしているが、その確立を決定づけた基本的契機は、「戦後経営」における帝国主義的財政・金融政策と農業政策との体系的確立であった、ということである。これによって、地主は国家権力の保護の下にますます小作農民の搾取を強化し（地主的農政の確立）、他方では、帝国主義的財政・金融政策に誘導されつつ、「金利生活者」としての姿態を完成させていった。従って、筆者の立場からすれば、寄生地主(制)の歴史的形成過程はつぎのように定式化される。(1)地租改正、殖産興業期―寄生地主範疇の創出過程、(2)企業勃興期―寄生地主範疇の原型形成期、(3)「戦後経営」期―寄生地主範疇の体制的確立期、これである。

(5) 「帝国主義とは、少数の国に貨幣資本が大量に蓄積されることであって、――(略)――その結果、金利生活者、すなわち「利札切り」で生活している人々、どんな企業にも参加していない人々、遊随をその職業とする人々の階級もっと正確に言えば、そういう人々の階級が異常に成長するようになる。帝国主義のもっとも本質的な経済的基礎の一つである資本輸出は、金利生活者の層の生産からこの完全な遊離をますますつよめ、いくつかの海外の諸国や

植民地の労働の搾取によって生活している国全体に、寄生性という刻印をおす」（傍点—筆者）。

いうまでもなく、これはレーニン『帝国主義論』の第八章「資本主義の寄生性と腐朽」の中の一節であるが、寄生地主概念の範疇規定には、当然、この観点が不可欠でなければなるまい。ただ、わが国の場合には、この寄生階級が、——少なくともその主要な部分が——独占資本の未発達という国内条件に規定されて、ヨーロッパの場合とは異なり、農民の上層部から生みだされたということが決定的に重要である。（因みに、明治三四年の、日本全国の五〇万円以上の資産家、四四一名のうち八八名〓二〇％は「農業」「林業」「大地主」であり、さらに多くの場合、地主が兼業している「金貨」「酒造業」をこれに含めれば、これら資産家の主要部分は、大地主であったとして差支えない。また、六三名〓一四％を占める旧大名華族にも大土地所有者が多かったから、この部分を加えれば、さらにその比重は高くなるろう。明治三四年『時事新報』井上清『日本の歴史』下巻参照。）

以上のように、先進帝国主義の場合には都市資産階級が、投資階級・金利生活者として現われたのとは違って、わが国の場合には、まさに大地主がその主要部分を構成していたということ、それ故に、日本の寄生階級は、同時に、直接生産者〓小作農民にたいする搾取者として、かつ産業資本の未蓄積の補充者としても現われざるをえなかったことに注意しなければならないのである。

先に、われわれが、寄生地主は、(1)小作人〓小作料、(2)産業資本〓利潤、(3)植民地超過利潤〓弱小民族の労働の搾取に寄生するといういみで、すなわち三個の視点〓三重の規定からその寄生性を理解すべきだとしたのも以上の理由にもとづいている。いうまでもなく、三重規定の論理的連関は、たんなる併列関係にあるのではなく、(1)の規

定を基礎として(2)の規定が生じ、さらに(1)(2)の規定の上に(3)の規定が生じるといふ重層的な内的連関構造をもっている。

そして、寄生地主範疇をこのように理解してはじめて、われわれは、野呂栄太郎のつぎのような先駆的な指摘の真の意義を再発見できるのである。

「地主は、小作農民に対する関係に於て、地主たると共に亦一種の資本家である。だが、彼等が資本家であるといふのは、農業企業家としてではなく、利子取得資本家としてである。彼等は地主として年貢を強取する。それは本質に於て封建的搾取である。然し、彼等は、その年貢を、資本化された地代たる土地価格の利子として計算する。従つて、地主の大部分は、事実上同時に資本家就中利子取得資本家(株主、債券所有者、高利貸等々)であると云ふばかりでなく、土地をも彼等の計算に於て証券化してゐる(これを現実に具体化したのが自作農創定法であり、更に広汎に徹底せしめんとするのが農地金庫法案である)。かやうに、今や、日本の地主は、帝國主義的現段階に特有なる寄生的、停滯的、反動的性質を二重に体现してゐる。」(日本資本主義発達の歴史的諸条件 参照傍点、筆者)

以上に明らかなごとく、戦前段階においてすでに、野呂は「寄生地主」の寄生的、停滯的、反動的な性質を、帝國主義段階に特有なる現象として明確に把握していたのであった。

(6) ところが、全く奇異なことに、地主制史研究の戦後段階では、このような死活的論点は、なんら考慮されていない。一体、このような研究状況はなぜ生じたのか。ひとつは、戦後地主制史研究の主潮流、到達点でもあった、あの「寄生地主制論争」の展開の仕方それ自体に問題があったのであろう。というのは、あの「論争」では、「寄

生地的土地所有はブルジョアの發展の所産か否か」「幕末—維新时期に一定度の商品生産の發展がありながら、それが、何ゆえに寄生地主制の成立に帰結してしまったのか」あるいはまた「絶対主義政權の物質的基礎として寄生地的土地所有を措定できるか否か」等が中心的な論争点であったために、最も水準の高い論者においてさえも結局は、幕末經濟發展段階論・維新権力論をその射程距離に入れるのが、精一杯だったからである。だが、この「論争」が与えた影響があまりに大きかったために、一九五八年以降「論争」が行詰り状況に入ると、地主制史研究は急激に活発さを失ない、いわゆる「高度經濟成長」の時期には、地主制史研究にたいする関心すら急速に薄らいでしまったのであった。それだけに、筆者は、「寄生地主制論争」が、なぜ、このような結果に終わったのかについての史学史的総括が、現段階で再度、新たな観点から果たされる必要があることを痛感するのだが、いまはそれを行なうことができないのが残念である。(ただ、一言すれば、筆者の立場にたつかぎり寄生地的土地所有を明治絶対主義政權の固有の物質的基礎とする見解は、あらためて検討しなおす必要がある。というのは、幕末・維新段階では、地主の支配的形態はなお質地地主段階にとどまっており、これを寄生地主としてとらえることは許されないと考えるからである。)

(7) だが一方で、戦後の研究状況とは別に、戦前の『論争』段階においても、地主の「金利生活者」「利子取得資本家」的側面から、その寄生性を問題にすることがタブー視される傾向のあったことに注意しなければならぬ。というのは、戦前段階でこの点を問題にしたのは、野呂をのぞけば、むしろ労農派の論客であり、しかもそれは、方法論的には全く誤った立場から主張されることが多かったからである。その典型は小野道雄氏であった。いわく

「彼等（地主―註）は、不在地主なると共に、小作料として収奪した余剩価値を進んで都市の資本家的企業に投資した」かくて「地主はブルジョア化した。上半身は黄金色に、だが下半身は依然として封建色に染めなした近代地主」（傍点―筆者、『農村窮乏史を貫く「二重性」』の規定がそれである。ここから、いわゆる「地主のブルジョア化」をめぐる論争が生じたことは、あらためて指摘するまでもないが、この立論が「半農奴制解消の点」につらなることは明白であり、それ故にこそ、山田盛太郎氏（『分析』一七九頁）、服部之聡氏（『維新史の方法』所収著作集第一巻一七五―七頁）の痛い批判をうけたのであった。

そして、かかる『論争』状況を反映して、以後、地主の「利子取得資本家」としての企業投資活動の強調は、「地主のブルジョア化論」の再版であるといわせるような、傾向を生み出したのである。

戦後の地主制史研究も、このような影響からまぬがれていない。筆者も、以上のような研究史上のいきさつを強く意識せざるをえなかったし、また、戦後の寄生地主制史研究の支配的潮流の重圧からも身軽になつたわけではな^い。だが、それにもかかわらず、敢えてこのような主張を行なつたのは戦後地主制史研究の展開の仕方を、再度、根本的な点にまで溯って検討しな^おす必要を痛感したことと、また、それなしには、最近の地主制史研究の停滞状況は打破できる筈もないと考^えたからである。本論における筆者の視角および方法論も、以上の点との関連で構想されていることはいうまでもない。

第五節 展 望

前節で、明らかにしたように、日本資本主義は資本蓄積の低位性を、地主層の蓄積資金に補充されることによって始めて確立できただけでなく、同時に帝國主義への転化をも完遂したのであった。それとともに、寄生地主的土地所有は、日本資本主義の全産業構成中における不可欠の構造的一環としてくみこまれ、かつ、地主層も嚴密ないみにおける「寄生地主」範疇としてみずからの姿態を完成させた。

さて、本節では、産業資本確立期（Ⅱ帝國主義転化の時期）に、このようにして成立した寄生地主（制）がその後の歴史的發展のなかで、いかなる方向をたどるにかをかんたんにみておくことにしたい。

尤も、ここでの検討は、あくまでも展望を与えるかぎりでのみ行なわれるにすぎず、独自の分析は別個の課題として残さざるをえない。従って、本節では第一～四節で確認した資本と土地所有との関連の仕方が、資本蓄積論の観点からみて、いかなる変化をとげていくかという問題だけにしぼって考察を加えていくことにする。

検討の焦点は、ここでも国家財政と資本蓄積Ⅱ土地所有との関連の追究に定められる。また、考察の対象的時期は、大正―昭和初年に限定される。

第32～35表は、この点を検討するために作成したものが、まず第32表によれば、租税収入中において地租の占める比重が、大正六年を最後に一〇％台を割り、遂に七年からは数％の位置を占めるにすぎなくなったこと、これにたいし、所得税は大正六年を画期に地租比重を凌駕し、以後、徐々的にはいえ、増加傾向を示しつつ、昭和十年代に入っては租税収入中の首位に立つにいたることが確認される。そしてさらに、注目すべきこととして、大正九年を画期

第32表 地租と所得税の構成比 (単位:千円)

年度	税種	地 租	所 得 税	租税総額において	
				占める比重	占める比重
大正	元 年	75,365	38,933	16.5%	8.5%
	2	74,635	35,591	15.9	7.6
	3	74,925	37,157	17.5	8.7
	4	73,602	37,567	17.8	9.1
	5	73,274	51,284	16.1	11.3
	6	73,478	94,649	13.1	16.9
	7	73,527	122,817	9.7	16.3
	8	73,754	193,148	7.3	19.2
	9	73,944	190,344	7.9	20.3
	10	74,130	200,938	7.4	20.1
	11	74,325	229,132	6.7	20.6
	12	73,134	163,846	7.3	16.3
昭和	元	68,723	209,577	6.0	18.4
	5	68,035	200,616	6.2	18.2
	10	58,042	227,339	4.8	18.9
	12	58,455	478,488	3.3	26.8
	15	29,323	1,488,678	0.7	35.3

(六〇・二%と七六・三%)を占めていたのが、大正五年を画期に第一種所得(法人所得)が首位にたったことが指摘されねばならない。すなわち、それ以前では、所得税収入の増大が、そのまゝ必ずしも資本制企業の担税力の増大を意味するとは限らなかつたのにたいし、五年以降では、明瞭に、所得税収入の増加が資本主義経済の発展によつても

に国税地租(総額)が地方税地租(総額)に追い越され、これまで国家財政の根幹を支えていた地租が国税としてよりもむしろ地方税にその重点を移していったことが判明するのである(第33表)。いうまでもなく右の事実は、中央財政における地租収入のもつ意義が決定的に低下したことを示しているといわざるをえず、事実、この時期を境に、地租の地方への委譲問題が議論されはじめるのであつた。⁽¹⁾

これにたいし、国税中においてその地位を徐々に高めつゝあつた所得税比重の推移からはいかなる論点をひきだすことができるだろうか?

この点については、まず、これまで所得税収入のうち、個人所得(第三種所得)が圧倒的に高い比重

第 33 表 国税地租と地方税地租
(単位：千円)

年次	国税地租	地方税	
		地租付加税	段別割
大正 5	73,274	30,095	310
6	73,478	35,007	377
7	73,527	41,615	396
8	73,754	58,022	582
9	73,944	73,311	815
10	74,130	81,236	775

『明治大正財政詳覧』p. 378, p. 524 ヨリ作成

第 34 表 所得税構成比

年次	第 1 種	第 2 種	第 3 種	合計
				千円
大正元	29.3	0.7	70.0	39,351
2	36.1	0.9	63.0	36,096
3	35.1	1.1	63.8	37,512
4	38.7	1.1	60.2	37,931
5	51.8	1.2	47.0	51,502
6	62.1	0.6	37.3	95,234
7	49.6	0.9	49.5	124,906
8	56.5	0.7	42.8	195,139
9	67.3	4.3	28.4	193,626
10	46.6	7.1	46.3	203,527
11	38.9	6.5	54.6	233,291
12	27.3	10.7	62.0	200,065
13	31.7	12.5	55.8	207,180
14	36.8	11.8	51.4	238,163
昭和元	32.7	14.0	53.3	219,841

『明治大正財政史』第 6 巻 p. 1222 ヨリ

たらされていることが判明するのである。

第 34 表をみてみよう。大正元年には全所得税中、第一種は二九・三％、第二種は〇・七％、第三種は七〇％であったが、大正五年には逆転して、第一種が五一・八％、第二種が一・二％、第三種が四七％となっている。このように、法人企業の租税負担の増大が、この期における所得税の地位の向上をもたらし、ことに注意しなければならない。もっとも、大正一〇年以降には、再び、第一種と第三種の比重が逆転している。法人企業の支払う税負担が増大化傾向にあったと簡単にいゝきることにはできないが、九年以降の逆転は、法人企業の担税力の弱さをいみしているの

第 35 表 第三種個人所得課税対象額構成比

年次	田畑	貸宅地 及貸家	原野其 他土地	山林	商業	工業	俸給・ 給料・ 賞与他	配当	合計(そ の他を含 む)
	%	%	%		%	%	%		千円
大正元年	29.8	9.0	2.6%		21.8	5.62	19.8		765,426
2	32.9	10.0	2.56		21.8	5.62	16.1		694,056
3	35.0	9.85	2.3		20.4	4.8	16.1		723,716
4	34.0	10.1	1.91		20.6	4.88	17.0		697,284
5	28.4	10.6	2.12		22.4	5.85	17.9		703,101
6	22.1	9.9	3.02		28.0	7.95	16.4		844,566
7	20.2	8.8	4.26		31.0	9.4	14.1		1,087,632
8	25.2	7.2	3.5		28.5	8.2	15.9		1,557,687
9	33.4	7.2	4.7		23.3	5.4	15.2		1,872,656
10	27.6	6.3	3.14		23.1	5.16	17.5	6.7%	2,595,934
11	24.3	6.7	3.12		22.5	4.8	18.3	9.56	3,237,902
12	19.5	7.65	2.3		23.3	5.0	25.6	9.8	3,208,282
13	15.9	8.76	2.9		25.8	4.7	21.4	9.55	3,140,043
14	16.4	9.85	1.84		25.2	4.4	21.3	9.36	3,282,387
15	16.0	12.1	1.5		25.4	4.2	20.6	10.7	2,731,225

資料『明治大正財政史』第六卷内国税上 p. 1,235~5 ヲリ作成

ではなく、むしろのちにも述べるように、国家権力による資本擁護の租税政策——すなわち、資本（企業）にたいする軽課と所有（個人）にたいする重課あるいは商工業にたいする軽課と農業にたいする重課——がもたらした現象であると考えるべきなのである。

この点は、第三種所得の課税決定額の多寡比比重を種類別に検討しても判明するところといつてよい。第35表は、大正元一五年において、第三種所得の主要税源がどこにあるかをみるために作成したものであるが、大正期に独占資本の発展期には、明治三〇年代に産業資本の確立期とちがって、個人所得の主要素は、田畑収入から、漸次、商工業、俸給、給料、賞与および配当収入へと移行しつつあることが判明する。すなわち、田畑収入にたいする課税比重が、大正五年を画期に三〇%台から二〇%台への

低下を示したのをはじめ、貸宅地および貸家、原野其他土地、山林等も減少傾向にあり、総じて農業（個人）所得への課税比重が低下しているのにたいし、商工業への課税比重は二五〜四〇%にあって漸増傾向にあることが確認できるのである。

しかも、このことに加えて指摘されねばならない点は、大正九年の税制改革（後述）以後、配当所得が第三種所得として捕捉されるにいたった結果、配当収入への課税比重が七〜一〇%を占め、この時期に広汎な投資階級の形成が認められること、さらには、大正一〇年代に入ると俸給、給料等への課税比重が、一〇%台から二〇%台へと着実に増加して、所得税を給料の中から負担する労働者階級が漸次増大化傾向にあったことが読みとれるのであって、これらの事實は、いずれにしてもこれまで農業所得への課税を中心にしてきた第三種所得が、次第に、資本主義の発展を直接に反映する税収構造を示すにいたったことを示唆しているといわねばならないのである。

かくて、右にみたごとく国家財政段階における地租と所得税の構成的比重の変化が、一体何をいみするかは、いまや明白である。

それは、端的にいえば、第一次大戦後の好況局面で、ようやく国家財政は、農業部門への依存度を弱めつゝ、それに代って、莫大な戦事超過利潤の発生を基礎として強大化した独占資本へと依存度を強めていったということにつきるだろう。

このことを、われわれの観点にひきつけて問題把握を試みるならば、

- (a) 地租に着目するかぎり、明治末期に早くも国家財政の農業部門への依存度は低下したといふうるが（通説的見

解)、それに所得税負担をつけ加えるならば第一次大戦期までは地租及び地代の線に依存せる資金動員方式が基本線となっていたこと。

(b) だが、第一次大戦期の戦事超過利潤の巨大な発生を一大転期として、国家財政規模の巨大化が進行し、農業負担部分の相対的減少がみられるにいたったこと、まずこの二点が注目される。

そして、右の事實は、資本制企業の飛躍的發展を背景として、日本資本主義の資本蓄積様式が地租・地代の線に依存するそれから、社会的総資本のみの蓄積に基本的には立脚しうるようになったことの財政的指標となっていると考えられ、こゝにわれわれは資本蓄積様式の転換を示唆する一つの重大な局面変化が生じたことを看取せざるをえないのである。

とはいえ、これをもって農村収奪がゆるめられたと、直線的に理解してはならない。というのは、国家的規模からみるかぎり、国家財政の農業依存度は明らかに低下したとはいえ、そのことはただちに農村への租稅収奪の緩和をいみするものではなかったからである。

否、それどころか、第一次世界大戦後にはふたたび、地方税の大幅な増徴が行なわれた結果、農村はかつてなかったほどの過酷な租稅収奪に直面しなければならなかった。そればかりでなく、大正九年反動恐慌がこれに追いつくちをかけるように農村窮乏を深刻なものにしていった。そして、昭和恐慌がさらに深刻な影響を農村に与えていったことはいうまでもない。かくして、この九年以降の公租公課負担の増大は、一般農民はもろろん、地主層にたいしてさえも決定的な影響をおよぼさずにはおかなかったのである。

では、大正—昭和初期の公租公課負担の実態はどうであったのか。つぎにこの点に検討を加えてみなければならぬ。

第36表は、昭和三年度の農業者と営業者の所得にたいする公租公課の負担率を示したものであるが、明らかのように農業者偏重の税収奪の強行がいっそう徹底して行なわれていることが判明する。

すなわち、大蔵省調査によっても、田畑所得者負担は商工業所得者負担の約二倍に及んでいることが判明するし（第36表）、帝国農会調査によれば、租税のほか公課も含んでいるため、その差はさらにひらき、田畑所得者の負担は、営業所得者の三倍ないし四倍に達し（第37表）、いかに税負担の不均衡が顕著な形で進行しているかゞ判明するのである。しかも、その負担割合が地主、自作者、物品販売業者、製造業者の順で軽くなっていて、最も重い負担割合を示すのは地主であるという点に注意されねばならない。

第36表 商工業者と農業者の租税負担比較

所得額	田畑所得者負担	営業所得者負担
1,200円	22.48%	10.52%
2,000	26.49	11.51
3,000	29.13	12.11
5,000	27.89	14.01
10,000	34.84	16.03
30,000	40.33	22.72
100,000	53.24	30.05

大蔵省調査（昭和3年度）

もつともこの場合、右資料が地主層の利害を代弁する帝国農会の調査にもとずいているということ、とくに租税負担の軽減を要求するために作成された資料であると思われるところから、地主の負担部分はいく分過大に評価されているのではないかと考えられる。したがって、農業者の中でも最も上位の所得者として位置づけられる地主の負担割合が実質的にも最高であると断定するには、なお一定の留保、検討が必要なのだが、そのことを考慮した上でも、のちにみるごとく、地主の公租公課負担が、この時期に急激な

第 37 表 所得額ニ対スル公租公課負担の割合

業 別 階 級 別		農 業 者		営 業 者	
		地 主	自 作 者	物品販 売 者	製 造 業 者
所 得 階 級 別	300円程度	—	37.2%	13.2%	12.4%
	500 "	53.7%	34.0	13.0	15.6
	1,000 "	57.4	29.2	14.0	13.0
	1,200 "	61.6	27.6	15.6	16.5
	2,000 "	61.4	26.7	17.3	15.3
	3,000 "	57.4	—	19.5	16.8
	5,000 "	56.1	—	18.1	20.9

(備考) 帝国協会調査 (昭和 6 年)

1. 本表ハ実所得額ニ対スル公租公課負担ノ割合ヲ見タルモノナリ

2. 実所得額不明ノモノハ所得決定額ニ対スル割合ヲ以テ算出シ平均セルモノナリ

公租公課負担額調

業 別 階 級 別		農 業 者		営 業 者	
		地 主	自 作 者	物品販 売 者	製 造 業 者
所 得 階 級 別	300円程度	—	円 銭 109.45	円 銭 42.81	円 銭 42.49
	500 "	円 銭 275.55	166.41	73.21	92.14
	1,000 "	542.24	255.04	146.64	140.99
	1,200 "	778.93	317.50	197.90	225.60
	2,000 "	1,124.46	499.60	369.84	353.15
	3,000 "	1,748.79	—	597.61	622.49
	5,000 "	2,942.75	—	1,080.49	1,158.68

新潟県大地主所蔵資料第五集『千町歩地主田巻家の構成』p 458~9 ヲリ

増大をみせたことは全く疑いなく、いとこころと思われるのである。それでは、この時期の地主層の公租公課負担の増大は、何によってもたらされ、かつ、それは地主層の存形態にいかなる作用を及ぼしただろうか？

この点につき、われわれは最低限、つぎの三点、(1) 地方税負担、(2) 所得税負担、(3) 小作地管理費、の三点に検討を加えてみなければならぬ。というのは、地主の公租公課負担の増大をもたらしたこの三要因こそ、まさに、独占段階における地主の存形態の変化を促した要因であ

第38表 大正9年地方税増徴内訳

改正前と後 税種	府 県		市 町 村	
	改正前	改正後	改正前	改正後
地租附加 税制限率	13	34	9	28
	100	100	100	100
宅地 其他の土地	32	83	21	66
	100	100	100	100
段 別 割	40銭	1 円	40銭	1 円
営業税附加税	11	29	15	47
	100	100	100	100
所得税附加税	4	3.6	15	14
	100	100	100	100

三年には県税が五、四〇〇余円、村税が四、四〇〇余円となり、それぞ
れ明治三〇年度の一六倍と一一倍に、大正元年と比較すれば、県税は
五・七倍、村税は四・四倍にまで急上昇をとげているのであった。

この点は市島家の場合にも確認できる。第39表は、市島家の公租負担
のうち、主要な四項目のみをえらびだして、その比率を算出したもので
あるが、地方税だけに限っても明らかごとく、大正七・八・九年と段
階を画しつゝ増大を示し、昭和一〇年頃までは県税、村税を合せた地方
税が、一貫して最も高い比重を占めていることが判明する。

いふまでもなく、このような地方税負担の重圧は地主経済にも深刻な
影響を与えずにはおかなかつたわけであるが、その点の考察はのちにゆ
ずり、こゝでは先にも述べたごとく、この地方税増徴が、国税地租と地
方税地租の比重を逆転せしめ、かくして、そのことが後に地租の地方委
譲論の一論拠ともなるといふほどの画期性を与えていたことに注意して
おきたいのである。

それでは、つぎの(2)所得税負担については、いかなる論点が指摘でき
るだろうか。

この点につき、われわれすでに、第23、24、25表で地主層の所得税負担が明治三七、八年の第一次・第二次非常特別税の創設以後、一貫して顕著な増加傾向にあることを確認した。そしてそれにとどまらず、大正八・九年には遂に

第39表 市島家の公租負担の実態

年次	地租	所得税	県税	町村税	地租	所得税	県税	町村税	その他を 含む合計
大正元年	22.8%	25.6%	17.8%	11.2%	19,583円	21,976円	15,267円	9,607円	85,932円
3	23.4	21.3	20.9	9.6	21,336	20,460	20,637	9,236	96,156
5	24.4	24.0	21.4	9.55	20,582	20,199	18,070	8,047	84,221
7	16.1	25.8	18.0	9.85	20,555	32,837	22,921	12,520	127,315
8	12.2	36.0	19.5	13.4	20,666	60,834	33,128	22,771	169,282
9	10.4	34.5	17.9	16.5	20,405	67,620	35,060	32,305	196,263
10	10.0	40.3	17.1	13.5	20,148	81,082	34,532	27,236	201,797
昭和元	9.7	21.0	23.8	18.8	17,656	38,272	43,399	34,080	181,849
3	9.3	27.9	21.6	15.0	13,545	40,741	31,310	21,855	145,813
5	11.9	23.6	24.0	17.9	16,929	33,624	34,201	25,499	142,964
8	9.5	20.8	22.2	16.2	11,707	25,861	27,616	20,949	124,117
10	8.35	21.7	20.4	14.3	11,643	30,344	28,435	20,071	139,665
13	4.34	48.5	14.6	9.8	8,747	97,584	29,371	19,728	201,006
15	1.94	69.8	1.93	4.9	5,759	207,478	5,748	14,431	297,632
17	1.37	67.5	1.72	6.2	4,101	203,532	5,161	18,611	300,507

資料『市島家の地主構造』p 428～430より算出

所得税が地租を凌駕するにいたるほどの著増を示している事実をも同時に明らかにしておいた。

これをいまいちど、確認すれば、第23表の広瀬家の場合には、大正七年に地租一、九九三元（二四・二%）、所得税一、二九五円（一五・八%）であったのが、翌八年には地租二、二四四円（二六・六%）、所得税二、四九二円（二一・四%）と逆転し、以後九年以降はさらにその差を拡大していることが判明する。さらに、市島家の場合（第24表）には、戦時利得税、資本利子税が合算されているため、この傾向は一層顕著になっており、大正七年（戦時利得税創設、第三種所得税率約一割五分増加等）税制改革を契機に、所得税（三万二千元、二五・八%）は地租（二万円、一六・一%）を完全に凌駕し、それ以後は、大幅な増減を示しつつも、昭和十三年以降は実に、四九・七〇%に及ぶ所得税負担比を計上するにいたっているのである。因みに昭和十七年では、地租が四、一〇一円、一・四%であるのたいし、所得税は二〇万数千円、六七・五%であったから所得税負担がいかに重大な影響を地主経済に与えたか想像される。

ところで、この所得税負担の増大が、先の地方税負担の増加と同じく、大正九年の税制改革によって加速化されたものであったことを、こゝで指摘しておかねばならない。

というのは、この九年税制改革によってはじめ、三二年改正以来、一貫して課税対象からはずされてきた配当所得が、個人所得に総合されて課税されるにいたったからである。

従来、この配当所得への課税は、長い間の懸案であったが、資本蓄積を阻害するとの理由から、その実施はひきばされていた。この九年改正においても、この点に論議は集中し、「従来の源泉課税を一挙にして総合課税に改むる

ときは納税者の負担急激に増加し、延ては資本家をして株式の投資を躊躇せしむるの結果となり、自然産業の発達を阻害するの虞あり⁽⁴⁾(傍点筆者)とする意見がだされ、かくて、当初、配当所得の全額に課税するとした第一次案は、数回の修正をへて、八割から七割へ、さらに六割へと減額され、結局、配当所得の六割にたいしてのみ課税すること⁽⁵⁾で決着をみたのであった。

大正九、一〇年以降の所得税負担の増大は、まさにかゝる内容の税制改革によつてもたらされたものであり、したがつて、株式投資活動を活発に行なつていた地主ほど、その税負担は著増を示しているのである。

さて、以上の検討から指摘しておきたい事はつぎの点にある。

すなわち、九年改正においても、資本の増加を阻害する課税にたいしては、できるかぎり輕課でのぞむとする資本擁護の方針が一貫しており、そのいみで、それ以前の政策との間に本質的な違いを認めることはできないが、にもかゝらず、われわれの観点からは、この九年税制改革によつて、かく配当所得への課税がなされたということは、これまでで農村部に蓄積された資金に依存しつゝ資本蓄積をつゞけてきた日本資本主義の蓄積様式に一つの転期が生じたことの反映ではないかということである。なぜなら、これまで、日本資本主義は農村資金に補充されることなしに充分な資金的基礎をえられなかつたために、土地所有へは重課、株式所有へは無税という租税政策を展開することによつて、農村部に蓄積された資金の農外流出を可能なかぎり図つてきたわけであるが、こゝにおいてその方針は一定の修正をうけ、六割課税とはいえ、ともかく配当所得への課税をなしうる程度には、資本制企業の蓄積力が増大したものと考えられるからである。

この点は、第一種所得税の改正内容をみればいっそうよく理解できる。

いま改正内容の要点のみを記せば、つぎのとおりであった。すなわち、従来単一であった課税標準を改めて、超過所得、留保所得、配当所得、清算所得の四種に区別し、個人にたいして支払う配当所得には定率五分、社内に留保する留保所得には超過累進率を採用し、超過所得（資本金額払込資本金に各種積立金を加えたものにたいして年一割を超過する部分）にたいしては利益歩合の大小による累進率を、清算所得には百分の七・五の定率を課すこととしたのである。⁽⁵⁾

こゝにみられるように、改正の主眼点は、法人企業への課税方法を精密化し、それによってできるかぎり企業からの税収確保を意図したものであるということができるのであり、そのいみではまさに資本制企業の担税力の増大を前提にしてはじめてなしうる改革であったということができ。

したがって、以上の検討によるかぎり、この九年税制改革こそは、現代所得税制の原基に位置づけられていることからも知られるように、まさに、独占段階に照応的な所得税体系の確立を実現したものであるということができ、さらには、われわれのいう資本蓄積様式の転換をも同時に示唆するところの財政史的指標ともなっていると考えられるのである。それゆえ、先にみた地主層の所得税負担の増大についても、国家財政が未だに地主資金への依存性を示していることの証拠であるなど、考えるべきではなく、むしろ逆に、地主経済が独占資本に適合的な税体系に完全に編み込まれたことの結果として、これを理解すべきなのである。

・事実、この時期以降、地主経済は独占資本からの支配を強く受けはじめるとともに、九年反動恐慌以後、急激に高

揚を示しはじめた農民運動に直面していく中で、徐々に衰退への過程に入っていくのであった。

そこで、つぎには、この間の事情を知るために、公課負担のうちでも、小作地管理に要する費用の増大化傾向について若干の検討を行なっておこう。

(3) 小作地管理費の増大。こゝにいう小作地管理費とは、地主が小作地を所有（地代を実現）するために必要とする費用の総体を指すものであり、したがって、厳密に言えば公課（耕地整理組合費、町村農会費等）と等置できないほかの費用も含まれているのであるが、一応、こゝでは公課負担の増大をいみするものとして取扱っていくことにする。

さて、第40表は、大正元々昭和一七年における市島家の諸上納（役銀）総額のうち、公課負担額がどの程度の比重を占めるかをみたものであるが、この間に公課負担比は二〇と三五%に及び、年によっては地方税、所得税に匹敵ないしそれらを凌駕するほどの増大さえ示している。すなわち、絶対額でいえば、大正元年一九、五〇〇円であった公課負担額は、七年には三八、五〇〇円、昭和元年には四八、五〇〇円と著増し、さらに昭和一七年にかけては六九、

第40表 公課負担比

年次	比率
大正元年	22.6%
3	24.8
5	20.65
7	30.25
8	18.9
9	20.7
10	19.1
昭和元年	26.7
3	26.2
5	22.6
8	31.3
10	35.25
13	22.76
15	21.43
17	23.21

〇〇〇円へと急上昇を上げているのであって、いかにこれら公課負担が地主経営にたいする圧迫となつたかご理解されるのである。

いふまでもなくこのような公課負担の増大は何も市島家のみに特有の現象ではない。それは第37表によつても確認しておいたごとく、新潟県だけの問題ではな

く、全国一般に認められる現象であった。

たとえば、次表をみてみよう。第41表は、山梨県の二〇〇町歩地主の、大正十一年度における租税公課及び小作地管理費の支出状況を示したのだが、これによって明らかなのは、この時期の地主負担の増大が、いかに顕著なものだったかということだけでなく、実はこうした小作地管理費の増大そのものが地主的土地所有の危機的状況をそのまま物語っていることである。

すなわち、3 奨励費、6 小作料取立費、7 金穀取立臨時雇費等は小作人による減免闘争、未納闘争が激しくなるにつれて新しく設定されたり、増額を必須にされた費用ということができ、さらには、田畑保護費についても従来は小作人出費であったものを小作人の要求により、地主出費に切換えさせられたものを多く含んでいることが判明するからである。⁽⁸⁾

このように山梨県第二の大地主N家といえども、この時期にいたれば、小作料收取状況の悪化に直面したなかで、にもかかわらず、それだけにいっそう小作地管理費を増大させなければならぬという矛盾^{||}地主的土地所有の危機的状況のなかに追い込まれていることに注意を促しておきたいのである。

「公課並ニ経費(管理費)ハ、年々増加ノ傾向アリ、之ニ反シ小作金穀ハ経済界ノ動揺並ニ志^マ想悪化ノ為メ逐年減少ノ傾向アリ」「地主ハ租税公課トシテ本書(後掲第41表参照)ニ計上シ得ルモノ、然ラサル所得税、同附加税戸数割、同附加税等総テノ負担並ニ地主タル経営上ノ諸経費マテ殆ント節約シ得ヘキナク唯累年増加ノ傾向アルカ故ニ金納小作金ノ増額ノ困難、収納小作米糶ノ減収並ニ其価格ノ比較的低廉ナル昨今ニ於テハ(商賣ハ之ヲ転課シ得ルノ道アル

第 41 表 租税公課及小作管理費の増大

科 目	内 容	金 額
1. 租 税 公 課	堰打費・耕地整理組合費・農会費・貸家税・水車税等を含む	10,415.40 円錢
2. 土 地 保 護 費	{ 田地保護費 水引堰修理石垣修繕費小作人補給	500.
	{ 畑地 " 石垣修繕費補給	350.
3. 奨 励 費	{ 小作金納入奨励 小作金 8,581 円に対する 1 円に付 3 錢	257.
	{ 共同苗代奨励 共同苗代用地麦代補助 1 反歩 20 円とす	200.
4. 店 員 給 料 夫	店員 3 名従前通り	1,300.
5. 店 用 人 夫	常用一人	200.
6. 米 麦 取 立 費	{ 煽量立人夫 3 千俵に対し平均 1 俵金 30 錢	900.
	{ 引 取 賃 " 20 錢	690.
7. 金 穀 取 立 臨 時 雇	金穀取立ニ付臨時雇 900 人 1 人金 1 円	900.
8. 自 作 農 業 雇 入	下男 2 人 1 人 300 円	600.
9. 自 作 地 肥 料	豆粕等 6 反歩田	125.
10. 貸 屋 修 繕		250.
11. 雇 人 食 料		900.
合 計		17,587.40 円錢

資料：N家『第三種所得金額申告書』（大正 11 年度）

モ地主ハ絶テ無シ（窮状実ニ諒察ヲ請フヘキモノナキニ非ス、他一般ノ地主ナルモノモ亦同シカル可シ）⁽⁹⁾（傍点・筆者）

大正十一年、公租・公課負担の増大、農民運動の高揚のみられるなかであって、二〇〇町歩地主N家は、かく記さねばならぬところまできていたのであるが、もちろん、かゝる実情はN家のみの特有の現象ではなく、まさに、「他一般ノ地主」についても同様に指摘しうるところだったのである。⁽¹⁰⁾

大正九年を画期とする公租公課負担の機構的重圧、農民運動の一般的高揚、そしてさらには九年反動恐慌に端を発するその後の慢性的不況状態は、かくして地主層の窮状を倍加していくのであった。

そこで最後に、右の国家財政以下の検討の結果を整理・要約して、そこからいかなる論点がひきだせるかを述べて本節を終えることとした。

以下、主要な指標を挙げて、要点のみを記せば、

- (1) 租税収入中における地租の占める比重が、大正六年を画期に一〇%台に低下した
 - (2) 租税収入中における所得税の占める比重が、同じく大正六年を画期に二〇%台に到達した
 - (3) 所得税収入のうち個人所得（第三種所得）が首位であったのが（六〇・二→七六・三%）、大正五年を画期に法人所得（第一種）が首位にたった（尤も、大正十一年以後は再び個人所得が首位になる）。
 - (4) 第三種所得のうち、田畑収入にたいする課税比重が、それまで三〇%台であったのが、大正四年を画期に二〇%台に低下し、商業・工業への課税比重が漸増傾向を示しはじめた。
 - (5) 俸給、給料等への課税比重が大正十年代に入って増大（一〇%台から二〇%台へ）した（賃労働者への収奪増大化の指標）
 - (6) 大正九年を画期に、国税地租総額と地方税地租総額の逆転が起り、国家財政における地租のもつ意義が決定的に低下した（地租の地方への委譲問題発生の根拠）
 - (7) 大正九年、所得税制改革によって明治三二年改正以来一貫して課税対象からはずされてきた配当所得が、ここにおいて初めて個人所得に総合されて（六割）課税されるにいたった。
- さて、以上の七つの指標を総合すれば、われわれはつぎのごとき論点を提出することができるだろう。

その一は、大正中期のかかる租税体系の重大な変化は、日本資本主義の資本蓄積様式の転換を示す財政的指標でなければならぬということであり、したがって、その二は、農村部に蓄積された資金（地租及び地代の線）に依存せる資金動員方式が転換したという以上、それはとりもなおさず、寄生地主的土地所有を不可欠の構造的一環としてくみこむことによって成立した日本資本主義が、ここにおいて、一定の構造転換を要求する段階にまで到達していたということにほかならず、そしてその三は、地方税、所得税、小作管理費の増大、小作争議の激化等の指標から判断しても、この段階にいたれば、寄生地主的土地所有はもはや経済的には弱体化の第一歩を確実に踏みだしていたとしなければならぬということ、これである。

だが、それにもかかわらず、全問題の基礎は、日本資本主義がその発展にとつてはもはや桎梏と化した寄生地主的土地所有を構造的に揚棄するだけの能力を全く欠いていたことにある。半封建的土地所有と独占資本主義との矛盾、相剋、これの内訥的深化が、その後の全矛盾の基礎をなす。かくして、産業資本確立期に確立した寄生地主範疇は、もはやその存在理由を喪失したにもかかわらず、否それ故にこそ、耕作農民にたいする寄生性をいっそう露わにし、それを基礎として独占資本、植民地超過利潤の分け前に参加し、かくて天皇制国家権力の政治的反動の支柱としてみずからを位置づけていったのである。

(1) 藤田武夫『日本地方財政発展史』二二二頁、

(2) 前掲書二二〇頁。

(3) 前掲書二二一頁の記述より作成。

(4) 『明治大正財政史』第六卷一〇九三頁。

(5) 阿部勇『日本財政論』租税、改造社、三五二—三五三頁。

(6) 高橋誠「現代所得税制の展開」『経済志林』第廿八卷第一号。

(7) ここでいう公課の内容としては、つぎの諸経費を指している。すなわち、普通水利組合費、排水組合費、耕地整理組合費、町村農会費、協議割、天王山林部公課、雑税の七負担である。

なお、この点については、新潟県大地主所蔵資料第三集『市島家の地主構造』四二九—四三〇頁参照。

(8) N家『小作日誌』

(9) N家『所得審査申請』『第三種所得金額申告書』大正十一年

(10) 大正十年代から昭和恐慌にかけて、地主層が公租公課負担の増大を、いかに重圧として感じていたかは、この時期、各地いたるところで、税負担の重さを訴えた歎願書がだされていることにも現われている。その多くは、地主から所属の税務署長宛に提出されている。左掲資料もその典型例であるといつてよい。

(例1) 昭和五年度第三種(個人)所得減損更訂申請ニ就イテ

「米価ガ惨落シテ地主ト云ハズ農村ニ住ムモノハ非常ニ苦況ニ陥リ税金ヲ立テレバ喰ヘズ、喰ヘバ税金ガ立テラレント云フコトニナツテ居リマス、ソコデ消極的救済法デアリマスガ個人所得ノ減損更訂ヲ申請シ税金ヲ軽減シテ貰ヒ既納税金ノ還付ヲ乞フコトデアリマス」

(例2) 相続税課税事項申告書本記事欄ニ挿入事由

「小作争議指導者ノスローガンヲ盲信シ土地ニ対スル所有欲的愛情執着ノ觀念ヲ喪失シ所有権ヨリ寧シロ借地権即チ耕作権ヲ重大視スル結果、所有権ハ単ナル租税公課賦、賦徴ノ対償物タルノミニシテ何等生産的ニ価値ナキ物ト觀察スルガ故ニ土地競

売上裡ニモ希望者皆無ニテ再三再四價格ヲ低下スルモ競売人絶無ニシテ恰モ無價值ナル状態ヲ顕出シタリ。此思想ヲ一層更ニ助長奨励スル小作法案アリ、況ンヤ本小作法案ガ将来確定立法トシテ実施ノ曉ニ於テオヤ、論シテ之レニ想到セバ豈當ニ其理論ヲ肯認セザルヲ得可ケンヤ、然ルニ生産収量ノ激增多額熱望ノ為メ揚排水機水利組合費等土地負担ノ加重倍増シ殆ンド生産品タル小作料ハ購求スルヨリ以上ニ尚ホ且ツ高價ナル法定果実ヲ收納シツ、アルガ如キ実情ナリ。要之概観的以上ノ如キ理由ト次第ニシテ土地改良費等ニ制限セラレタル余剩價值ハ絶無ニ帰シ、否欠損相繼グ事実全ク地主ノ經濟的苦況ハ土地價格ノ無價值化ノ農産物價格ノ慘落ニ即シテ所謂小作料ノ生産費倒化等ノ事情狀況ヲ検討考察シテ嚴正公平ニシテ同情ト好意アル推斷考慮ヲ切望スルモノナリ、敢而尊嚴ヲ冒瀆シテ清鑑ヲ仰グ所因ナリ、

昭和六年七月

新築田稅務署長殿

『千町歩地主齋藤家の構成』五八八頁・六八〇頁。

(11) 日本資本主義にとつて寄生地主的土地所有が邪魔物になったということとは、少なくとも日本資本主義における寄生地主制の構成的意義が変化したことを示している。それにもかかわらずその構造揚棄が遂に農地改革までひきのばされたところには、軍・封帝主義台頭ノ崩壞の奥深い經濟的基礎があつたわけだが、この点は、すでに指摘されていることなので、ここでは、寄生地主制解体の歴史の出発点ニ画期をどこにおいたらよいかという点について、かんたんに私見を述べておきたい。

寄生地主制の解体への画期をどこにおくかという問題は、論者の地主制史論、日本資本主義史論と密接に関係してくるため、それ自体別個の検討を要するが、筆者は一応、大正九年説を採用しておく。全般的危機段階における日本資本主義の構造的危機、その集約的かつ爆発的表現たる一九二〇年恐慌こそは、農業危機を併発し、その後の全農業問題の方向を決定づけているからである。また本稿の視角と関連して、大正九年、中央、地方財政の改革を念頭においていることはいうまでもない。

因みに、研究史上の画期のとり方を検討すれば、ほぼつぎの三つの見解が存在しているといつてよいだろう。

(1) 明治四〇年代説。日露戦後農業行詰り論の帰結として。高橋亀吉氏前掲書。

(2) 大正三、四年説。日露戦争から第一次世界大戦期、農民経営における「C」と「V」を内包した「費用価格」の形成を論拠として。暁峻衆三氏前掲論文。

(3) 大正六、七年説。ロシア革命と米騒動を以って画す。山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」(『戦後日本経済の諸問題』所収、東大経済学部記念論文集第二部) 栗原百寿『現代日本農業論』(『大正七年の米騒動を一大転機とする』一〇頁)

(一九六六年一月一六日成稿)
(一九六七年一月一日改稿)